

SingaLife Biz

BUSINESS GUIDE 2023

人材×企業の マッチングエキスパートに 聞きました

ー採用サポートを依頼したときの流れ
ーもはや人材探しは日本人限定にしない方がいい?!
ローカル採用の必要性を語る

シンガポールの 飲食王・松本尚氏に訊く 「未来の経営ヒント」

日本メディカルケア
佐藤健一先生に
新型コロナの現状に
ついて伺いました

東京不動産
担当者に聞きました
～おすすめのオフィス
・コンドミニアム～

シンガポールで働く すべての人必携

基本情報から最新情勢までを網羅



無料開催！ 個別相談、オンラインセミナー随時受付中

シンガポールドルの有利な活用方法をご検討されませんか？

シンガポールドル建て生命保険加入は在星者の特権です。
老後資金や教育資金などの準備に適した資産形成の提案をいたします。

生命保険商品の中には、株式や投資信託とは異なり、
貯蓄性が高くリスクの低い特徴のものがああります。

円建ての保険商品と比較して、早く資産を増やすことができる商品が多く、
将来に向けた、着実な資金積立が現実のものとなります。
是非、みなさまの資産活用の一部としてご利用ください。

当社では、過去3年間で1000名を超える日本人のお客様にご購入いただいております。
ご購入後も日本人サポートデスクがお手伝いいたしますので、ご帰国や他国へのお引越しの際もご安心いただけます。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.sonylifefa.com>



ご相談頂いた皆様からのご感想

興味はあったが、相談先が見つけれなかったので、大変参考になりました。プランニングの話が特に印象に残っております。

老後（将来）への必要資金の意識ができ、商品の内容も分かりやすかったです。

日本の保険とシンガポールの保険の予定利率の違いが印象的だった。日本語でご説明いただける貴重な機会でした。

具体的な事例をまじえての説明だったので、よりリアル感をもって聞くことができた。



具体的な金額の入った例があり分かりやすかった。

シンガポールで加入した場合のメリット、デメリット及び日本国内商品との違いが分かり良かった。

日本の会社に籍がないため、個人年金保険などの資産運用について非常に参考になった。利率の高いシンガポールにいるうちにぜひ運用したいと思った。

中々とつきにくいお金の話を非常に分かりやすく教えていただきました。



菅野 陽平 かのようへい

- 日本にて10年超のフィナンシャルアドバイザー経験
- シンガポールの生命保険、損害保険販売ライセンス資格保有
- AFP 資格(フィナンシャルアドバイザー)



安田 晴美 やすだはるみ

- シンガポール PR
- シンガポールの生命保険、損害保険販売ライセンス資格保有

CONTENTS

目次

在シンガポール日本国大使館 石川大使からのメッセージ	006
日本国大使館による在留邦人へのサービス	007
シンガポール日本人会	008
シンガポール日本商工会議所 (JCCI)	009
日本貿易振興機構 (JETRO)	010

CHAPTER 1

巻頭特集「シンガポールで輝く！」

インタビュー シンガポールの今とこれからを聞く JETRO シンガポール事務所 久富所長インタビュー	012
企業 Leonian Singapore PTE LTD	016

CHAPTER 2

基礎情報

シンガポール地図	018
シンガポールの概要	
地理・気候	020
民族・宗教・言語	021
通貨・祝祭日	022
シンガポールでの生活を安全に過ごすために	023
シンガポールの歴史	024
シンガポールの政治概況	028

CHAPTER 3

交通・物流

シンガポールの交通インフラ	032
---------------	-----

CHAPTER 4

経済概況

シンガポールの経済政策	038
シンシンガポールのショッピングモール	042
シンガポールの大学	043
コラム 数字で見るシンガポール	044

CHAPTER 5

会社設立の基礎知識

シンガポールで法人を設立する	048
法人設立後に必要な手続き	052
オフィスの賃貸契約	056

コラム 東京不動産担当者に聞きました ～おすすめのおフィス・コンドミニウム～	060
企業 CPA CONCIERGE PTE LTD	051

CHAPTER 6

法務・総務

シンガポールにおける外国法人の法規制	064
シンガポールの厳しい法律と刑罰	068

企業	Syrius Starseeds.Pte.Ltd	066
	One Asia Lawyers Group/Focus Law Asia LLC	067

CHAPTER 7

税務・会計

シンガポールの税制	070
-----------	-----

シンガポールの会計	074
ポジションタイトル	078

企業	株式会社マルチブック	077
----	------------	-----

CHAPTER 8

人事・労務

シンガポールの雇用事情	082
外国人雇用のための労務管理	088
シンガポールでの就職と転職	093

企業	REERACOEN Singapore Pte.Ltd	080
	PERSOLKELLY Singapore	085
	RGF Talent Solutions Singapore Pte Ltd	092
	Fifty One Media Pte Ltd	094

コラム	人事・採用担当者必見！	
	人材×企業のマッチングエキスパートに聞きました	086
	採用サポートを依頼した場合の流れ	
	もはや人材探しは日本人限定にしない方がいい？！	
	ローカル採用の必要性を語る	

CHAPTER 9

ビジネス環境

シンガポールの不動産事情	096
--------------	-----

コラム	シンガポールの飲食王・松本尚氏に訊く「未来の経営ヒント」	102
-----	------------------------------	-----

企業	Nippon Jimuki Singapore Pte.Ltd.	100
	Okamura International (Singapore) Pte.Ltd.	101
	HINODE FOODS(S)PTE.LTD	104
	Crafted	105
	WOLF GANG'S steak house	106

CHAPTER 10

ASEAN

ASEAN の概要	108
-----------	-----

ASEAN 加盟国の概要	
インドネシア	114
マレーシア	115
タイ	116
フィリピン	117
ブルネイ	118
ベトナム	119
ラオス	120
ミャンマー	121
カンボジア	122

CHAPTER 11

生活環境

シンガポールの医療事情	126
おすすめゴルフ MAP	137
シンガポールの住まいと暮らし	138
シンガポールの教育環境について	142
シンガポールの幼稚園（プリスクール）	145

コラム	日本メディカルケア	
	シンガポールの新型コロナの現状について	
	佐藤先生に伺いました	130

企業	THOMSON JAPANESE FAMILY CLINIC	124
	日本メディカルケア	132
	Healthway Japanese Medical	133
	Nihon Premium Clinic	134
	Tokyo Century Leasing(Singapore)Pte.Ltd.	135
	KAWATEC	136
	株式会社 ZIPAIR Tokyo	147
	NX シンガポール	148

シンガポール ビジネスガイドブック 2023

Singapore Business Guidebook 2023

発行日
2023 年 7 月 27 日

発行所
Fifty One Media Pte Ltd
Twenty Anson #11-01, 20 Anson Rd, S079912
info@fiftyonemedia.com
http://singalife.com

印刷所
Times Printers Pte Ltd

Permit No.
MCI(P) 020/04/2023

在シンガポール日本国大使館 石川大使からのメッセージ



「ビジネスガイドブック 2023」の刊行をお祝い申し上げます。
このガイドブックがシンガポールでビジネスを展開されている皆様、あるいはこれからご検討されている皆様に活用されることを
祈念いたします。

日シンガポール両国は1966年に国交を樹立して以来、政治、経済、文化、人的交流などあらゆる側面で緊密な関係を有しています。

政治面では、昨年、シンガポールとの間で首脳間及び外相間の相互往来が実現しました。また、本年に入ってから岸田総理大臣のシンガポール訪問をはじめ、日シンガポール両国の政府要人の往来が数多く実現しています。本年は日ASEAN友好協力50周年であり、12月には日本で日ASEAN特別首脳会談が開催されます。この機会を捉えて日シンガポール間の協力関係の一層の強化を図ってまいります。

また、シンガポールはインド太平洋地域の貿易・金融・交通のハブであり、約800の企業がシンガポール日本商工会議所の会員となっているなど、多くの日系企業の皆様がインド・太平洋地域を総覧する地域統括本部をシンガポールに展開・強化しておられます。当館として、当地でご活躍されている皆

様の活動を引き続き支援してまいります。

さらに、シンガポールはASEAN地域における文化・情報発信拠点でもあります。当館としても、ジャパン・クリエイティブ・センター（JCC）において、さまざまな日本関連のイベントを実施してまいりました。今後も、日本のさまざまな魅力を発信するため充実したイベントの企画・実施に努めますので、是非JCCに足を運んでいただければ幸いです。

コロナの苦しい時期を脱し、両国の水際措置も撤廃されたいま、人的交流がますます盛んになることと思います。日シンガポール間の相互理解及び友好関係が一層深まることを心から願っております。

日シンガポール関係の更なる発展に向けて、大使館一丸となって努力する所存ですので、今後とも皆様のご協力・ご助言をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康とますますのご発展を祈念いたします。

令和5年7月
駐シンガポール日本国特命全権大使
石川 浩司／Ishikawa Hiroshi



在シンガポール日本国大使館
Embassy of Japan in Singapore

📍 16 Nassim Rd S258390
☎ 6235 8855
🌐 <https://www.sg.emb-japan.go.jp>
✉ 領事班
ryoji@sn.mofa.go.jp
日本企業支援担当窓口
nikkeikigyoshien.sin@sn.mofa.go.jp
当地ワークパス担当窓口
healthlabour@sn.mofa.go.jp



日本国大使館による 在留邦人へのサービス

シンガポール滞在中、必要に応じて日本国大使館のサービスを受けることができます。
適切なサービスを受けるためにも3か月以上滞在の際には「在留届」を提出しましょう。

住所が決まったら「在留届」を

「在留届」とは、旅券法により外国に3か月以上滞在する日本人に対して定められたその住所又は居所についての届け出です。

この届け出は、住所などが決まった後にウェブ上の「在留届電子届出システム(ORRnet)」で提出できます。

「在留届」を提出することによって、緊急事態が発生した場合には、日本国大使館や総領事館などの在外公館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられますが、「在留届」が提出されていないと、在外公館は居住の事実を把握していないため、大災害のときや事件、事故のときに安否確認や留守宅などへの連絡を行うことができません。

また、「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国するときにも、変更の手続きが必要です。メールアドレスや携帯電話番号の変更があった時も手続きをしましょう。

パスポートに関する手続き

令和5年3月27日から、令和4年の旅券法令改正に伴い、パスポート(旅券)申請手続きについて下記が変更になりました。

- ・オンライン（電子）申請が可能になりました。
- ※オンライン申請をされたパスポートについてはクレジットカードによる手数料のオンライン納付が可能です。
- ・申請書の様式が変更（古い様式の申請書は使用不可）
- ・戸籍謄本または抄本のいずれかの提出から戸籍謄本のみの提出に変更
- ・査証欄の増補の廃止
- ・旅券発行後6か月以内に受領せず、再度申請する場合の手数料が通常より高くなります。

パスポートを紛失したり、有効期限が近づいてきた時に、日本国大使館で次のような申請と手続きを行うことができます。

申請内容	申請理由
新規発行 / 更新	・シンガポールで出生した子のパスポートを初めて申請する。 ・有効期限が切れた。 ・身分事項（氏名・本籍の都道府県名等）に変更が生じた。 ・パスポートを紛失・盗難・焼失した。
切替	・残存有効期限が1年未満になった。 ・査証欄の余白が残りわずくなった（残存有効期限が1年以上でも可）。 ・追記ページに記載された訂正事項をICチップの情報に反映させたい（残存有効期限が1年以上でも可）。 ・パスポートを損傷した。
残存有効期間 同一旅券	・身分事項（氏名・本籍の都道府県名等）に変更が生じた。 ・査証欄の余白が残りわずくなった。
旅券失効手続き	・旅券を紛失（盗難）、焼失した。
帰国のための 渡航書	・旅券を紛失（盗難）、焼失、損傷したが旅券の発給を待たずに帰国したい。 ・シンガポールで出生した子が戸籍に名前の記載を待たずに緊急に帰国する。

パスポートをなくした場合の手続き

パスポートを紛失や盗難などによってなくした場合、最寄りの警察署、またはシンガポール警察ホームページにてポリスレポート（警察への届出証明書）をあらかじめ取得後、日本国大使館に必要書類を持って、申請者ご自身が申請してください。

新たにパスポートを発行するためには、上記の表にある「旅券失効手続き」が必要で、その際には「紛失一般旅券届出書」とともに「ポリスレポー

ト」と写真2枚（縦 4.5cm× 横 3.5cm）を提出します。「紛失一般旅券届出書」の用紙は大使館 HP から取得、もしくは領事窓口にて入手が可能です。

3か月未満の滞在には「たびレジ」を

シンガポールから出張や旅行などで外国に滞在する場合、3か月未満ならば、外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録してください。
滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れます。

シンガポールでの3か月未満の滞在も同様です。「在留届」「たびレジ」の登録は下記より行えます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

その後、旅券の新規発行の手続きを行う際には、「一般旅券発給申請書」とともに戸籍謄本の原本（申請日の6か月以内に発行されたもの）を提出しなければなりません。

戸籍書類は自分の戸籍がある市区町村役場で発行してもらわなければならないので、郵送などで入手する必要があります。

パスポートの発行を待たずに日本に急いで帰国する必要がある場合には、帰国のための渡航書を申請することができますが、パスポートの発行には時間がかかることに留意の上、管理には細心の注意を払いましょう。

日本国大使館でできる届出や証明書の発行

シンガポールにいる間にできる届出や各種証明書の発行には次のようなものがあります。

届出	出生届・婚姻届・離婚届・死亡届 国籍選択届・国籍離脱届・国籍喪失届等
証明書の発行	在留証明（和文）・署名（及び捺印）証明 出生・婚姻・離婚・死亡など身分記載事項証明（英文） 運転免許証抜粋証明（英文） 警察証明（和・英・仏・独・西文併記）

日本国大使館領事部へのアクセス

住所 16 Nassim Rd, S258390
開館日 月曜日～金曜日（公休日等は休館）
受付時間 （午前）8:30 から 12:00 （午後）1:30 から 4:00
領事部窓口 Tel（国番号 65）6235 8855（代表）
Fax（国番号 65）6733 5612
ホームページ <https://www.sg.emb-japan.go.jp>

- 警備強化につき、入館時に顔写真付き身分証明書のご提示をお願いしております。例：パスポート（ない場合は、顔写真と英文にて氏名記載のある身分証明書）
- 領事窓口での手続きには予約が必要です。



シンガポール日本人会

The Japanese Association, Singapore



日本語クラス



講座の一例(カルトナージュ)

シンガポール日本人会はその設立を1915年まで遡る、100年以上という歴史を持つ由緒ある会員制クラブです。2023年3月現在、日本人の正会員4,557世帯12,752人、日本人以外の会友会員465世帯1,059人、法人会員698社が登録されておりご利用頂いております。アダムロードに位置する日本人会館は、7万冊以上の書籍と雑誌を取り揃えた図書室、ファミリーレストランやファインダイニングレストラン、オーディトリウム、ボールルーム、クリニックなどを備えており、世界中の日本人会館の中でも類を見ない充実した施設を誇っています。シンガポール日本人会は、会員の集いの場、憩いの場を提供するとともに、日本人学校小学部および中学部や日本人墓地公園の運営・管理、現地社会との交流といったシンガポールの日本人社会が担う役割も果たしています。加えて、チャリティ活動や文化活動を通じて、日本とシンガポールとの友好と親善にも積極的に寄与しております。

シンガポール生活をより充実したものに

事務局長 梅田 哲司

シンガポールって国が小さくて、つまらない？ いえいえ、決してそんなことはありません。シンガポール日本人会は一年を通じてさまざまなイベントを企画・開催しています。また、数多くの同好会や講座があります。それらのイベントや活動を通じて、シンガポールで生活する皆さんが集い、何かを一緒に成し遂げることで、シンガポール生活が更に充実することを、かけがえのない出会いがあることを願っています。シンガポール日本人会には「シンガポールでこんなことができるんだ」という驚きや感動がいっぱい。是非、気軽に参加してみてください。



毎年開催の日本人会大運動会



シンガポール日本人会

The Japanese Association, Singapore

120 Adam Rd, S289899

6591 8136 / 6591 8137

info@jas.org.sg

@TheJapaneseAssociationSingapore

https://www.jas.org.sg/



シンガポール日本商工会議所(JCCI)

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

シンガポール日本商工会議所(JCCI)は1969年7月、①日星間の経済交流を促進する ②シンガポールにおける日系企業の発展に寄与する ③会員相互の交流・親睦を図ることを目的に、シンガポール会社法により設置されました。在星日系企業の皆様、非日系企業にお勤めの日本人の皆様のために、下記の通り、さまざまな活動を行っております。



2023年8部会合同新年会



Dialogue with Dr. TAN See Leng, Minister for Manpower



生活産業部会主催(8部会合同)「シンガポール戦跡視察会」



JCCI基金社会貢献活動

部会活動

会員企業は業種別に8つの部会(第一工業部会、第二工業部会、第三工業部会、貿易・運輸部会、金融・保険部会、建設・不動産部会、法人サービス・IT部会、生活産業部会)のいずれかにご所属いただきます。各部会においては定期的に、視察会・講演会・交流会・ミニセミナー・懇親ゴルフ等のイベントを開催しております。

会員講演会

月1回程度、さまざまなテーマで実施しております。

全会員向け交流イベント

全会員向けに8部会合同新年会(1月)、年末会員懇親パーティ(12月)を開催しています。いずれも数百名規模のイベントであり、ネットワーキングにご活用いただけます。

無料経営相談

月1回、会員の皆様からのご相談に専門家が対応いたします。

海外視察

全会員から参加者を募り、年1回、シンガポール国外へ視察団を派遣しています。

会員向け広告・プロモーション支援

会員企業にメール配信を行う「Eメール送信サービス」、ウェブサイトへの企業バナー掲載、機関紙「月報」への広告掲載、ダイレクトメール用ラベル作成、会員リストのダウンロードなど、各種サービスをご利用いただけます。

機関紙「月報」

JCCI活動報告のほか、注目トピックについて専門家が解説する月刊誌(会員企業限定)を発刊しています。

調査事業

毎年法人会員企業を対象に、業種・職種別の給与改定の実績と見込みや、賞与支給見通しを含めた賃金調査を実施し、調査結果を発表するとともに、報告書を発刊しています。他にも日系企業の持つ課題に応じた調査・アンケートを随時実施しています。

意見・要望活動

会員企業が活動しやすい経営環境をつくるため、日星両国政府に対し、意見・要望活動を行っています。また、シンガポールビジネス連盟(SBF)、国家賃金評議会(NWC)など多くの機関に弊所から代表者を派遣し、情報共有を行っています。さらにASEAN域内日本人商工会議所で連携し、毎年ASEAN各国の日系企業からの要望を集約して、ASEAN事務総長との対話も実施しています。

チャリティー活動

1990年、独立したチャリティー組織として「シンガポール日本商工会議所基金(JCCI基金)」を設立。会員企業からの寄付をもとに、①シンガポールで活動をする団体等への支援(芸術・文化・スポーツ・教育の4分野の振興)②シンガポール人学生3名への奨学金授与(早稲田大学・国際基督教大学への1年間の留学支援)を毎年行っています。



JCCI基金 2022年度奨学金・寄付金贈呈式



シンガポール日本商工会議所

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

10 Shenton Way #12-04/ 05 MAS Building, S079117

6221 0541

info@jcci.org.sg

@JCCI.Singapore

https://www.jcci.org.sg



新入会員募集中!

非日系企業にお勤めの方でも個人会員としてご入会いただけます。詳細はお気軽にお問い合わせください。

日本貿易振興機構 (JETRO)

JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION Singapore Representative Office

ジェトロ (JETRO) の活動内容は、日本経済の発展と日本の通商政策に応じて、時代とともに変わってきました。また立地国の産業事情とその国に対する日本企業のニーズに対応してきました。



シンガポール事務所は1956年(昭和31年)2月に開設されました。シンガポールの独立(1965年8月)前です。東南アジアではバンコク、サイゴン(当時)に次いで3番目でした。当時のシンガポールはもちろん発展途上国。シンガポール事務所は市場調査、やがては製造業の進出支援、あるいはシンガポール産業の育成支援等を実施していました。

2000年代以降はサービス業の進出支援が増え、そしてASEAN域内の自由貿易協定(FTA)や地域統括拠点に関する情報提供等へと活動領域を広げています。

2010年代後半になると、スタートアップ(SU)のエコシステムづくりが世界的に広がる中、日本のSUのシンガポール進出を支援しています。さらにここ数年は当地日系企業とシンガポールSUとのマッチングも支援させていただいています。またシンガポールの富裕層の増加と日本食ブームに呼応し、日本の農林水産物・加工品の輸出支援と消費者へのPR事業にも取り組んでいます。

お気軽にご相談ください。

所長 久富 英司

シンガポール周辺ですと、ブルネイを除くASEANおよび豪州、南アジアの各国に事務所があります。各地で経済、市場、産業の情報の提供や、法務労務に関する相談をお受けしています。シンガポールは「コストが高い」とよく言われます。反面、周辺国に比べると、インフラ、人材、信用、スピード感等多くの点で「ビジネスがしやすい」と評価されています。日本企業の皆様のアイデアをシンガポールで活用する方法について一緒に考える機会を頂戴できればと思います。またお困りのとき、あるいは何かきっかけをお探しのときには、ジェトロをお気軽にご利用ください。



日本貿易振興機構(ジェトロ)

日本貿易振興機構 (JETRO)
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION
Singapore Representative Office

16 Raffles Quay, Hong Leong Building,
#38-04 to 05, S048581

6221-8174

SPR@jetro.go.jp

<https://www.jetro.go.jp/>



CHAPTER 1

巻頭特集

「シンガポールで輝く!」

Preface Special Feature

大きな可能性を開く ”ビジネスの実験場”

シンガポールの今とこれからを聞く

JETRO シンガポール事務所 久富英司所長インタビュー

1951年に発足して以来、日本貿易振興機構（JETRO）は今や55カ国76カ所（2023年4月時点）の幅広い海外拠点によって在外日本企業の支援を行うとともに、海外経済に関する調査を行っています。シンガポール事務所長の久富氏に、今のシンガポールにおけるビジネス展開の状況とASEAN全体を含めた将来の俯瞰図についてお聞きしました。



今、シンガポールの置かれている現状とは？

——— まずは総論的に、現在のシンガポールの概況について伺います。

近年、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）のパンデミックやその後の混乱を契機として、シンガポールでもさまざまな変化が起きました。新型コロナを契機に、在シンガポール日系企業の中でも経営戦略を見直した企業は多いと考えています。

では、どういった方針で日系企業はこの国でビジネスを行っていく予定なのでしょう。ジェトロが2022年8～9月に行った海外進出日系企業実態調査によると、在シンガポールの日系企業（有効回答数397社）の52.6%が今後1～2年の事業展開の方向性として「現状維持」と回答し、次いで44.6%が「拡大」と回答しました。「拡大」方針の企業にその理由（複数回答）を聞いたところ、「成長性、潜在力の高さ」（47.4%）、「販路拡大による売り上げ増

加」（34.3%）などが多く回答されました。また、拡大する機能は、73.4%の企業が「販売機能」と回答しました。シンガポールに拠点を持つ多くの日系企業が、この国での販売を強化する方針です。同じ調査で、当地のビジネス環境について、「経営に良い影響がある（メリット）」として日系企業が多く挙げるのは、「言語・コミュニケーションの容易さ」（64.0%）、「政治・社会情勢」（59.0%）、「駐在員の生活環境」（54.4%）などでした。社会的に安定しているシンガポールですが、問題もあります。「経営に悪い影響がある（リスク）」としては、「人件費の水準」が81.1%に上り、次いで「物価・賃料の水準」（71.8%）、「ビザ・就労許可手続き」（70.9%）などが多く回答されました。コストの高さも顕在化していますが、ビザ発給要件の厳格化により、外国人駐在員が働くことが難しくなりつつあり、多くの日系企業が心配しています。

今後のシンガポールでは、大きな変化として政治の世界での世代交代が予測されています。2022年6月に副首相に就任した

ローレンス・ウォン副首相兼財務相は与党・人民行動党（PAP）の次世代のリーダーとなる見込みで、日々存在感を強めています。現職のリー・シェンロン首相は、新型コロナの収束後に首相の座を退く考えを示しており、今後の変化に注目が集まります。世代交代し、進化と発展を続けるシンガポールで、日本と日系企業のビジネスが引き続き受け入れられ、さらに発展できるよう、微力ながらジェトロもお手伝いしたいと考えています。

シンガポールとASEAN、日本のこれからの関わりは？

——— シンガポールの産業構造について

シンガポールは「金融国家」やイノベーション・ハブというイメージが強いかもしれませんが、西部のジュロン工業地帯やマレーシア国境のジョホール水道沿岸に行くと、中心街で見せているのとは違うシンガポールの一面を見ることができますし、そこには日系の製造業も工場を構えています。シンガポール政府にはこの国をサービス産業だけの国にはしないというポリシーがあり、名目GDPに占める製造業の割合が20%を下回らないように政策をとっています。製造業の中でも「電子」製品の割合が48.5%（2022年時点）を占めているのですが、シンガポールでは半導体などの小さくて付加価値の高い製品が作られています。

製造業にしても、最初から最先端工業に絞っていたわけではありません。外資系企業は工場用地を買うことができないので、例えば30年などの契約で土地をリースするわけですが、日系工場の土地リース期限延長は、シンガポール政府の産業政策によるでしょう。延長が難しい場合は、ASEAN諸国などの周辺国に工場移転を検討されることになるかもしれません。

——— 現在10か国が加盟しているASEANの今後は？

経済的な発展、政治的なバックグラウンドなど状況は各国さまざまです。近年ではミャンマーの情勢が不安定であり、ASEAN内部でも対応に苦慮している様子ですが、全体としてASEAN各国の発展は目覚ましいと感じます。今年のASEAN議長国インドネシアは「ASEANは重要：成長の中心地（ASEAN Matters: Epicentrum of Growth）」とテーマを掲げています。今後もASEANは成長センターとして日々存在感を増すと認識しています。

——— 日本とシンガポール、他のASEAN諸国とのビジネスについて

2023年は日本ASEAN友好協力50周年に当たります。両者の関係は、1973年に設立された日・ASEAN合成ゴムフォーラムに始まりました。以来、外交的な協力だけではなくビジネス面でも緊密な協力を行ってきました。協力関係は今も続きますが、日ASEANの経済関係はこの50年間で大きく変化したと感じます。従前は、日系企業がASEANの国に製造拠点を設置し、製造した製品を世界各国で販売するというビジネスが多く行われてきました。現在は、製造拠点としての重要性は変わらないながらも、ASEANの国々の経済発展に伴い、ASEANを消費市場として重要視する日系企業が増加してきたと感じます。

シンガポールと日本に関して言えば、少子高齢化という共通の課題を抱えています。このほかにも、解決に向けて協力できる課題は多くあるでしょう。このような共通の社会課題に対して、日本とASEANが協力して取り組む構造が重要と考えます。今後の50年もその先の未来も、ASEANと日本がともに発展していくため、共通の社会課題を皆様のビジネスを通じて解決していけるよう、ジェトロとしてもお手伝いしてまいります。

——— 日本産食品がシンガポール市場でどう受け入れられているか

日本からシンガポールへ向けた農林水産物・食品輸出額は堅調に増加し、農林水産省が2023年4月に発表した統計資料によると、2022年には前年比37.3%増の562億円になりました。シンガポールは日本にとって世界で第7位、ASEAN域内ではタイを抜いて第2位の輸出先国です。また、シンガポールにおける日本食レストランも増加を続けています。在シンガポール日本大使館が2021年に調べたところによると、日本食レストランの数は約1,200店に上りました。一方で、シンガポールが輸入している食品のうち、日本産の割合は決して大きいとは言えません。輸出実績の金額は年々伸びてきていますが、まだまだ日本からの輸出を伸ばす余地はあると考えています。

シンガポールで販売されている日本産食品を見ると、「〇〇県産」の表示が大きく、「日本産」ということが一見してわかりづらいと感じます。都市国家シンガポールでは地方という概念がないため、関心があるのはどこの国のものかということです。ジェトロ・シンガポールでは、新しく「農林水産物・食品輸出支援プラッ

トフォーム」事業に取り組んでいます。大使館など日本政府や自治体、事業者様と協力しながらオールジャパンで日本産食品の輸出拡大へ取り組みを行っています。

—— シンガポールに統括拠点を置き、他のアジア諸国を生産拠点として世界中に製品を売るというビジネスモデルについて

そのようなビジネスモデルの企業は多いです。一方で、近年のコスト上昇を背景として、統括機能の一部を周辺国に移す動きも一部で見られます。シンガポールに拠点を置くコストや対応すべき課題を考慮してなお、メリットがなければシンガポールに拠点を置き続けるのは難しいということでしょう。しかし、シンガポールの地域統括拠点としての重要性は変わらないと思います。シンガポールと同様に安定したビジネス環境を必ずしも周辺の国で享受できるわけではないとも思います。統括拠点の機能、権限を検討しつつ、この国で利益を上げ続けるビジネスを行うことが必要になってきます。また、経済発展に伴い、近年ではシンガポールを含めたアジア大洋州地域を、製造拠点としてだけでなく、消費の拠点として重要視する企業が増えています。最近では、在星日系企業から南アジアを含めたアジア太平洋域内での事業拡

大に関するご相談が多く寄せられています。

シンガポールでのビジネスで
日系企業に求められるもの

—— 日系企業の進出、日本からの輸出についてはいかがでしょう？

ここ数年の進出の傾向は？
近年、テック企業からのシンガポール展開に関する相談が増加しています。また、テック企業に限らず、マーケットとしてのアジアの重要性が高まる中、近年では日系を含めた多国籍企業がアジア向けの製品、サービスの研究開発(R&D)拠点をシンガポールに設置する動きが加速しています。シンガポール政府もこの動きを後押ししていますし、日系企業も含め、今後も設立が増加するのではないのでしょうか。

日本とシンガポールのイノベーションについて

ジェトロはスタートアップ(SU)とイノベーション領域では、3つの活動を行っています。ひとつ目に、「グローバル・アクセラレーション・ハブ」という事業を行っており、シンガポール政府機関や



久富英司 氏
1991年4月、日本貿易振興会（現 日本貿易振興機構）入会。国内は海外調査部（米国担当）、富山事務所、企画部（北米事業担当）、機械環境部（地域産業の海外ビジネス展開支援担当）、大阪本部、総務部にて勤務。海外は1996年9月カナダ・トロント（調査、対日投資担当）、2007年6月シンガポールに駐在（総務担当次長、日系企業サービス担当）。2020年8月からシンガポール所長。

アクセラレーター・ベンチャーキャピタル(VC)などと協力しながら技術力やビジネスモデルに優れた日本発のSUの活動を後押ししています。「グローバル・アクセラレーション・ハブ」事業は全世界に約30拠点を設けていますが、シンガポールは2022年度の利用件数で4位に位置しており、新型コロナ前の2019年度に比べ約6.5倍となりました。本事業では、シンガポールへの展開を目指す日本のSUを支援しています。

二つ目は、「J-Bridge」という事業です。この事業では、シンガポール政府機関と連携しながら、日本企業とシンガポールのSUとのオープンイノベーションや協業、出資をサポートしています。2023年4月には、日本・シンガポール両国の政府機関との共催により、第1回「日シンガポール・ファストトラック・ピッチ」を開催し、日本企業とシンガポールに拠点を持つ多国籍企業(8社)から提示されたチャレンジへ、SUが提案をプレゼンしました。

最後に「対日投資」事業にて、シンガポールのテック企業やSUの日本への進出も支援しています。

現地のビジネスで日本発SUや日系企業に求められるもの

日本発SUの技術力やビジネスモデルに関心を持って見守っている現地企業やアクセラレーターはたくさんいます。ヘルスケア、アグリテック・フードテックの分野など、東南アジアの社会課題に

アプローチできる技術が求められています。他方で近年は、日系の大企業と東南アジアのSUとの協業の事例もあります。

コラボレーションの機会があれば、ぜひ迅速な意思決定を持ってアプローチしていただきたいと思います。私たちもサポートさせていただきます。

そのほかの分野の進出、輸出について

まずは食品関係ですが、シンガポールは食料自給率が低いので、食品の供給についてはほぼ輸入に頼っています。そのなかにあって、日本からの輸入は日本食の人気も背景に徐々に増えているとはいえ、まだまだ少ないので、さらに増やしていくことに注力しています。自治体との協力案件も数多くあります。従来型の食品事業者向けの販路開拓支援に加え、現地消費者に向けたPRにも力を入れています。また、近年では富裕層を狙ったサービス業の進出相談が多く寄せられています。

最近では、ビジネス分野における人権や脱炭素への取り組みに関心が高まっており、在星日系企業の皆様もご関心をお持ちだと認識しています。こうした新しい分野も含め、日本からの進出や輸出に対してお困りごとがありましたら、ぜひジェトロにご相談ください。





スポーツ＆ライフスタイル企業 Leonian は、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンでさまざまなブランドの製品を販売しています。

質の高い人材の育成、公正な企業活動、そして社会に貢献する組織づくりを目指しています。

当社の製品は、初心者からプロまで、すべてのアスリートがパフォーマンスを向上できるようにデザインされています。当社は、スポーツ用品やアパレルから、会社のゴルフイベントに至るまで、幅広い製品とサービスを提供しています。

シティの店舗

Takashimaya	L4 Sports & Golf, 391 Orchard Rd, S238873
Isetan Scotts	L3 Golf Section, 350 Orchard Rd, S238868
Mandarin Gallery	L3-16 Leonian Sportique, 333A Orchard Rd, S238867
Far East Shopping Centre	L2-15 Transview Golf, 545 Orchard Rd, S238882

ゴルフ場の店舗

Sentosa Golf Club	27 Bukit Manis Rd, S099892
Singapore Island Country Club (Upper Thomson)	180 Island Club Rd, S578774
Tanah Merah Country Club (Tampines, Garden)	151 Xi Lin Axe, S486798
Seletar Country Club	101 Seletar Club Rd, S798273
NSRCC Changi Course	10 Changi Coast Walk, S499739
NSRCC Kranji Sanctuary	50 Neo Tiew Lane 3, S718828

Hurley

B1-227 Jewel Changi Airport,
S819666

ゴルフパートナー

Far East Shopping Centre

シンガポールとマレーシアでは、ゴルフ練習場を運営し、お客様はそこでスイングを上達させたり、最新のゴルフ用品をテストしたりできます。

BLACK CLOVER



DUCA DEL COSMA
ITALIAN GOLF EVOLUTION



Hurley

GOLF BUDDY

SRIXON
DEDICATED TO IMPROVING YOUR GAME



ODYSSEY
#1 PUTTER ON TOUR

XXIO



LEONIAN SINGAPORE PTE LTD

11 Chang Charn Road, #06-01, S159640

golf@leonian.net

https://leonian.net/

+65 6476 0955



CHAPTER 2

基礎情報

Basic Information

SINGAPORE MAP



エリア	エリアの特徴
CBD セントラル・ビジネス・ディストリクト	大手企業・金融機関が集中するアジアの金融センターが集まるエリア
ノベナ・トムソンエリア	人気上昇の閑静なベッドタウンエリアで、日本人駐在員に人気のエリア
オーチャードエリア セントラル地区	日系デパートも多く日本人学校のバスルートでもあり、日系学習塾やインター校も多い
ノースエリア	賃料・物件価格が比較的安いエリア
サウスエリア クイーンズタウン	CBD・セントラルエリア、ウエストエリアへのアクセスが良く、通勤と通学の面で日本人に人気エリアでファミリー層に人気。セントーサ島もこのエリア
ノースイーストエリア	築5年以内で家賃も相対的に安価なコンドミニアムが多い。Farrer Park 駅直結の巨大ショッピングモールも
ウエストエリア	日系企業も多数進出している郊外エリア。日本人学校（幼稚園 / 小学校 / 中学校）がウエストエリア東部のクレメンティに。通学に便利で日本人駐在員のファミリーに人気
イーストエリア	CBD へのバスアクセスと空港へのアクセスが良好。日本人小学校（チャンギ校）もあり、マリーナバレー地域は日本人駐在員が多く住むエリア

参考： <https://www.able-nw.com/singapore/guide/popular/>
https://d-maps.com/carte.php?num_car=247058&lang=ja



シンガポールの概要

地理・気候

シンガポールはマレー半島南端に位置し、赤道の137km北に位置する東南アジアの主権都市国家かつ島国です。北はジョホール海峡にマレー半島、南はシンガポール海峡にインドネシアのリアウ諸島州に隣接し、菱形の本島であるシンガポール島および60以上の小規模な島々から構成されています。

面積は700平方キロメートルほどで、東京23区と同じくらい。赤道直下に位置するためモンスーン地帯に含まれ、気候は一年を通じて高温かつ多湿。年平均気温は27.4度、11月から1月にかけては雨季の影響もあり比較的涼しく、年平均降水量は2087.1mmです。

雨季と乾季の区別ははっきりしないものの、北東モンスーンの影響により、11月から3月にかけて降水量が増加し、5月から9月は南西モンスーンのために、強風と豪雨に見舞われます。

また、この南西モンスーンに乗って、

ヘイズと呼ばれる煙霧が流れ込みますが、これは隣国インドネシアスマトラ島の焼畑農業や山火事の煙によるものであり、インドネシアの乾期にあたる8月～11月ごろになると特に酷くなり、注意が必要です。

- ・正式名称：シンガポール共和国（シンガポールぎょうわこく）
- ・首都：シンガポール（都市国家）
- ・面積：719.2km²
- ・人口：総計566万人(2023年4月時点)、人口密度8,365人/km²
- ・公用語：英語、マレー語、中国語、タミル語
- ・大統領：ハリマ・ヤコブ 首相：リー・シェンロン、副首相：ヘン・スウィーキート
- ・通貨：シンガポール・ドル
- ・GDP：GDP（自国通貨表示）合計4,667億シンガポールドル（2022年）、GDP（MER）合計4,244億USドル（37位）（2022年）、GDP（PPP）合計6,352億USドル（38位）／1人当たり127,56USドル（2022年）

民族・宗教・言語

シンガポールは、華人、マレー系、インド系からなる複合民族国家です。住民は、華人（華僑）が74%、マレー系が14%、インド系（印僑）が7.9%、その他が1.4%となっています。

それぞれ異なるコミュニティを形成し、公共メディアや文化一般においても3系統の文化が共存しています。

主な宗教は、仏教、道教、イスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教など多彩であり、仏教は主に華僑系により、中国浄土教系が信仰され、全人口の32.5%を占めます。華僑系は、道教の信仰者も多いです（約8%）。

イスラム教は、主にマレー系住民（中華系・インド系も少なくない）により信仰され、全人口の約14%の信者を有し、ヒンドゥー教は、約4%を占める主にタミル系住民により信仰されています。また、キリスト教が広く信仰されており、

全人口の15%程度の信者を有します。公用語は英語、マレー語、華語（標準中国語＝マンダリン）、タミル語（インド系に母語とする人が多い）です。これらの言語は平等に扱われ、学校教育でも、各民族語が英語とともに必須科目として教えられています。

マレー語が憲法上国語とされており、国歌もマレー語ですが、公式の場でもマレー語はほとんど用いられていません。ビジネスや行政では英語が広く使われ、公共の表記や放送も主に英語が使用されています。

華人やインド系でも英語を母語とする人が増えており、初等教育から各民族語以外は英語中心に行われています（大学教育はほぼ英語）。若い世代は大多数がバイリンガルあるいはトライリンガルですが、古い世代では中国語などの民族語しか話さない人も多く、華人の間では、中国語の各方言も母語として



表記されますが、繁体字の使用も見られます。

なおかつ高等教育を受けていても英米の母語話者のような英語を流暢に話せる人は少なく、独特の英語（シングリッシュ）を話します。また、シンダリン（シンガポール式華語）など、それぞれの言語で、独特の発音や他言語の語彙・文法の混用などが見られます。

場所により中国語、マレー語、タミル語が併用され、観光客の多い場所では日本語や韓国語、アラビア語などが併記されています。

シンガポールの由来



シンガポールが登場する最も古い文献は3世紀の中国の歴史書だとされています。その後7世紀頃には「海の町」を意味するTemasekと呼ばれ、複数の航路が合流するマレー半島の先端に位置するという地理的条件から、さまざまな国の船舶が寄港していたようです。

マジャパヒト王国の宮廷詩人であったブラパンチャが14世紀に書いた『王朝栄華物語』にマジャパヒト王国の服属国としTemasekの名は見られ、少なくとも14世紀まではこの名で呼称されていたとされています。

その後、14世紀末にはサンスクリット語で「ライオンの町」を意味するSingapura（シンガプーラ）という名称が定着し、現在の「シンガポール」の由来となっています。

なぜそう呼ばれるようになったか、については諸説あり、「シンガ」は寄港を意味し、単

に寄港地という一般名称であったとする説、シュリーヴィジャヤ王国の王子がこの地で見かけた動物をライオンと見間違えてつけたとする説などがありますが、スマトラより来訪したサン・ニラ・ウタマによって街が建設され、この名がつけられたとする説が一般的です。

シンガポールの通貨

現在流通している紙幣は「S\$1,000」「S\$100」「S\$50」「S\$10」「S\$5」「S\$2」、これ以外に世界最高額紙幣とされる「S\$10,000」が発行されていますが、一般に流通しているのは「S\$100」以下の紙幣となります。

硬貨は「S\$1」「¢50」「¢20」「¢10」「¢5」「¢1」があります。現在、1セントコインはすでに回収されており、最小単位は5セントになりつつあるようです。

S\$10以下については、多湿な気候でも傷みにくいポリマー紙幣が発行されており、全紙幣の表面には初代大統領ユソフ・ビン・イサークの肖像が印刷され、裏面にはシンガポールを象徴する事物が描かれています。

最新デザインとなる2013年発行の第



3シリーズ硬貨は、S\$1にマーライオン、50セントにシンガポール港、20セントにチャンギ国際空港、10セントにHDB（公団住宅）、5セントにエスプラ

ネードとなっています。

なお、シンガポール・ドルは、ブルネイ・ドルと等価に固定されており、ブルネイ国内でも流通・使用されています。

シンガポールの祝祭日

シンガポールの国民の祝日は他民族・多宗教の影響を受けています。中華系の仏教、マレー系のイスラム教、インド系のヒンズー教のみならずキリスト教の祭日も含まれています。

祝日は毎年4月にシンガポール労働省（MOM）より発表されますが、ディパバリだけはヒンドゥー暦によって後ほど定められるために、4月時点での発表は暫定となります。

 2023年祝日	 2024年祝日
1月1日(日) ニューイヤーズデー (New Year's Day)	1月1日(月) ニューイヤーズデー (New Year's Day)
1月22日(日) チャイニーズニューイヤー (Chinese New Year) 1日目	2月10日(土) チャイニーズニューイヤー (Chinese New Year) 1日目
1月23日(月) チャイニーズニューイヤー (Chinese New Year) 2日目	2月11日(日) チャイニーズニューイヤー (Chinese New Year) 2日目
4月7日(金) グッドフライデー (Good Friday)	3月29日(金) グッドフライデー (Good Friday)
4月22日(土) ハリラヤプアサ (Hari Raya Puasa)	4月10日(水) ハリラヤプアサ (Hari Raya Puasa)
5月1日(月) レイバーデー (Labour Day)	5月1日(水) レイバーデー (Labour Day)
6月2日(木) ベサックデー (Vesak Day)	5月22日(水) ベサックデー (Vesak Day)
6月29日(木) ハリラヤハジ (Hari Raya Haji)	6月17日(月) ハリラヤハジ (Hari Raya Haji)
8月9日(水) ナショナルデー (National Day)	8月9日(金) ナショナルデー (National Day)
11月12日(日) ディーパバリ (Deepavali)	10月31日(木) ディーパバリ (Deepavali)
12月25日(月) クリスマス (Christmas Day)	12月25日(水) クリスマス (Christmas Day)

シンガポールでの生活を安全に過ごすために

安全対策の3原則

一般的にシンガポールは「安全な国」と言われていますが、シンガポールもやはり外国であり、日本での常識が当地では通用しないことが多々あります。

例えば、日本では多額の現金を家に置いたり、現金で高価な買い物をしたりすることが未だによく行われていますが、このように、周囲に対する警戒心の乏しい日本人は、外国では「容易な標的」として映ります。

海外で日本人が生活する上での3つの原則は「目立たない」「用心を怠らない」「行動をパターン化しない」です。さまざまな防犯上の留意事項もこれらが前提条件となります。

シンガポールの治安状況

シンガポール警察が発表した統計資料によれば、2022年中の犯罪人知件数は862件で前年度のくらべ約11.6%増加。これは、詐欺被害の大幅な増価によるもので、オンラインショッピングや政府職員や銀行などのなりすまし、インターネットなどを悪用した詐欺・恐喝が目立っており、シンガポールの犯罪のうち、62.5%を占めています。それ以外にも万引き、侵入窃盗が増加している傾向にあります。

全般的にはシンガポールの治安は良好な状況にあると言えますが、シンガポールで犯罪被害に遇わないということでは決してありません。シンガポール警察が展開する犯罪防止キャンペーンに、「Low Crime Doesn't Mean No Crime. (犯罪は少ない、でも犯罪が無い訳ではない)」という標語がしばしば登場するように、誰もが被害者になる危険が常に存在します。被害を未然に防止するためにも、日頃からニュースを確認し、大使館や地元警察のWEBサイトをチェックするなどして、十分な対策と心構えをしておくことが大切です。

テロ関連についても2017年中にはシンガポール人がISILに対する協力を呼びかける動画に登場し、また、2018年中にも過激化したシンガポール人や外国人労働者3名の拘束について報道されています。

上記情勢を受け、シンガポール政府は、シンガポール国内治安局が2022年7月に発表した「テロ脅威評価書」において、引き続き国民に「テロの脅威が常に存在する」として記載して注意を呼び掛けるとともに、テロ対策に力を注いでいます。2016年7月には、バングラデシュのダッカにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しましたが、海外に暮らす日本人がテロの標的となる可能性があることを意識しておくことが大切です。爆弾テロなど不測の事態に巻き込まれることのないよう、テロの標的となる可能性がある施設等や欧米人を始めと

する外国人が多く集まる場所（例えばナイトクラブ、バー）に立ち入る際などには安全に十分注意を払うように心掛けてください。また、大使館のWEBサイトや外務省の「渡航情報」を通じてテロ情勢に関する最新の情報を入手するよう努めてください。なお、シンガポールから別の外国を訪れる際には外務省「たびレジ」に登録すれば、当該国での緊急事態発生時に連絡メールを受け取ることができますので、ぜひご活用ください。

★ 外務省渡航情報掲載 WEBサイト
<http://www.anzen.mofa.go.jp>



★たびレジ WEBサイト
<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>



緊急通報電話は「999」

それでも万が一被害に遭ってしまったら、まずは被害状況を確認し、警察への通報と必要があれば救急車の要請、消防署などに連絡し、被害の届け出をします。

日本の110番に相当する緊急通報電話は「999」日本の119番に相当する緊急通報電話は「995」です。

そして家族や会社と連絡し、関係各所への相談を行います。その被害状況に応じて、カード会社や保険会社、大使館、医療機関、法律の専門家などに対しての問い合わせ、必要な手続きをしましょう。

何よりも大切なことは、あわてずに、落ち着いて行動することです。

在シンガポール日本国大使館「安全の手引き」より





シンガポールの歴史

マジャパヒト王朝期から大航海時代

シンガポールが出てくる歴史的に最も古い記述は、3世紀の中国の文献といわれます。7世紀頃には漁村「テマセック」として知られ、さまざまな国の船舶が寄港していたといわれます。

マジャパヒト王国の『王朝栄華物語』には、マジャパヒト王国の服属国とし「テマセック」の名は見られます。少なくとも14世紀まではこの名で呼称されていた事がうかがえますが、その後、14世紀末にはサンスクリット語で「ライオンの町」を意味する「シンガプーラ」という名称が定着しています。

14世紀末、マジャパヒト王国で内戦が起き、巻き込まれたスマトラ島南部

のシャリーヴィジャヤ王国王子のパレメスワラが従者を伴ってマレー半島に渡り、シンガプーラに逃れた時、アユタヤ王の女婿であるシンガプーラ王を殺害する事件が起きました。それを契機にして、シンガプーラを含めたマレー半島の覇権を巡るマジャパヒト王国とシャム王国の間の争いが激化し、パレメスワラは1402年、マラッカ王国を建国して、シンガプーラをその支配下に収めました。

マラッカ王国は東西交易の中継地点として発展しましたが、1511年にポルトガルの侵攻を受けて、滅亡しポルトガル領マラッカが成立します。マラッカ王国の一部の商人や王族はシンガプーラへと移っていきました。

しかし、シンガプーラ自体も1513年にポルトガルからの徹底的な侵略を受け、マラッカ王国からの移住者を含む現地住人の多くが虐殺され、町は壊滅状態となります。生き残ったマラッカ王国の王族は、ジョホール王国を建国しました。

その後、1641年オランダとジョホール王国が協力してポルトガル領マラッカを



現在のマラッカ

攻撃し、ポルトガルの覇権は終わり、オランダの支配が始まります。

イギリスによる植民地支配

シンガプーラはその後200年近くの間、歴史の表舞台から姿を消し、1819年イギリス東インド会社のトーマス・ラッフルズがその地に着いた時には人口わずか150人程度の島にすぎませんでした。

ラッフルズはその地理的重要性に着目し、当時島を支配していたジョホール王国より商館建設の許可を取り付け、名称も英語風のシンガポールと改め、都市化計画を推し進めました。

1824年には植民地としてジョホール王国から正式に割譲がなされ、オランダもイギリスによる植民地支配を認めます。

1869年スエズ運河が開通したことにより、シンガポールは東アジアとヨー

ロッパの貿易通路の中継港となり大きな繁栄がもたらされました。

シンガポールの人口は1万人を突破し、急速に発展し、イギリスの植民地であるインド、オーストラリア、中国大陸などとの間でのアヘンや茶などの東西交易、三角貿易の中継地点にとどまらず、マレー半島のマラヤ連邦州で産出された天然ゴムやすずの積み出し港としても発展します。

イギリスの植民地支配下のシンガポールでは、こうした港湾荷役労働者、貿易商、行政官吏として、中国、インド、現在のインドネシアなどから多くの移民が渡来したことが今日の多民族国家の起源となりますが、在来住民や移民労働者による自治は認められず、隷属状況が続いていました。



トーマス・スタンフォード・ラッフルズ（Sir Thomas Stamford Raffles、1781年 - 1826年）ロンドンの東インド会社からジャワ島へ派遣されていたときに密林のなかボロブドゥール遺跡を発見、その後ジョホール王国の内紛に乗じてシンガポールを獲得、植民地の建設にたずさわる。

シンガポールの年表	
7世紀頃	シャリーヴィジャヤ王国勢力下
13世紀頃	マジャパヒト王国勢力下
15世紀頃	マラッカ王国勢力下
1513年	ポルトガルによるマラッカ及びシンガポール攻撃
1528年	ジョホール王国成立
1641年	オランダによるポルトガル領マラッカ攻撃
1819年	トーマス・ラッフルズ、シンガポールに商館を建設
1824年	ジョホール王国からイギリスに対してシンガポール割譲
1876年	シンガポール華僑の暴動
1942年	日本軍によるシンガポール攻略
1945年	太平洋戦争終結、イギリスによる植民地支配の回復
1959年	イギリスの自治領となる
1963年	マレーシア連邦結成
1965年	シンガポール独立
1967年	ASEAN結成

日本による占領と軍政

イギリスは、シンガポールを東南アジアにおける植民地拠点として、15万人を超えるイギリス海軍および陸軍部隊を駐留させ要塞化していました。

1941年12月8日に太平洋戦争が始まると、日本軍はマレー半島上陸を皮切りに侵攻し、シンガポールのイギリス極東軍は日本陸軍による攻撃を受け、2月15日に無条件降伏します。

日本陸軍によりシンガポールは「昭南島（しょうなんとう）」と改名され、過酷な軍政が敷かれました。ヨーロッパ系住民は収容され、インド系・マレー系住民の他、華僑も泰緬鉄道建設のために強制徴用されました。

また、当時は日中戦争の最中でもあったため、シンガポールでは中華系住民のゲリラや反乱を恐れた日本軍による中国系住民に対する虐殺なども行われました。



MRT エスプラネード駅のすぐ前にある「戦争記念公園」の中心にそびえ立つ「日本占領時期死難人民記念碑」。慰霊塔の建立には日本政府も協力した。

自治権獲得から
マレーシア連邦の結成まで

1945年8月、日本の敗戦により第二次世界大戦が終結し日本軍は撤退。日本と入れ替わり戻ってきたイギリスによる植民地支配は継続することとなりましたが、それに対する地元住民の反感は強く、独立運動は激しさを増しました。

イギリス植民当局は非常事態宣言を出し、反英活動家に対しては徹底的に取り締まりや弾圧が行われましたが、1947年7月、イギリス植民当局は立法会議選挙法令を公布。1948年3月20日、議席の一部を民選とするシンガポール初の選挙を実施し、20万人の国民がこの選挙に参加しました。

1955年、シンガポール自治についての勧告に基づいて、立法議会25議席の選挙が行われ、10議席をとった労働戦線のデヴィッド・マーシャルが、シンガポール連盟党と連立し首席大臣に就任します。1956年、ロンドンに赴き自治権獲得の交渉しその時は不調に終わりましたが、1958年には外交と国防を除く自治権が与えられます。

それに先立つ1957年にマレー半島ではマラヤ連邦が独立し、トゥンク・アブドゥル・ラーマンが首相に就任。一方、1959年6月にシンガポールはイギリスの自治領となり、1963年にマラヤ連邦、ボルネオ島のサバ・サラワク両州とともに、マレーシア連邦を結成します。

建国の父 リー・クアンユー
(Lee Kuan Yew : 李光耀)

リー・クアンユー (Lee Kuan Yew) は、1923年シンガポールにて客家系華人4世として生まれました。ケンブリッジ大学法科を首席で卒業したのち弁護士として活躍。独立運動で逮捕され裁判にかけられた労働組合や学生指導者らの弁護を引き受けました。

1954年人民行動党 (PAP) を結成、書記長に就任し、イギリスに対するシンガポール独立要求を掲げ、1959年立法議会選挙に圧勝。イギリス連邦内自治国の初代首相となりました。

1963年イギリス、マラヤと協調してマレーシア連邦に加入したものの、

連邦内の人種対立激化に伴い分離独立を余儀なくされ、1965年独立シンガポールの初代首相に就任。

その後、1990年に首相を退いた後は上級相に、さらに内閣顧問としてシンガポールの政治に影響を与え続けます。長男のリー・シェンロンは2003年首相に就任。

政治家として民族和解と経済発展を推進したリー・クアンユーは2015年3月にこの世を去った後にも、シンガポールを代表的な新興工業経済地域に成長させた功労者として、今も国民の崇敬を集めています。



シンガポールの行政区画

シンガポールに地方自治体は存在せず、代わりに5つの社会開発協議会 (Community Development Councils) と呼ばれるものがあります。

- シンガポール中央社会開発協議会 (Central Singapore Community Development Council)
- 北東社会開発協議会 (North East Community Development Council)
- 北西社会開発協議会 (North West Community Development Council)
- 南東社会開発協議会 (South East Community Development Council)
- 南西社会開発協議会 (South West Community Development Council)



マレーシアからの分離独立

しかし、マレー人優遇政策を採ろうとするマレーシア中央政府と、華人が人口の大半を占め、マレー人と華人の平等政策を進めようとするシンガポール人民行動党 (PAP) の間で軋轢が激化。1964年7月21日には憲法で保障されているマレー系住民への優遇政策を求めるマレー系のデモ隊と中国系住民が衝突し、シンガポール人種暴動が発生する事態に至ります。

さらに1963年の選挙において、マレーシア政府与党の統一マレー国民組織 (UMNO) とシンガポールの人民行動党 (PAP) の間で、相互の地盤を奪い合う選挙戦が展開され、関係が悪化。ラーマン首相は両者の融和は不可能と判断し、ラーマンとPAPのリー・クアンユーの両首脳の合意の上、1965年8月9日にマレーシア連邦から追放される形で都市国家として分離独立しました。

独立後の政治体制と
現在の行政機構

独立後のシンガポールの政治は、必要とされた政治的安定と経済発展の緊急性から、一党支配体制が強化されていきました。野党の存在は認められてはいるものの、政権をめぐる競争が許されない政治状況が確立され、人民行動党 (PAP : People's Action Party) による政党制によって、政党とエリート官僚が政府の中央に位置し、権力が集中されていくことになります。

また、それと同時に労働組合の再編と管理が進み、政府が主導する全国労働組合評議会 (NTUC) に労働組合をすべて加盟させ、NTUCの書記長には人民行動党の有力者が任命されることになりました。

行政統治機構は、議院内閣制となっていて、議会で選出された首相がシンガポールの最高指導者となります。そして、その補佐として副首相がおかれています。また、自治州時代から大統領制が導

入されていますが、政治的実権のほとんどなく、対外的な国の象徴としての存在と言えるでしょう。

議会制度については、一院制となっており、議員の任期は5年。現在の定数は101人となっています (2019年現在)。

普通選挙制による投票では、選挙権および被選挙権は21歳以上の国民に付与され、投票義務制となっていて、投票しなければペナルティを課されるしくみになっています。そのため、毎回98%前後の高い投票率となっています。

こうした強力なリーダーシップのもと、シンガポールの政治体制は、効率的かつ迅速な開発行政が布かれるようになった結果、1980年代以降のシンガポールは「アジアの4小龍」のなかでも驚異的な経済発展を遂げるようになりました。

独立から50余年を経た現在、さまざまな面において世界的に高い評価を得ているシンガポールですが、それは都市計画や経済政策など公共インフラの整備やビジネスマネジメントにおいて優れた施策によるものだと言われています。



シンガポールの政治概況

リー・クアンユー引退以降の国内政治

1990年代に入り、東西冷戦の終結とともに世界的な潮流となった自由主義と民主的な政治環境を求める傾向に加えて、国内の増加した中間層が持つ意見の反映を迫られたことで、シンガポールにおける統治観に変化が生じるようになります。

それまでの権威主義的で限定された民意を反映する政策から集団合議的で参加の機会の制度化を通じた国民の多様な意見や情報が求められるようになりました。

それまで強力なリーダーシップをとっていたリー・クアンユー首相が引

退し、ゴー・チョクトンが首相の座に着くと、新たな長期的政策綱領として、『Singapore: The Next Lap 1991』を発表しました。

91年にゴー新政権が打ち立てた『ネクスト・ラップ』の内容は、シンガポールを中進国と位置づけ、シンガポールが経済的物質的繁栄の課題を達成し、今後はもうひとつの課題である芸術・スポーツの振興に取り組み、社会的弱者にも配慮した社会福祉（医療・教育・住宅）に重点を置く諸政策を打ち出すことが目標として掲げられています。

その後2004年8月12日、第2代シンガポール首相のゴー・チョクトンが退任し、リー・クアンユーの長男であるリー・シェンロンが第3代首相に就任し

ました。リー・クアンユーはこのとき新設された上級相に就任して、上級相に就任したゴー前首相とともに監督役として閣内にとどまりました。

2001年と2006年の選挙でも人民行動党が圧勝し、野党の議席はわずかにとどまりましたが、経済発展によって、多くの高学歴層・中間層が誕生したことや、インターネットの普及によって、経済成長のみならず政治への多様性が求められるようになりました。

近年の政治状況

シンガポールは建国以来、人民行動党が議会の議席の大部分を占めていましたが、2011年総選挙、2012年補

シンガポールの議会制度

▶国会は一院制。選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上のシンガポール国籍を有する者。

▶議員の類型

- (1) 選挙区選出議員（直接選挙により選出）
- (2) 非選挙区選出議員（落選した野党候補者から選任）
- (3) 指名議員（大統領が任命）

▶任期・現議席数

- (1) 選挙区選出議員：5年、93議席
- (2) 非選挙区選出議員：5年、2議席（最大9議席）
- (3) 指名議員：2年半、9議席

▶国会議員選挙制度

- (1) 全土を小選挙区（1名選出）と集団選挙区（3名~6名選出）に区割り

(2) 議員定数及び区割りは、選挙区割り見直し委員会（EBRC）に基づき、首相が決定

(3) 小選挙区：1選挙区ごとに1名を選出

(4) 集団選挙区

- 1選挙区内の定数は3名から6名（各選挙区の有権者数を考慮して決定）
- 有権者は政党に投票し、最大得票政党がその選挙区の議席を全て独占
- 選挙に臨む際、各党は定数分の立候補者を用意しなければならない
- 「民族クォータ制」：立候補者グループ内に少なくとも1名は、国民の約75%を占める中華系以外の候補者を入れるなければならない

欠選挙では与党が集団選挙区で敗れるなど、若者を中心に政治に不満を抱く層が増えていることがみられるようになりました。

続く2015年の総選挙では与党が圧勝しましたが、これは2012年補欠選挙において労働者党（WP: Workers' Party of Singapore）が勝利した事実を重く受け止め、国内の意見を考慮するようになったことが原因だと言われています。

具体的には、雇用、住宅、交通、教育に関する新政策を相次いで発表し、これらの取り組みによって国民の所得環境の向上、社会保障制度拡充、物価高の抑制などの改善が見られ、国民の支持回復につながったとされています。

特に雇用関連の政策について、この時期から外国人のビザ要件が年々厳しくなってきたのは、国内労働者の保護を謳い外国人の受入抑制を主張した労働者党の政策を取り入れた結果だと見る向きもあります。

また、2012年に策定された長期計画では、コミュニティや宗教制度などと

同様に文化芸術を国民形成のインフラの重要な一部として位置づけ、クリエイティブ産業などを新しい経済的・文化的目標とするような制度に変更されることになりました。

さらに今後の展望として、ローレンス・ウォン財務相が自身の後継者になると正式に認め、首相として引き継時期は2025年末までに行われる次期総選挙後か、選挙前のどちらかになるとの見方を示しています。

またリー氏は会見で「私も既に70歳になり、ローレンス氏の準備が整い次第、ぜひ職務を引き渡したい」と語った上で、次期選挙戦で自身とウォン氏のいずれがPAPを率いるかは今後決める考えを明らかにした。

国際関係と軍事

1967年ASEANが設立されました。これは、タイ、フィリピン、マレーシアで結成した東南アジア連合（ASA）を前身として、これにシンガポールとインドネシアが加盟し、設立当初は冷戦下に

おける東南アジアの共産化を防ぐ国家連合との見方がありました。

しかし、1980年代以降は、経済共同体としての性格を強め、シンガポールはその牽引役としての役割を果たすようになります。

ASEAN加盟国のなかでもマレーシアとは、かつて分離独立した経緯と国境を挟んでの隣国である関係上、経済・政治・軍事の各方面で密接な結びつきがある反面、イスラム教国である同国との間で外交面での緊張がないとは言えませんが、関係悪化はありません。

また、対日関係においては、戦後の両国の関係は概ね良好であり、シンガポールにとって日本は初めての経済連携協定である自由貿易協定（FTA）を締結した国です。

現在では、シンガポールの対日輸出額は177億USDドル、輸入額は233億USDドルとなっており（ともに2021年）、日本法人の進出企業数は700社を超え、在留邦人も26,000名となっています。

アメリカやEU諸国については、シン

ガポールには欧米企業のヘッドクォーターやアジア統括会社が多く進出しており、密接な経済関係を背景に良好な外交関係を維持しています。

軍事制度と法体系

また、軍事面については、シンガポール政府はスイスをモデルとして、非同盟と武装中立を国是とし国軍を創設しました。イギリスがシンガポールならびにマレーシアに駐留する軍隊の撤退を宣言するに伴い、政府は 国民に対し2年間の兵役を義務づけることにしました。

1971年、イギリスは旧植民地であるシンガポール・マレーシア・オーストラリア・ニュージーランドと「五ヵ国防衛協定」として安全保障に関する協定を締結しましたが、シンガポール政府もそれとは別にアメリカやASEAN諸国や他の非共産主義諸国などとも軍事協力関係を築いてきました。

シンガポールはマレーシアと同じように、かつてイギリスの植民地支配を経験しているため、法体系はイギリス法を継受した英米法系諸国のひとつです。

主要な法分野（特に行政法、契約法、衡平法および信託法、財産法、不法行為法）は、主に判例法の体系により、刑法、会社法、家族法を含む他の領域は、主として制定法となっています。

シンガポールにおける判例がない場合は、イギリスにおける判例法を参照するか、シンガポールの法律のモデルとなったイングランド法の解釈を援用することがあります。

最近では、イギリス本土のアプローチが不適当であるときに、イギリスの判例に依拠せずシンガポールの裁判所が独自の判断を下すケースも増えてきているといわれています。

一部のシンガポールの法律は、イギリス法を継承したものではなく、最初の立法時の経緯を読み取った上で母国法を参照します。例えば、証拠法や一部の刑

法の取り扱いはインド法に基づいて解釈されることもあります。

憲法解釈については、他国の例は参照せずに、シンガポール国内の政治的・社会的状況を考慮して解釈されます。

刑事法や取締法規については、一般的に厳格です。裁判所の許可のない拘留を認めることや、イギリス植民地時代に制定された、組織について政府が管理権を有する結社法が未だに存在し、身体刑と死刑が実施されています。

近年では一部の厳しい規則は改定されているものもありますが、麻薬に関する犯罪については厳しく、入国カードにも『麻薬密輸者は死刑』と警告文が書いてあります。外国人の麻薬密売業者が死刑になった事例が存在し、死刑廃止国との間で外交問題に発展したこともあります。

シンガポールの行政機関

シンガポールの行政機関で働く高級公務員は国に採用され、省をまたいだ人事異動が普通です。その下に法定機関 (Statutory Board) があります。

大統領府	The Istana (Office of the President of the Republic of Singapore)
首相府	Prime Minister's Office :PMO
選挙局	Election Department Singapore
通信・情報省	Ministry of Communications and Information :MICA
情報通信メディア開発庁	Info-communications Media Development Authority
文化・社会・青年省	Ministry of Culture, Community and Youth
国立遺産局	National Heritage Board
国防省	Ministry of Defense :MINDEF
教育省	Ministry of Education :MOE
環境・水資源省	Ministry of the Environment and Water Resources :MEWR
財務省	Ministry of Finance:MOF
外務省	Ministry of Foreign Affairs :MFA
保健省	Ministry of Health :MOH
内務省	Ministry of Home Affairs :MHA
法務省	Ministry of Law : MinLaw

人材省	Ministry of Manpower:MOM
国家開発省	Ministry of National Development:MND
社会・家庭振興省	Ministry of Social and Family Development
通商産業省	Ministry of Trade and Industry :MTI
運輸省	Ministry of Transport :MOT Attorney-General's Chambers Singapore Statutes Online
通貨監督庁 (中央銀行)	Monetary Authority of Singapore LicenseOne (business licensing portal)
国立公園庁	National Parks Board
シンガポール政府観光局	Singapore Tourism Board

■裁判所	
労働仲裁裁判所	Industrial Arbitration Court
下級裁判所	State Courts
最高裁判所	Supreme Court Singapore

CHAPTER 3

交通・物流

Transportation・Logistics



シンガポールの交通インフラ

シンガポールの道路

シンガポールの国内交通は陸上交通がメインです。道路は、高速道路、幹線道路、準幹線道路、地方道路に分類され、島内の隅々まで整備されています。本島からはセントーサ島やジュロン島のみならず、マレー半島のジョホールバル（マレーシア）にも橋で道路がつながっています。

シンガポールの高速道路は右記の通りです。陸上交通庁（Land Transport Authority: LTA）が計画、建設、管理を行っており、郊外と中心地を結ぶ重要な役割を果たしています。

道路は、他の多くのコモンウェルスの国々と同じく、左側通行で、左ハンドル

車の登録・走行は禁止されています。日本人には比較的運転しやすい地域ですが、歩行者優先の原則はなく、交通

マナーなどについても日本の交通風土とは異なる点が多々あります。また、シンガポールは人口密度が非

アヤ・ラジャー・エクスプレスウェイ	AYE : Ayer Rajah Expressway
ブキツ・ティマ・エクスプレスウェイ	BKE : Bukit Timah Expressway
セントラル・エクスプレスウェイ	CTE : Central Expressway
イーストコースト・パークウェイ	ECP : East Coast Parkway
カラン・パヤレバー・エクスプレスウェイ	KPE : Kallang-Paya Lebar Expressway
克蘭ジ・エクスプレスウェイ	KJE : Kranji Expressway
パン・アイランド・エクスプレスウェイ	PIE : Pan Island Expressway
セレーター・エクスプレスウェイ	SLE : Seletar Expressway
タンピネス・エクスプレスウェイ	TPE : Tampines Expressway
マリーナ・コースタル・エクスプレスウェイ	MCE : Marina Coastal Expressway
ノース・サウス・エクスプレスウェイ	計画中

常に高いため、市街地などの交通渋滞を解消するために、自動車の乗り入れ制限区域内で道路の通行料金を徴収するロード・プライシングシステムをいち早く取り入れました。現在は電子料金収受システム（ERP）に置き換えられ、制限区域内の通行量が多いときには料金を高く、逆に通行量が少ないときには通行料が安くなるように設定されています。

自動車

シンガポールは関税や自動車購入権により、自動車や自動二輪車（バイク）が非常に高価であると同時に手続きも煩雑です。まず、シンガポールで自動車やバイクを購入するために必要なのが「車両購入権（COE）」の取得。この車両購入権が無いと、新車を購入することはできません。

このCOEを取得するには業者に依頼する必要があり、入手できるかどうかは月2回インターネット上で行われる公開入札で決められます。金額は排気量や用途によって異なり、依頼料もかかります。

また、車両の価格は輸送費込みの本体価格に加え、追加登録料、輸入税、商品サービス税、登録料、ナンバープレート代などの料金が必要となり、さらに保険料、税金、燃料費などの維持費もかかります。日本で所有していた自家用車をシンガポールに持ち込む場合は、中古車の輸入と同様の扱いとなり、さらに複雑な手続きが必要なこともあり、自家用車の所有は日本と比べ難しいと言えるでしょう。

そのため島内の移動には、MRTやバスの他には、タクシーや「Grab」のよ

うな配車サービスの利用が一般的です。配車サービスとは、オンラインでタクシーを手配できるサービスで、スマートフォンなどのモバイル端末の専用アプリを通じ、GPS機能によって現在位置を確認し、最も近くにある提携ドライバーの運転する自動車を手配することが可能となっています。

日本では規制があるために使われていませんが、2010年に米国で開始された「Uber」や2012年にマレーシアで始まった「Grab」などライドシェアのサービスは東南アジアでは一般的です。

また、すべてのタクシーには料金メーター、エアコンがついています。また無線も搭載されており、法律により乗客はシートベルト着用の義務があります。

バス

シンガポールのバスはSBS Transit、SMRT Buses、Tower TransitとGo-Ahead Singaporeの4社が運営しており、エリアは国内のほとんどを網羅、便数も多い上に運賃も安いため、多くの人に利用されています。

SBS (Singapore Bus Services) を運行しているのは、シンガポール最大かつ世界第2位の運輸事業者であるComfortDelGro Corporationの子会社で、鉄道やタクシーも運行しています。同社はそれ以外にも、レンタカー事業や車両工場、検査場、教習所なども運

営しており、バス事業では75%のシェアを占め、200以上の系統で2,700台ものバスを運行しています。

また、SMRTコーポレーションはLATの計画のもと、いくつかの完全子会社を通して、シンガポールで地下鉄・バス・タクシーなどを運営しています。バス事業では、北部、北西部にておよそ1,200台のバスを運行、それ以外にも交通機関に関するコンサル事業や広告事業、エンジニアリング事業などのサービスも行っています。

バスの路線図や発着時刻はインターネットのサイトやGoogle Mapと連動したモバイル端末用のアプリで確認することができます。運賃はシンガポールの公共交通機関やコンビニエンスストアなどで利用できるICカード「Ez-linkカード」で支払うことができます。

MRT

シンガポールでは鉄道も整備されており、MRT (Mass Rapid Transit) は島内の東西南北に伸び、LRT (Light Rail Transit) は公共住宅密集地を循環しています。現在、営業中のMRTと運営会社は下記の通りです。

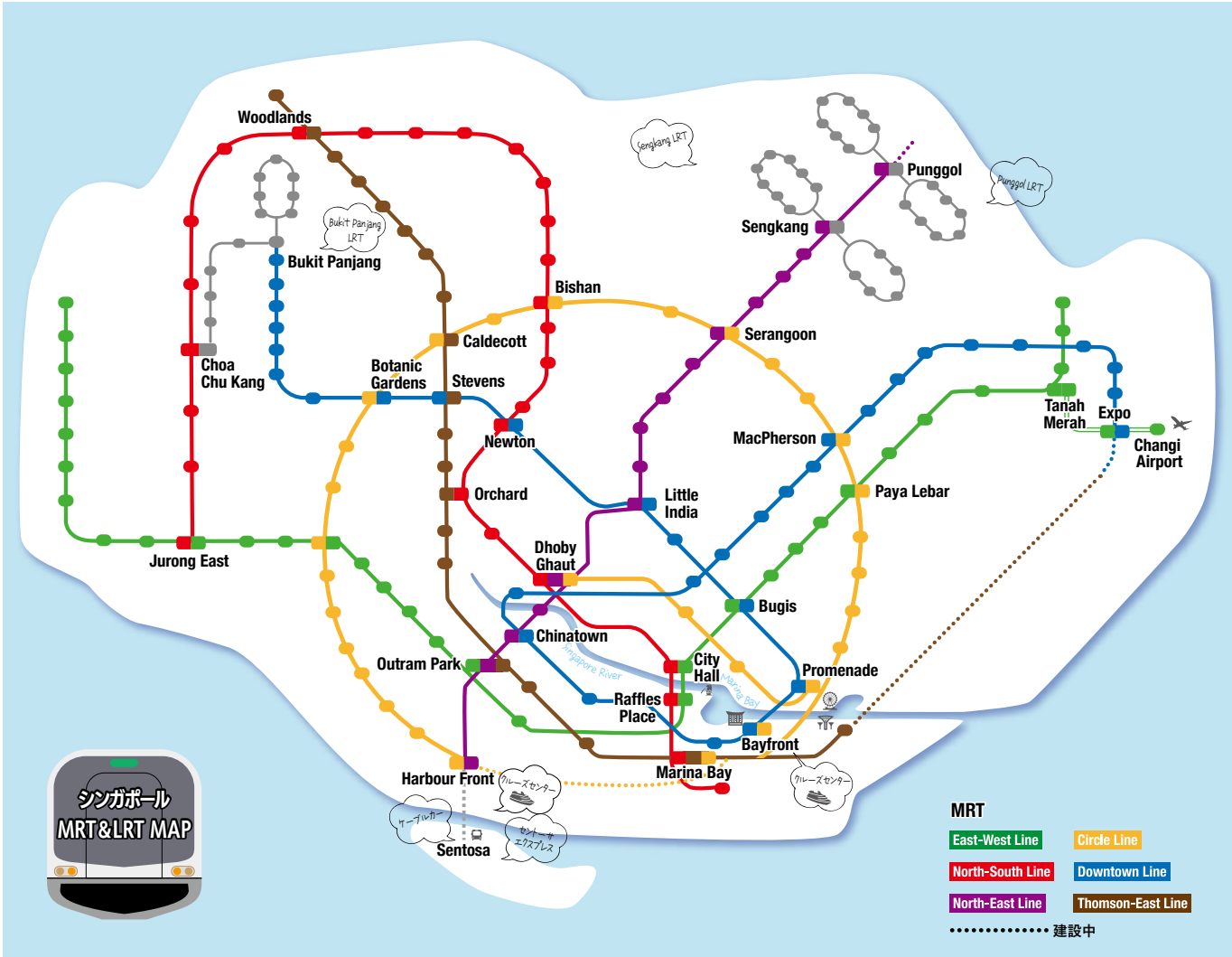
他にもMRTトムソン・イーストコースト線 (Thomson-East Coast Line) が現在一部開通済みであり、これはシンガポールの北部にあるウッドランズ・ノース駅から東南部に位置するガーデン・

SMRT Corporation Ltd (SMRT)

North-South Line
East-West Line
Circle Line
Thomson-East Coast Line

SBS Transit (SBST)

North East Line
Downtown Line



バイ・ザ・ベイまで2022年に繋がりました。2023年現在も工事中で、今後東部にあるイースト・コースト沿いに駅がオープンする予定です。2024年には第4期区間、2025年には第5期区間が開通予定です。

LRT

また、LRTはシンガポールの自動案内軌条式旅客輸送システムにより、主に1〜2両の列車が全線で無人運転されています。運営はSMRTトレインズの子会社であるSMRT Light RailとSBSトランジットが行い、シンガポール陸上交

通庁（LTA）が統括しています。現在、営業中のLRTと運営会社は下記の通りです。

その他の鉄道

シンガポール島からセントーサ島には、国内唯一のロープウェイでシンガポール・ケーブルカー（ロープウェイ）が、本島のマウント・フェイバーから繋いでいます。

シンガポール島からセントーサ島には橋がかかっており、タクシー、バスで行ける他、セントーサ・エクスプレス（モノレール）も通っているためケーブルカーは観光アトラクションとして利用されています。

また、シンガポールとマレーシアの間には2本の橋が架かっています。1920年代に建設された「ジョホール・シンガポール・コーズウェイ」は、シンガポール北部

SMRT Corporation Ltd (SMRT) Bukit Panjang LRT	SBS Transit (SBST) Sengkang-Punggol LRT
---	---

のウッドランズとマレーシアのジョホールバルを道路と鉄道が結んでいます。

一方「マレーシア・シンガポール・セカンドリンク」は1996年に完成し、シンガポール西部のトゥアスとジョホール州のタンジュン・クパンを道路が結んでいます。

マレー鉄道のウエストコースト線は、2011年までシンガポール南部のタンジョン・バガー駅でしたが、シンガポールとマレーシア二国間の取り決めにより廃止され、現在はシンガポール北部のウッドランズ・トレイン・チェックポイントまでとなっています。

海上交通（船舶）

シンガポールはマラッカ・シンガポール海峡に位置し、19世紀から海運の要所として発展してきました。今でも、ジュロン港およびシンガポール港は世界で最も忙しい港のひとつとされています。

港の運営は、シンガポール港湾局の一部を民営化し成立したメガターミナルオペレーターであるPSAインターナショナルと、JTCコーポレーション（シンガポールの工業、商業地区の開発、管理を主に行う法定機関）の子会社であるジュロンポートが行っています。

また、フェリーターミナルはチャンギ・フェリーターミナル、チャンギ・ポイント・フェリー・ターミナル、タナ・メラ・フェリー・ターミナル、シンガポール・クルーズセンターがあり、マレーシア、インドネシアの近場の島々にはボート、フェリーが就航しています。

シンガポール政府はクルーズ客船の誘致も積極的に行っており、マレーシアのスタークルーズもシンガポールを拠点に運行しています。

航空

民間機が航行するシンガポールの空港はチャンギ国際空港とセレーター空港です。そのうち、チャンギ空港は旅客、貨物の両面から東南アジアで重要なハブ空港のひとつです。380都市、60か国以上に就航しており、1981年の開業から高い評価を受けてきました。

2022年の年間利用者数は約3,220万人で。コロナ前（2019年）の50%近くまで回復しました。

現在、チャンギ空港を拠点に定期便を運行している航空会社は以下の通りです。

シンガポール航空
シルクエア
ジェットスター・アジア航空
スクート

人口約600万人の都市国家シンガポールにとって、28,000人以上の雇用を創出しているシンガポール・チャンギ国際空港は、シンガポールの経済とは切り離せない関係です。

シンガポール政府は、自国の航空会社の国際線市場の拡大、他国の航空会社のシンガポールの空港利用の促進に力を入れてきました。

国際線航空路線を運航するためには従来、相手国と自国の二国間および上空通過国との航空協定が必要となり、増便などを実施する場合、再度、協定の変更のため合意が必要となりました。

そのことで交渉や手続きに時間が掛かり、商機を逃すこともあったため、1995年頃からアメリカを中心としてオープンスカイ協定が提唱されるようになりまし

た。オープンスカイ協定は、航空自由化協定とも呼ばれ、これが締結されると路線は自国内地点、中間地点、相手国内地点及び以遠地点のいずれについても制限なく選択が可能となり、自由にルートを設定することができます。

シンガポールはオープンスカイ協定の推進者でもあり、1997年にアメリカ、2006年にEUにとってアジアで初となるオープンスカイ協定を結びました。その後、2007年にはイギリスにとって二国目の航空完全自由化を実現、アラブ首長国連邦とも航空自由化協定を結びました。

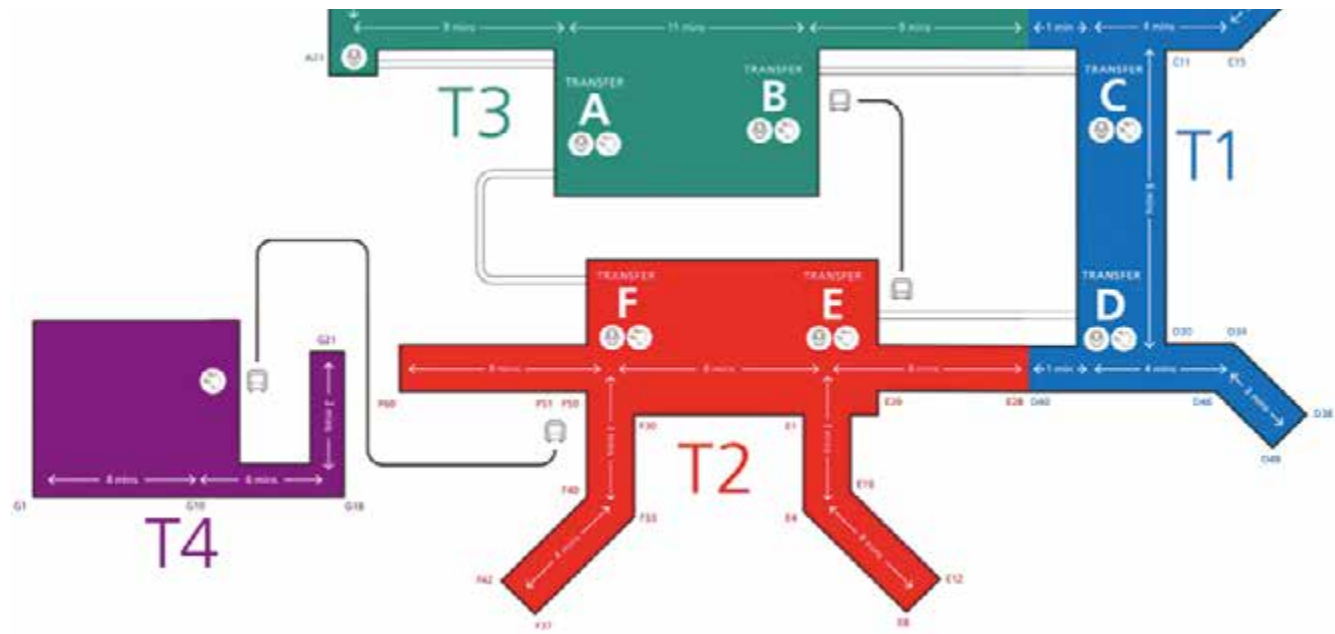
現在では東南アジアの中でも最も自由な航空自由化政策を採用し、130以上の国と領域とオープンスカイ協定を結んでいます。

チャンギ空港の機能と拡張

発着便のすべてが国際便のチャンギ空港には、全ターミナルに出入国の設備が備えられ、各ターミナルはスカイトレイン等で結ばれています。

2019年に第1ターミナルを拡張オープンし、ターミナル1、ターミナル2、ターミナル3を結ぶ形の複合施設として「ジュエル・チャンギ空港」をオープンしました。さらに25年に第5ターミナルの建設も予定しており、拡張を続けていきます。

チャンギ国際空港 ターミナル別乗り入れ航空会社一覧



	規模	到着ロビー	出発ロビー	搭乗ゲート数	乗り入れ会社（2023 年7月現在）
ターミナル 1	地上3階 地下2階	L 1	L 2 （スカイトレインで ターミナル 2・3 に 直結）	29	中国国際航空(CA)、AIRFRANCE(AF)、AIR JAPAN(NQ)、AIRNIUGINI(NX)、全日空(NH)、BANGKOK AIRWAYS(PG)、BRITISH AIRWAYS(BA)、CAMBODIAN AIRWAYS(KR)、中国南方航空(CZ)、重庆航空 (OQ)、EMIRATES (EK)、FIJI AIRWAYS (FJ)、FINNAIR (AY)、河北航空(NS)、INDIGO (6E)、日本航空(JL)、KLM ROYAL DUTCH AIRLINES (KL)、MYANMAR AIRWAYS (8M)、PHILIPPINE AIRLINES (PR)、QANTAS AIRWAYS (QF)、QATAR AIRWAYS (QR)、SCOOT (TR)、山東航空(SC)、深圳航空 (ZH)、STARLUX AIRLINES (JX)、THAI AIRWAYS (TG)、TURKISH AIRLINES (TK)、厦門航空(MF)、ZIPAIR TOKYO (ZG)
ターミナル 2	地上3階 地下1階	L 1 （シャトルバスで ターミナル 4 に直結、 MRT で市街に直結）	L 2 （スカイトレインで ターミナル 1・3 に 直結、MRT で市街 に直結）	35	AIR NEW ZEALAND (NZ)AIR INDIA (AI)、AIR INDIA EXPRESS (IX)、AIR MACAU (NX)、ETHIOPIAN AIRLINES (ET)、FIREFLY (FOR PENANG FLIGHTS ONLY) (FY)、LUFTHANSA (LH)、MALAYSIA AIRLINES (MH)、ROYAL BRUNEI AIRLINES (BI)、四川航空(3U)、SINGAPORE AIRLINES - SOUTH EAST ASIA、BANGLADESH、SRI LANKA (SQ)、SWISS INTERNATIONAL AIRLINES (LX)
ターミナル 3	地上4階 地下3階	L 1 （MRT で市街に直 結）	L 2 （スカイトレインで ターミナル 1・2 に 直結、MRT で 市街に直結）	28	AIR NEW ZEALAND (NZ)、AIRCALIN (SB)、ASIANA AIRLINES (OZ)、BATIK AIR (ID)、BATIK AIR MALAYSIA (OD)、BIMAN BANGLADESH (BG)、CHINA AIRLINES (CI)、中国東方航空(MU)、PT CITILINK INDONESIA (QG)、PT CITILINK INDONESIA (QG)、ETIHAD AIRWAYS (EY)、EVA AIR (BR)、GARUDA (GA)、GULF AIR (GF)、MYANMAR NATIONAL AIRLINES (UB)、SAUDI ARABIAN AIRLINES (SV)、SINGAPORE AIRLINES (SQ)、SRILANKAN AIRLINES (UL)、THAI LION AIR (SL)、T'WAY AIR (TW)、UNITED AIRLINES (UA)、US-BANGLA AIRLINES (BS)、VISTARA (UK)
ターミナル 4	地上4階 地下1階	L 1 （シャトルバスで ターミナル 2 に直結）	L 2	28	AIRASIA (AK、Z2、QZ、FD、D7)、BAMBOO AIRWAYS (QH)、CATHAY PACIFIC (CX)、CEBU PACIFIC AIR (5J)、北部湾航 空(GX)、海南航空(HU)、 JEJU AIR (7C)、JETSTAR ASIA (3K)、 JETSTAR INTERNATIONAL (JQ)、PACIFIC AIRLINES (BL)、 JUNEYAO AIRLINES (HO)、KOREAN AIR (KE)、SPRING AIRLINES (9C)、THAI VIETJET AIR (VZ)、VIETJET AIR (VJ)、VIETNAM AIRLINES (VN)



CHAPTER
4

経済概況

Economic Overview



シンガポールの経済政策

シンガポールは外国為替市場の取引額で日本を上回り、世界3位に浮上するなど、屈指の世界都市、金融センターになっています。2021年のシンガポールのGDPは3,969億USドルであり、同年の一人あたりのGDPは72,794USドルです。また同年の一人当たりの国民総所得（GNI）は58,770USドルで、アメリカなどに次いで15位です。

世界屈指のグローバル都市であり、森記念財団都市戦略研究所が発表した総合的な世界都市ランキングにおいて、ロンドン、ニューヨーク、東京、パリに次いで世界5位と評価されました。国際競争力が非常に強い国であり、スイスのビジネススクールである国際経

営開発研究所（IMD）が2022年6月15日に発表した「世界競争力ランキング2022」で、シンガポールが3位となり、前年の5位から2ランク上昇しました。

アジアを代表する金融センターのひとつであり、2023年3月発表の世界の国際金融センターの実力を評価する「グローバル金融センターインデックス（GFCI）」の33回目の調査結果によると、シンガポールはニューヨーク、ロンドンに次いで世界3位の金融センターと評価されました。2022年の月間世帯収入（中央値）はS\$10,099（約101万円）と前の年を6.1%上回り、初めて1万の万台に乗り、東京都の勤労者世帯の平均を大きく上回っています。

通貨はシンガポール・ドルが使用さ

れ、ASEANの原加盟国で、20世紀末から急速な経済成長が続いています。

この経済成長に至る政策については、あらゆる分野で政府が主導する、いわゆる「開発主義国家」としての方針と施策を打ち出します。政府のなかでも経済開発庁が中心的役割を担ってきました。その政策の3つのポイントと年代ごとのプロセスを追ってみましょう。

外経済政策のポイント

政策1 ～外資誘致

独立当初のシンガポールは、外資企業を排除することで国内企業の育成を図りました。しかし、国内マーケットが

小さいことから経営が行き詰まります。ここから方針を一転させて、外資企業の誘致に乗り出しました。シンガポール西部の7つの島を埋め立て、工業地帯を整備し、外資企業への優遇処置を取りました。その結果、産業の急速な工業化が進み、シンガポールの最初の経済成長が成し遂げられました。

貿易拠点としての立地の良さと、シンガポールへ投資する企業や参入企業への税制面の優遇によって、金融やITなどの外資企業が大量に流れ込みました。

それに加えて、シンガポールに一定額以上投資する富裕層には永住権を与えるなど、富裕層の取り込みにも積極的に動きました。

その結果、経済の流動性は増し、1980年から2010年まで、平均GDP成長率は7%以上の安定した成長を遂げました。

政策2 ～教育大国

シンガポールは徹底した実力主義として長年知られており、独陸当初から人材は唯一の資源として教育に重点をおいた政策が行われています。教育予算は防衛予算に次ぐ規模を誇り、着実な成果を上げ、「PISA（学力調査）」で常に上位にランクインしています。

これは、時代の変化に常に対応しながら独創的な教育改革を行ってきた成果であり、現在では「総合教育（Holistic Education）」へ向け、学力重視から総合的な能力を高める方向に舵取りを始めており、2026年に行われるカリキュラム改革に向けて小中学校教育改革（PSLE、試験軽減、中学校教育改革）、小中学校教育改革同じ路線に沿った改革も段階的に進められています。

また、シンガポールでは奨学金制度が充実しており、レベルの高い研究ができることで知られ大学院にも世界中の生徒が集まっています。

政策3 ～GLC(政府関連企業)

GLC(Government linked company)とは、いわゆる国策会社のようなもので、テマセクホールディングスという政府の株式保有率100%の持株会社が管理し、政府の方針に沿って企業戦略を策定していきます。GLCの幹部は上記のエリート層が就任し、就任後も厳しい実力主義が敷かれており、役職獲得への競争は厳しい上、経営不振の場合は事業売却、停止の可能性もあります。

年代別に見たシンガポールの発展

(1) 1960年代

1960年代後半以降、ジュロン工業団地の開発が始まり、エッソをはじめとする3つの大きな石油企業がこれらの島々に進出し石油精製工場を建設しました。石油化学工業によって経済を進行させるという取り組みは成功し、経済開発庁はさらに巨額の予算を投じてシンガポールの工業化を推進する計画を開始しました。

しかし、それと同時に原材料の不足や国内需要の急激な拡大といった課題が浮上しました。そのために政府は、輸出中心の産業の開発に取り組み、経済開発庁は、海外投資家をさらにシンガポールへと呼び込むことを目的とした海外事務所を香港とニューヨークを皮切りに世界中に開設しました。

製造業には多大なインフラが必要となるため、その資金供給のために1968年にシンガポール開発銀行が設立され



ジュロン工業団地

ます。シンガポールはイギリス統治時代から銀行業や保険業が発達しており、イギリス式の法制度が続いていたことや、ロンドンとニューヨークの間にあって24時間市場取引が可能という地理的利点もあり、1970年代以降シンガポールの中核市場であるアジアダラー市場が発展する土台が整ってきました。

(2) 1970年代

1970年代以降は衣類、繊維、玩具等の工場生産といった外資系企業による労働集約型産業への切り替えが始まりました。それと並行してシンガポール国内での教育では、若年労働者のための職業訓練が行われ、必要な知識と技能を身につけた人材の育成に重点が置かれます。

なかでも海外企業との共同研修センター創設は、シンガポールの投資促進計画を前進させる大きなステップボードとなりました。1970年ごろにはほぼ失業率はゼロとなり、それ以降はむしろ労働力不足が問題になったため、外国人労働者によって労働力を補うようになりました。労働力不足は潜在的労働力としての女性の社会進出を促し、家事労働を担う外国人労働者も流入するようになりました。

このように、シンガポール企業が外

資系企業のプロジェクトに参加することで世界市場に向けた輸出志向型の発展は加速されていき、安定した製造基盤が構築されたことで、ビジネス・リソースの強化に積極的に取り組むことができたシンガポールは、多様な産業が振興しました。

特に製造業では、コンピューター関連機器などより高度な製品の製造が行われるようになると、エレクトロニクス部門および製品多様化に対する新たな投資が行なわれるようになり、さらに多国籍企業は、シンガポールでの研究開発事業も開始します。

また、1970年代以降、欧米や日本の金融資本が、東南アジア進出の拠点としてシンガポールに支店を置きました。1965年の外国投資累計額はS\$1億5,700万でしたが、1974年にはS\$30億5,400万に急増。70年代後半からは日本からの投資が急激に増加しました。これらの資本によってシンガポールの製造業は成長し、強化されていきました。

(3) 1980年代



1980年代になると、工学設計、コンピューター・ソフトウェア・サービスなどさらに高度な知識集約型事業への対応が必要になり、シンガポール政府は労働集約型産業から撤退し、ハイテク産業の誘致をすすめるため、高賃金政策を採用しました。

ところが、人件費が高騰したことと時を同じくして世界経済が低迷し始め、シンガポールの景気も失速してしまいました。このことにより、経済開発庁は、シンガポールをトータル・ビジネス・センターにするという新しい目標を掲げます。そのうえで、金融、教育、ライフスタイル、医療、IT、ソフトウェアなどの分野の国際的なサービス企業の誘致を推進するようになりました。

その結果として、1980年代前半に、東南アジア初のシリコン・ウエハー製造工場が設立されました。さらに1981年にはアップル・コンピューターがこれに続き、1982年には同社のディスク・ドライブ製造工場も開設されました。

また、国内企業の振興にも取り組み、経済開発庁は1986年に中小企業局を開設して、中小企業発展のための支

援プログラムを整備しました。

1984年にはシンガポール国際金融取引所が設立されて、多彩な金融商品が提供されるようになると、国際金融センターとしても発展しました。その経済発展のスピードは著しく、独立した1965年からの30年の間、平均で10%の年間の経済成長率を達成していました。

(4) 1990年代

この時期、シンガポールは1980年代を経て高度成長を遂げた国として韓国、台湾、香港とともに「アジアの四小龍」と呼ばれるようになりました。政治背景としては東西の冷戦構造が崩れ、世界的に自由主義経済が「グローバル・スタンダード」とされるようになりました。

その動きは共産主義国である中国やベトナムでも同様に表われ、イデオロギーよりも経済成長を強調する機運の高まりとともに、シンガポールは新たなチャンスを迎えることになります。

とりわけ、改革開放路線に舵を切った中国、ドイモイ政策で市場経済を導入するベトナムを含む経済圏が東南アジアとその周辺に出現したことは、シンガポールの経済政策を成功させるカギとなりました。

これら周辺の新興国にとっても、金融資本主義の発展したシンガポールからの資金は期待されるものとなり、この時期になると、逆にシンガポールから海外、とりわけ急成長するアジア諸地域への投資による成長が指向されるようになりました。

中国との国交を樹立したシンガポールは、共同で地域開発プロジェクトを立ち上げ、また、マレーシア、インドネシアとの間に「成長の三角地帯」と名づけ

られた地域経済協力計画に合意。とりわけ「成長の三角地帯」は、シンガポールの技術・資本と、マレーシア・インドネシアの豊富な労働力を有機的に結合させ、工業団地や大規模リゾート開発などを進めることが計画されました。

これらは必ずしもシンガポール政府の目論見通りに進んだとは言えませんが、その後の対アジア地域へのビジネスモデルとなりました。

(5) 2000年代

1997年のタイバーツ暴落に始まったアジア通貨危機の際にも、シンガポール政府はこれに対応し、その結果、被害は極小にとどまりました。

2000年以後、シンガポールは知識・イノベーション集約型事業に取り組み、2006年、研究開発政策に基づく研究・イノベーション戦略を策定、整備、実施するために、国家研究財団（NRF）が創設されました。

研究開発（R&D）は、環境・水資源技術、バイオメディカル・サイエンス、インタラクティブ・デジタル・メディアを中心に行われ、現在に至るまで、経済の基本として位置づけられています。

また、情報主導型経済を推進するため知的財産権（IP）の保護を強化し、その法制度を整備した結果、知的財産保護において今日アジアでトップの地位を確立しました。

また、「ガーデン・シティ構想」と呼ばれる環境に配慮した観光資源やカジノを含む統合リゾート（IR）施設の開発が官民協力のもと始まります。

東南アジア各地を結ぶチャンギ空港もハブ空港として重要な役割を果たし、2012年の統計ではロンドン、パリ、バンコクに次いで、世界で4番目に



外国人旅行者が多く訪れる都市となりました。

(6) 2010年～

2010年をピークにシンガポールの経済は安定期を迎えます。2013年まで年間40兆円以上を誇っていた輸出額は中国市場が成熟していくにつれて減少したが、2021年には前年に比べて19%増加しており、約S\$6,141億になりました（2022年シンガポール統計局）。主な輸出品目は機械・輸送機器（半導体など電子部品類）、化学品（化学工業品、プラスチック・ゴム）、石油などです。

また、シンガポール国内に目を向けていくと少子高齢化や人種間の所得格差、水資源の確保といった社会問題解決への取り組みも求められるようになります。

それに対し、シンガポール政府は2013年から打ち出された‘Strong Singaporean core’と呼ばれる政策方針によって対応を進めています。

2017年現在、リーマンショック以来順調に活気を取り戻しつつある世界経済を背景に、シンガポールの経済も堅

調です。シンガポール政府は次の経済発展の一手として、AIへの巨額投資、起業家の支援、周辺途上国への輸出など、次なる経済成長の機会を探っています。

現在、シンガポールの産業集積としてはアジアの金融ハブとして銀行や資産運用会社、保険会社などを含めると1,200社以上あり、アジア有数の資金調達拠点でありアジア最大の外為取引市場といえます。

また、ジュロン島に集積する石油化学産業についても、化学産業の2020年の生産高は6,329億Sドル、工業総生産高の21%を占めます。近年、より付加価値の高いスペシャリティケミカルズ（特殊化学品）の生産が拡大傾向にあります。

さらに、エレクトロニクス産業、バイオメディカル分野の研究・開発拠点としても大きな役割を担い、2012年ジュロンの医療関連産業団地トゥカン・イノベーション・パーク内にオープンした「メドテック・ハブ」には日系を含む大手医薬品製造会社が製造拠点を設置しています。

シンガポールのショッピングモール

オーチャード	ION ORCHARD (アイオンオーチャード) 2 Orchard Turn https://www.ionorchard.com/en/
	PARAGON (パラゴン) 290 Orchard Rd https://www.paragon.com.sg/
	SHINGAPORE Takashimaya (シンガポール高島屋 SC) 391A Orchard Rd https://www.takashimaya.com.sg/ja/
サマセット	313@Somerset (313@ サマセット) 313 Orchard Road https://www.313somerset.com.sg/
ドビー ゴート	Plaza Singapura (プラザ・シンガプーラ) 68 Orchard Rd http://www.plazasingapura.com.sg/en/
シティホール	Raffles City (ラッフルズシティ) 252 North Bridge Rd https://www.capitaland.com/sg/malls/rafflescity/
	Citylink Mall (シティリンクモール) 1 Raffles Link, One Raffles Link http://www.citylink.com.sg/
マリーナ エリア	Suntec City Mall (サンテック・シティ・モール) 3E Temasek Blvd https://sunteccity.com.sg/
	The Shoppes at Marina Bay Sands (ショッप्ス・アット・マリーナ・ベイ・サンズ) 10 Bayfront Ave https://www.marinabaysands.com/shopping.html
	Millenia Walk (ミレニアウオーク) 9 Raffles Boulevard http://www.milleniawalk.com/
クラーク キー	Clarke Quay Central (クラーク キー セントラル) 6 Eu Tong Sen St http://www.fareastmalls.com.sg/Clarke-Quay-Central/
	Canninghill Piers (旧 Liang Court) ※ 2024 年開業予定 (現在建設中) 177 River Valley Rd https://www.canninghillpiers.com/
チャイナタウン	Chinatown Point (チャイナタウン・ポイント) 133 New Bridge Rd https://chinatownpoint.com.sg/
ノベナ	Velocity@Novena Square (ペロシティ@ノヴィナ・スクエア) 238 Thomson Rd http://www.velocitynovena.com/
ハーバーフロント	Vivo City (ビボシティ) 1 Harbourfront Walk https://www.vivocity.com.sg/
ジュロン イースト	Westgate (ウェストゲート) 3 Gateway Drive http://westgate.com.sg
カトン、イースト	i12 KATONG (i12 カトン) 112 E Coast Rd http://i12katong.com.sg/



■アイオンオーチャード
オーチャードの中で目を引くショッピングモール



■プラザ・シンガプーラ
日系のファストファッション、雑貨店、レストラン
多数



■セントラル



■ビボシティ
モノレールでセントーサ島と繋ぐショッピング
モール

シンガポールの大学

シンガポールの国立大学は世界の大学ランキングの中でも上位に入り、アジアではトップレベルであるため、世界中からハイレベルな留学生が集まります。

シンガポール国立大学

(National University of Singapore:NUS)



所在地 21 Lower Kent Ridge Rd, S119077
創設年 1905年
学生数 約27,000人
学 部 人文社会科学部、経営学部、コンピューター学部、歯学部、環境設計学部、工学部など

大学評価機関クアクアレリ・シモンズ(QS)によると、「2022年世界大学ランキング」では、シンガポール国立大学(NUS)が世界 11 位、アジア 1 位の評価を得ています。日本を含む世界100か国以上から留学生を迎えています。

南洋理工大学

(Nanyang Technological University:NTU)



所在地 50 Nanyang Avenue, S63979
創設年 1991年
学生数 約33,000人
学 部 理学部、社会学部、経済学部、コミュニケーション学部、工学部、情報工学部など

シンガポール最大の敷地を持ち、シンガポール教育省(MOE)による研究プロジェクトに対する助成金は最多額。QS世界大学ランキング2022年版では世界12位と評価される名門大学であり、アジア No.1 の工科大学として優秀な人材を輩出しています。

シンガポール・マネージメント大学

(Singapore Management University:SMU)



所在地 81 Victoria St, S188065
創設年 2000年
学生数 約8,000人
学 部 商学部、会計学部、経済学部、情報システム社会科学部など

アメリカのペンシルバニア大学のウォートンスクールがモデルとなっており、新時代におけるリーダーや企業家育成を主目的とし、ビジネスに特化した少人数でのゼミ形式の授業が特徴です。

シンガポール工科大デザイン大学

(Singapore University of Technology and Design:SUTD)



所在地 8 Somapah Rd, S487372
創設年 2009年
学生数 約4,000人(3年半で卒業可能)
学 部 製品開発工学部、システム・設計工学部、情報システム技術・設計学部など

マサチューセッツ工科大学(MIT)と提携しており、カリキュラムの共同開発、MITの教授陣による授業、交換留学などを行っており、分野横断型の学術的アプローチを取るカリキュラムが特徴です。

ラサール芸術大学

(LASALLE College of the Arts:LASALLE)



所在地 1 McNally Street, S187940
創設年 1984年
学生数 約3,000人
学 部 デザイン、ファッション、メディア、ダンス、音楽、演劇、アートセラピーなど

実践的な総合芸術を学べる大学として広く人気がある大学です。マリーナベイサンズの外部コンポーネントデザインにも関与しています。

南洋芸術アカデミー

(Nanyang Academy of Fine Arts:NAFA)



所在地 80 Bencoolen Street, S189655
創設年 1938年
学生数 約2,300人
学 部 芸術学部、アートマネジメント・ダンス・演劇学部、音楽学部、生涯教育学部など

70年以上の歴史を持つ伝統的な芸術大学です。シンガポール内のみならず東南アジアに広く開かれ、4歳から18歳までのジュニアスクールも開講されています。

シンガポール社会科学大学

(Singapore University of Social Sciences:SUSS)



所在地 461 Clementi Road Block C, S599491
創設年 2005年
学生数 約14,000人
学 部 芸術社会学部、人材開発・社会福祉学部、理工学部、法学部など

元々の設立は、SUTD や SIT よりも早い 2005 年で、2012 年に公的資金が投入され、シンガポール 6 番目の大学として正式に認定された比較的新しい大学です。

シンガポール工科大学

(Singapore Institute of Technology:SIT)

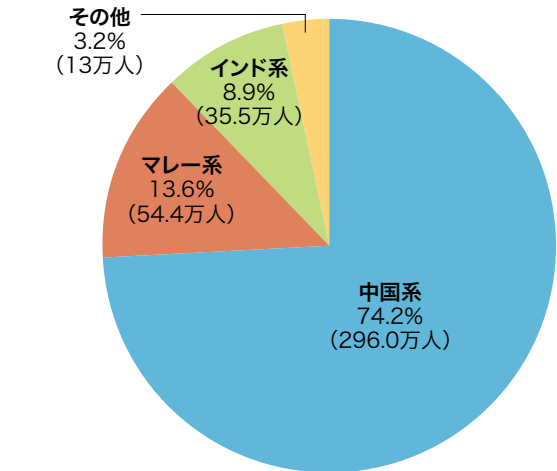


所在地 10 Dover Drive, S138682
創設年 2009年
学生数 約3,000人

理工系の総合大学で、アメリカやイギリスなど10か国以上の海外の有名大学と提携し、それらの大学で学位が取得できることを特徴です。ポリテクニック(実務・実技を中心に学ぶ高等教育機関)を卒業した学生が多く進学しています。

数字で見るシンガポール

国民及び永住者の民族構成(2021年)



出典:シンガポール統計局

一人あたりGDPは日本の1.5倍以上

GDP(国内総生産)とは、国内の生産活動による商品・サービスの産出額から原材料などの中間投入額を控除した付加価値の総額とされています。その内訳は国内における「消費」「民間投資」「政府支出」「貿易収入」が含まれ、その国の経済状態を見る指針のひとつとなっています。

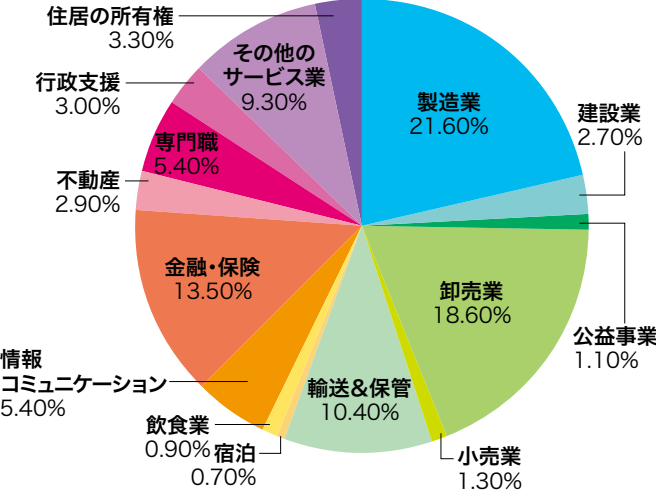
2022年の名目GDPの世界ランキングはアメリカ、中国、日本の順で、シンガポールは34位です。これを人口で割った数字が「一人あたりGDP」ですが、シンガポールは6位で日本(30位)の2.44倍以上になっています。

シンガポールの「一人あたりGDP」が高い背景には、富裕層への優遇税制によって、海外からの高額所得者の移住を含め、富裕層の割合が高くなっていることが一因としてあります。

シンガポールには100万USDドル(約1億円)以上の資産を持つ富裕層が全人口の約2%以上居住しているというデータもあります。

日本では同じ条件の居住者は1.5%ほどですので、「シンガポールはお金持ちの国」という表現は間違っていないかもしれません。

シンガポールの名目GDPの産業別内訳 (2018年)

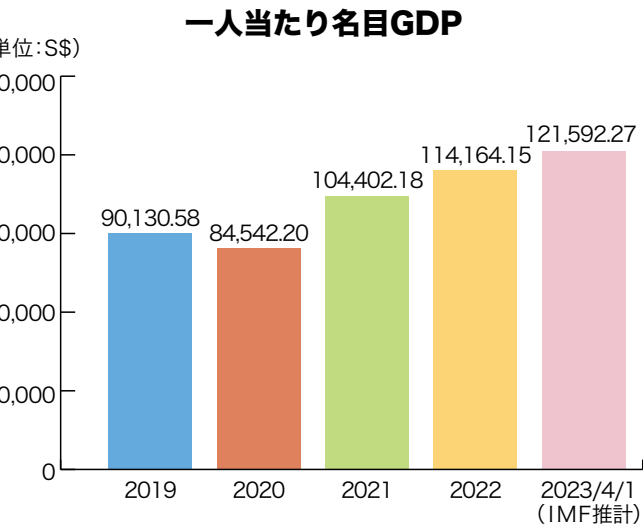


70%以上が中国系住民の「華人の国」

シンガポールは、華人、マレー系、インド系からなる複合民族国家です。「華僑の国」という表現もありますが、「華僑」の定義は国によって違うこともあり、中華人民共和国の中国共産党政府の定義では、「中国大陆・台湾・香港・マカオ以外の国家・地域に移住しながらも、中国の国籍を持つ漢民族」を指す呼称とされているため、国籍を取得している国民が多いシンガポールは正確には「華人の国」だと言えるでしょう。

シンガポールの中国系住民は福建、潮州、広東、海南島などからの移住者が多いと言われています。中国系住民の移住が始まったのは14～15世紀とされており、その頃の住民は「プラナカン」と呼ばれ、貿易や農園経営などで富を築いたものも少なくありませんでした。その後、19世紀には港湾労働者として仕事を求め、移住する者が増加しました。

一人当たり名目GDP



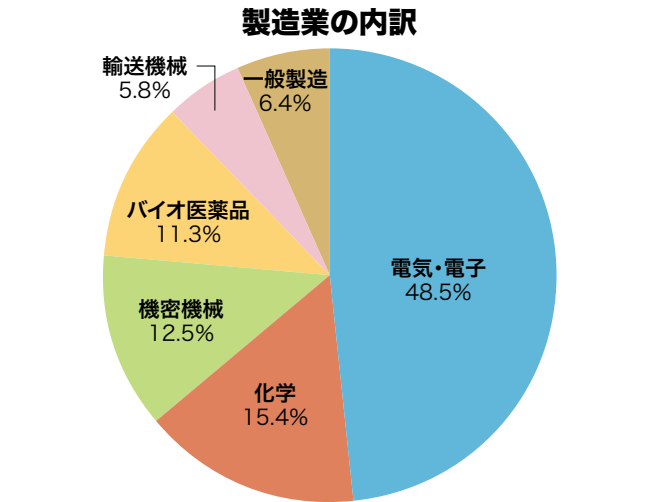
出典:SNA(国民経済計算マニュアル)に基づいたデータ

「工業立国シンガポール」という意外な一面

世界中の銀行や投資家が集まる「金融の国」、あるいは「ガーデンシティ」と呼ばれる美しい街並みが魅力の「観光立国」というイメージ通り、シンガポールは産業構造的には圧倒的にサービス業が占める割合が高くなっています。

その一方で、生産業が25%を占めているのは意外と思われる方も多いのではないのでしょうか。しかし、シンガポールはその発展過程において労働集約的な産業の誘致を行い、技術を蓄積してきた「工業国」の一面もあります。

また、農業や漁業といった第一次産業の割合は数字に表れないほど低いものとなっています。生鮮食品も輸入に頼らざるを得ないシンガポールでは、その一方で、水耕栽培や小さなスペースを利用したプランターなどによる家庭菜園なども流行しているそうです。



出典:MINISTRY OF TRADE AND INDUSTRY

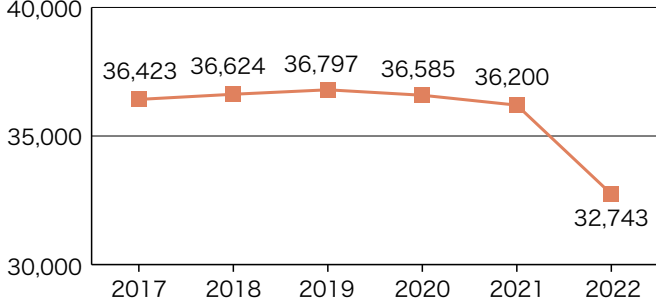
最先端の科学技術を研究開発する一大拠点

シンガポールは国土が狭く工業資源が乏しいため、基幹産業となる自動車産業がないものの、工業のなかでも製造業が占める割合は80%以上となっており、しかも優れた技術力を有します。1970年代には半導体組立など労働集約的な作業から、1990年代以降にはウエハー製造、IC設計など製造活動の高付加価値化が進みました。

現在、電気や電子、金型産業は東南アジアのなかでも先進分野となっており、エレクトロニクス産業の総生産高は1,020億USDドルにもおよび、従業員一人当たりの生産高は150万USDドルにも達します。その80%を占めているのが半導体関連(半導体と半導体製造装置)です。また、ノーベル賞受賞者を含む優秀な研究者を世界各国から集め、新薬の基礎研究から臨床、医療技術などの産官学の研究活動の拠点となっています。

「トゥアス・バイオメディカル・パーク(TBP)」等の医薬品製造拠点には、アボット、グラクソ・スミスクライン(GSK)、武田薬品工業、中外製薬など大手医薬品会社が研究施設を設置しています。

シンガポールの在留邦人数推移



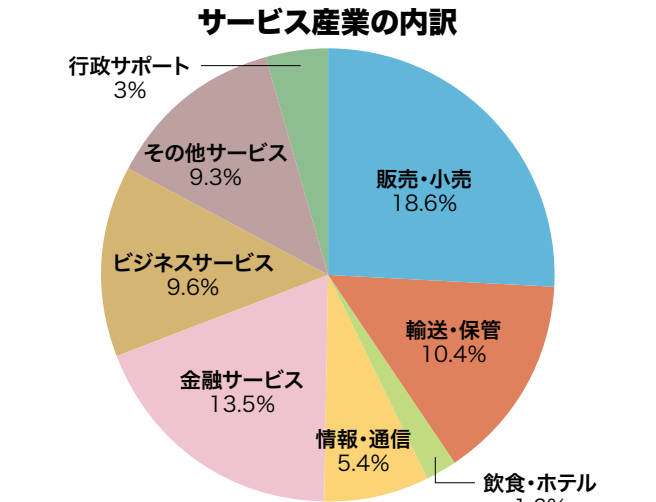
出典:外務省

シンガポールと日本、シンガポールのなかの日本

2020年発表の世界銀行による調査では、シンガポールはニュージーランドに次いで世界でビジネスがしやすい国の2位にランキングされており、その背景には政府による税制や法規制などを通じた外資企業の積極的な誘致姿勢、人材確保の容易さ、そして東南アジアのハブとしてのインフラ設備など、シンガポールの優位性が指摘されています。

そのため多くの外国系企業がシンガポールに集まっており、その数は約7,000社とも言われていますが、そのうちの約1,200社が日系企業、在住邦人は32,743人(2022年)にも及びます。

現在、日本とシンガポールの関係は、外交、経済面ともに良好な友好関係であると言え、特に貿易では、日本はシンガポールにとって



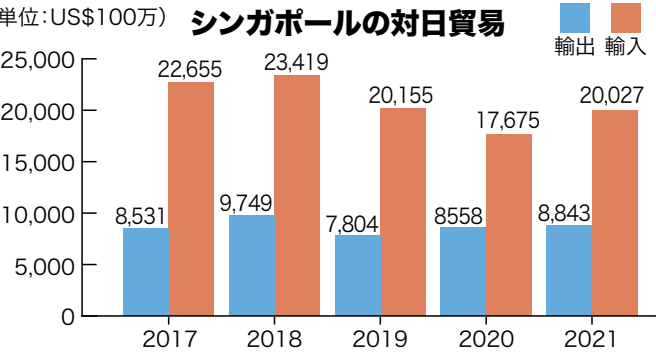
出典:シンガポール統計局

アジアの海運と自由貿易の要

このデータもまた「金融の国」「観光立国」というイメージほどには、シンガポール経済において金融サービス業や観光業の割合は高くないことを示しています。ここで注目すべきは、サービス産業のGDPにおける卸売・小売業とそれに関わるロジスティック産業の割合の高さであり、サービス産業全体の約1/3を占めています。

この背景には、シンガポール国内市場における購買力の高さもありますが、むしろASEAN域内の商品需要の増加に伴う多くのビジネスチャンスが影響を与えているケースが多いと見られています。また、古くから海上輸送の要となってきた自由貿易港としてのシンガポールの側面が表れています。

しかしながら、IT技術の進歩でサプライヤーが仲介業者、卸売業者を介さず直接顧客と取引することが可能になっている現在、シンガポールが今後も国際取引ハブとしての地位を強化するためには、変化に対応した業界の再編が必要だとの指摘もあります。



出典:日本貿易振興機構(JETRO)

第8位(2022年)の相手国となっています。

2002年11月には「日本・シンガポール新時代経済連携協定」が発効しました。

これは日本にとって初めての自由貿易協定の締結であり、二カ国間の貿易について、シンガポールを原産地とする貨物については特別な関税率が適用されており、将来的には両国間の関税は撤廃される予定となっています。

日系企業のシンガポール事業に関しては、新規進出や事業規模拡大がある一方で、近年は人件費の上昇、不動産価格の高騰、EP厳格化など外国人の就労制限といった課題もクローズアップされており、周辺国への移転あるいは撤退のケースもあるのが事実です。

ぜひご登録
ください!!

シンガポールの生活情報はSingaLifeで! 各種SNSにて最新情報を発信中!

LINE 週刊SingaLife

シンガポールで生活する上での役立ち情報を配信。
お得なプロモーションや
シンガポールのおすすめ
レストラン情報も満載!




Instagram
weekly_singalife

自慢したくなる
レストラン情報や、イベント情報
など生活に役立つ情報を発信中!




facebook
@Singalife

毎日更新!
シンガポールの
お役立ち情報を
サクッと入手




メルマガ

お忙しい方必見!
ビジネス、グルメ...
あらゆる情報を
毎週水曜日に
まとめて配信!




WEEKLY SingaLife Web

教育、グルメ、ビジネス、求人、習い事、旅行、美容...
「今」知りたい
シンガポール情報を
幅広くお届け!




WEEKLY SingaLife TV

気になるグルメやスポット、
仕事、お金事情など
「ここでしか聞けない!」内容を
シンガポール在住者が実状リポート




CHAPTER 5

会社設立の 基礎知識

Economic Overview

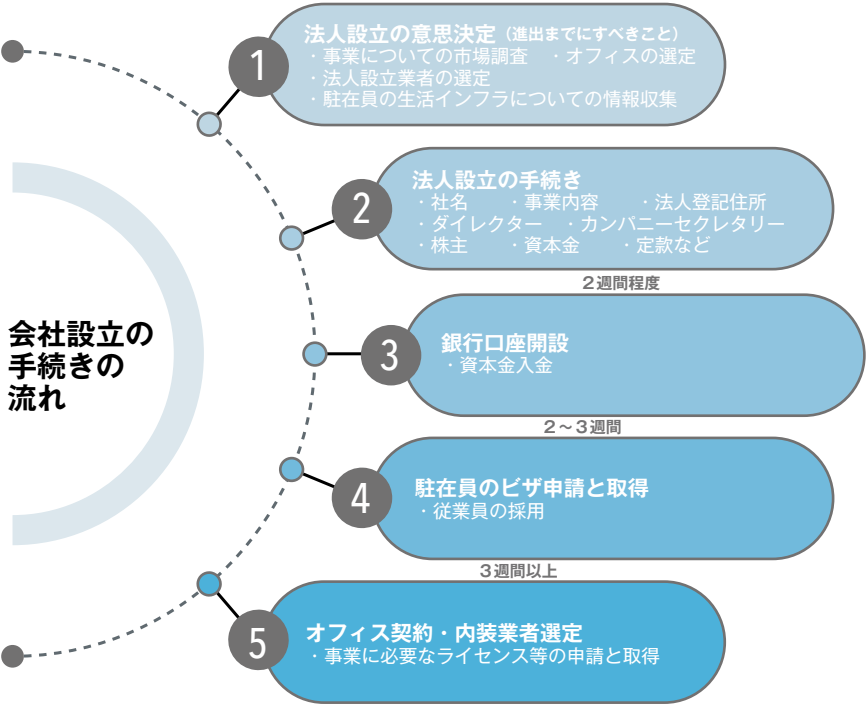


シンガポールで法人を設立する

視察と進出の意思決定

今やビジネスの中心地となっているシンガポールは、さまざまな分野や方面からの注目を集めています。そのような中で新たなビジネスチャンスを求め、シンガポールへの進出を考えている法人や起業家は少なくないでしょう。

シンガポールへの進出を決めるまでには、当然のことながら、何の事業を行うための市場調査も事前に必要です。シンガポールについての情報は、日本貿易振興機構（JETRO）がWebサイトでも公開しているほか、相談窓口としての業務も行っています。さらにシンガポールで展開するビジネスの業種ごとに必要な情報についてもそれぞれの得



意分野を持つコンサルティング会社があります。

こうした情報について、すでに現地において何らかの形での拠点がある場合には、さまざまな形でアドバンテージがありますが、ない場合でも必ず一度は現地に赴くことが必要といえるでしょう。シンガポールへの視察をアテンドする業者を見つけることはそれほど難しくありません。旅行代理店から経営コンサルティング会社、会計事務所などがさまざまな企画を提案しており、費用もさまざまです。目的や予算に応じて視察を計画しましょう。

初進出には、「法人設立業者」が必須

現地ですべきことについては事業についての情報はもちろんのこと、実際に業務を行う拠点となる場所やオフィス、そしてシンガポールに駐在するための生活インフラについての情報も収集すべきでしょう。

そしてさらに大事なのが法人設立業者の選定です。法人設立業者とは、シンガポールで現地法人を設立する場

合に必要な代行業者です。シンガポールでは、会社設立の申請の際に、登記住所やシンガポール居住の取締役が予め決められていなければならないのですが、初進出の場合は一般的にはいずれもそれらの確保ができないため、会計事務所や法律事務所といった会社設立を委託した事務所に手配してもらうことが通常です。

また、設立後の法人維持のために必要となるカンパニーセクレタリーも、当地の制度知識が必要となってくるため、法人設立手続きの委託先に、そのままカンパニーセクレタリー業務を委託することが実務上は多いといえます。したがって、会社法改正や税制改正が頻繁に行われるシンガポールの制度を適時適切にキャッチアップし、長く付き合える業者をはじめから選定しておくということも大切といえるでしょう。

進出する際の主な組織形態

一般的に、日系企業がシンガポールでビジネスを立ち上げるためには、以下のいずれかの組織形態を選択します。

駐在員事務所	支店	現地法人
将来的に現地法人や支店形態によって本格的な事業活動を行うための市場調査や情報収集活動といった準備を目的とした組織形態であり、収益獲得活動は禁止されています。 また、その設立には最低売上金額などの要件が設けられている他、最長でも3年間のみの時限的許可となり、あくまで現地法人や支店などの進出の前段階としての位置づけとなっています。	日系企業がシンガポールにおいて独立した法人格を有していない場合、当該支店は親会社と同一の法人格として取り扱われます。このため、会社自治の準拠法など、基本的には日本の法規定に従うこととなり、シンガポール国内では外国法人としての位置づけとなります。	シンガポールに進出する日系企業の多くがとっている形態。 支店に比べると設立手続きが容易であることや、税制上有利である場合が多いこと、親会社と別の法人格であるため本社の法的責任を遮断することができるなどのメリットが考えられます。シンガポールでは、一部の規制業種を除き、ほとんどすべての業種において現地法人設立が認められています。

現地法人設立のために必要な事項

現地法人の設立には、シンガポールの会社法に基づいて一定期間内にACRA(Accounting and Corporate Regulatory Authority:会計企業規制庁)への登録申請が必要となりますが、その際下記のような事項についてあらかじめ決めておかねばなりません。

●社名

会社名については、既存の会社名や酷似する名称、政府機関と誤認されそうな商号などでなければ、基本的にはどのような会社名でも使用することができます。また、その確認はACRAのサイト上で行うこともでき、さらに使用可の場合は当該商号の予約を行います。ACRAでの商号確保に要する手数料はS\$15となり、予約完了後は有効期間の120日間の間に会社設立を行わなければなりません。

●事業内容

登記には主要な事業内容を登録する必要があります。数百ある事業内容コード(SSIC)から選択し、必要に応じて詳

細な事業内容の記述が可能です。また、ライセンスが必要な業種については別途ライセンスの取得が必要となります。事業内容の決定は、会社設立後の各種手続きに大いに影響を与えますので法人設立業者に相談のうえ決定することになります。

●法人登記住所

現地法人の設立申請には、会社の登記住所も登録する必要があります。しかし、会社は設立登記が完了するまでは会社が存在しないため、オフィスの賃貸借契約を行うことはできません。そこで、会計事務所などの会社設立代行業者の住所を一時的に借り、設立後に新たに賃貸借契約を結んだオフィスに登記住所の変更を行うというのが一般的です。

●株主/発起人および資本金

現地法人としてシンガポールに法人を設立する場合、最初の株主となる発起人が資本金S\$1で1株を引き受けて設立をし、その後銀行口座を開設してから増資を行うのが一般的です。最初の株主は最低1名以上必要で、個人でも法人でも可能です。また発起人がシンガポールに居住していなければならなかったり、シンガポール法人である必要もありません。

●マネージングダイレクター

マネージングダイレクターとは、多くの場合、現地法人における最高責任者(社長)の役職とされますが、実際には定款上の役職に過ぎないため必須ではなく、その権限の範囲も人数も定款によって定められます。ACRAから提供されているモデル定款では、取締役会がその構成員の中から1名以上をマネージングダイレクターとして選任することができる旨を定めています。

●カンパニーセクレタリー

カンパニーセクレタリーとは、主にACRAへの登録業務とそれに関連する業務を担当し、シンガポール法人において最低1名は置かなければならない役職者をいいます。取締役がカンパニーセクレタリーを兼務することも可能ですが、取締役が1名しかいないシンガポール法人の場合は当該取締役がカンパニーセクレタリーを兼務することはできません。人数に制限はありませんが、現地法人のカンパニーセクレタリーに就任するのは、最低1名はシンガポール居住者(シンガポール国民や労働ビザを保有している外国人など)に限られます。

●定款・取締役宣誓書・取締役会決議

会社設立時に必要となる書類は、定款、取締役宣誓書、初回の取締役会決議などですが、法人株主の場合は別途、法人株主の議決権を行使する者の選任書なども必要になります。

定款は、基本的にはACRAウェブサイトで取得できるモデル定款を用いるか、モデル定款をベースとして多少のアレンジを加えたものを使用することが一般的です。

取締役宣誓書は、シンガポール会社法で定められている取締役の欠格要件に該当しないことなどに同意し、署名を行うものとなります。初回の取締役会決議では、最初の実行取締役や登記住所、発行株式等の情報を決議し、取締役が署名することになります。

●決算日

シンガポール法人の設立の際に、決算日の登録が必要となります。一般的には日本の親会社と同じ決算日(3月末や12月末など)にする、もしくは会社設

立の月の前月の月末(会社設立が3月の場合に決算日を2月とする)にするのが一般的です。シンガポールの税制メリットや会計基準、日本側の税務への影響などを考慮して決定します。

設立申請の手続きと期間、費用

設立手続きは、ACRAのオンラインサービスであるBizfile+システムを使い、Web上にて申請することができます。問題なければ通常は即日設立登記が完了しますが、実際には上述のように、関連監督官庁の照会対象となって日数を要したり、一般的に必要な資料の準備のみならず、場合によっては会社法上で追加資料が必要になります。シンガポールにおける法人設立は簡単に迅速であるといわれますが、法人設立の意思決定をしてから各種書類のやりとりをして法人設立するまで2～3週間程度かかるのが一般的です。また、会社設立の申請に必要な手数料はS\$300ですが、これとは別に、会社設立のための法人設立業者に対して、手続きに関する費用を支払う必要があります。

CPA CONCIERGE PTE LTD

CPA コンシェルジュ

詳しいです。シンガポールのこと。



日本語で円滑なコミュニケーションができる会計事務所が無いとお困りの方へ

シンガポール法人設立、カンパニーセクレタリー、ビザ申請、会計税務などを専門家が日本語でサポート

シンガポール生活に関するさまざまなお困りごとにも現地在住歴の長い日本人が丁寧にサポート

2014年に日本の公認会計士が現地で創業した会計事務所です。創業以来、500件以上のご相談に対応して参りました。私どもの特徴は、日本語での迅速、丁寧かつ専門的な、コンシェルジュ的なサービスにあります。

「私達の成長とクライアント満足を通じて圧倒的に信頼され愛され自慢できる会社を全員で創り続ける」を経営理念とし、「協力・考え抜く・プロフェッショナリティ・クイックアクション」の4つをコアバリューとして運営しております。

シンガポール法人設立、銀行口座開設、ビザ申請といったシンガポール進出の入口から、その後のカンパニーセクレタリー、会計税務といった維持管理、シンガポール法人の閉鎖やビザや税金の精算といった出口まで、常に最適解を考えご提案し、過去の事例を積み重ねることで常に過去最高のアドバイスができるよう心がけています。ウェブ会議、クラウド会計、電子署名、ビジネスチャットツールなど

のツールを駆使しながら、クライアント側にも余計な手間をお取りいただくことなく効率的にサポートさせていただくのが私どものスタイルです。お問い合わせはホームページもしくは info@cpacsg.com へお気軽にどうぞ！



取材協力・監修/CPAコンシェルジュ

CPA CONCIERGE PTE LTD CPA コンシェルジュ

📍 2 Kallang Avenue, #07-25 S339407 ☎ 6904 9131

✉ info@cpacsg.com 🌐 <https://cpacsg.com/> 📱 @cpacsg 🕒 月～金 8:00-17:00 定休：土日

CPA CONCIERGE





法人設立後に必要な手続き

銀行口座の開設と資本金増資

無事に法人設立が完了したら、次は銀行口座を開設します。一般的には株主やダイレクターについて以下のような書類が必要となりますが、株主が法人の場合や株主構成が複雑な場合などは別途登記簿などの資料が必要な場合があります。

- ・パスポート
- ・EP (Employment Pass) などの就労ビザ
- ・住所を証明する何らかの資料

銀行口座開設手続きは銀行によります（同じ銀行でも頻繁にルール変更あり）が、一般的には当該口座の承認

権者となる者と2名のダイレクターもしくは1名のダイレクターとカンパニーセクレタリーが銀行窓口を訪れる必要がありますが、銀行によってはWeb会議システムで面談が可能な場合や、訪問必須者が異なります。訪問必須者に日本在住者が含まれる場合は、本人がシンガポールに出張し、銀行窓口で署名などを行う必要があります。また、口座開設時の承認権者は1名とし、開設後に増員することも可能です。ただし、近年、銀行口座開設が急速に厳しくなってきており、法人は設立したものの銀行口座が開設できないというケースも散見されます。

銀行口座開設後、株主が資本金に該

当する金額を、開設した銀行口座に振り込み、これを受けてカンパニーセクレタリーが増資に必要な資料を作成し、取締役と株主の署名を経てACRAへ増資の登記を行うという流れが一般的です。

就労ビザの種類

日本人はシンガポールにビザ無しで入国し滞在することができますが、原則として30日を超えて滞在する場合はビザが必要になります。また、滞在期間に関わらず「働く」場合には、以下のようなビザが必要になります。

EP (Employment Pass)	仕事を目的とした日本人滞在者の多くがこのビザによって許可を受けています。認可には一定給与以上の職の内定が出ていることが必要となり、審査は「学歴」「専門性」「給与」「年齢」などの個人の属性と、シンガポール人スタッフの雇用数や国籍の偏り、その他納税実績などの会社の属性を総合的に判断されることになります。2023 年 9 月から開始される新しい EP 申請の制度 COMPASS においても、基本的には同様と考えられます。
EntrePass, Tech.Pass, ONE Pass(Overseas Networks & Expertise Pass)	これまで無かったような新しいビジネスをする起業家や経営者、アーティストやスポーツ選手といった一定のトップタレント向けのビザですが、あまり一般的ではありません。
S Pass	経験の浅い外国人向けの労働ビザです。EP との大きな違いは、月額最低給与が EP よりも低い点、および雇用主である会社が少なくとも雇用しなければならないシンガポール人の人数が決められている点といえます。
WP (Work Permit)	基本的に新興国からの低所得者層の外国人を現場作業員や住み込みメイドとして雇用する場合のビザになりますが、一定の条件のもと、DP (Dependent's Pass) 保持者やその他の特殊職の場合も WP を取得して働くことが可能です。
LOC (Letter of Consent)	EP や S Pass の方の扶養家族に対して発行されるビザとして DP(Dependent' s Pass) という帯同者ビザがありますが、この DP 保有者が事業を行うためのビザ(自身が事業を行うためではなく会社に勤務する場合は原則として不可) LOC があります。ただし新規申請時、更新時ともに厳格な申請要件があります。
PR (Permanent Resident)	いわゆる永住権で、これを取得した場合も働くことが可能です。ただし監督官庁は MOM ではなく ICA(移民局 :Immigration & Checkpoints Authority of Singapore) となっています。
Work Holiday	18 歳から 25 歳までの日本の大学の在校生もしくは卒業生であれば基本的に申請が可能で、6 か月までシンガポールで働くことが可能です。

「COMPASS」とは

Complementarity Assessment Framework(相補的な評価を行う枠組み)の略語で、給与水準やスキルといった個人属性項目と、国籍の多様性やローカル人材へのサポートなどの企業属性項目で構成されたポイント制度。EPを取得するには、このCOMPASSの項目から40ポイントを上回らなければなりません。新規EPビザ申請について2023年9月1日から、更新の場合は2024年9月1日から適用されます。MOMのホームページによると、詳しい項目は左記の通りです。

駐在員のビザ申請と取得

上記ビザの種類の中で、発起人や取締役などを含む日本人がシンガポールで働くために滞在する場合に取得するビザは主にEPです。

実務上、EP申請がMOMに承認されるための一般的な目安としての会社の最低資本金はS\$100,000～S\$200,000とされ、EP申請をする場合は上述の増資手続で資本金の増額をしてからオンラインでEP申請を行う、というのが通常の流れとなります。ただし、S\$100,000未満であっても承認されるケースや、S\$100,000～S\$200,000を超える資本金の会社でもEP審査が通らないこともあり、S\$100,000～S\$200,000はあくまで目安といえます。

また、同時にローカルの従業員の採用や、実際に業務を行うためのオフィスの

契約、内装工事等を依頼するものこの時期といえるでしょう。

日系企業がシンガポール現地法人を設立して、日本から一人目の駐在員を出す、という典型例では、法人設立の意思決定から法人設立まで2～4週間程度、そこから銀行口座開設で3～4週間、それから増資してEP申請・承認を得るまでに1か月程度を要するのが一般的です。特に銀行口座開設とEP申請に関しては、かかる時間が非常に読みにくく、開業には十分に余裕をもったスケジュールを組む必要があります。迅速な手続きのためには、事前に入念な情報収集をするとともに現地の事情に精通した専門家に相談することも

ビジネス成功のための大きなポイントと言えるでしょう。

撤退の基準と条件は明確に

進出の際に十分な準備をし、多額の資金を投入したとしても、実際の事業では想定が大きく外れ、機動に乗らずに資金が続かない、というケースも残念ながらあります。

そのような場合も考慮し、事業開始の前にあらかじめ撤退の基準や条件を決めておくこともリスクマネジメントとして必要といえるでしょう。

そしてそのような事態になった場合には、他社に会社を売却する以外に「休眠」とするか、あるいは「法人閉鎖」を行うかという選択肢があります。

まず、「休眠」についてですが、シンガポールの会社法では、登記住所や書

類、会計帳簿などがそのままであっても、会計取引が一切発生していない状態の会社は「休眠会社」と定義づけられています。

さらに「休眠会社」は、一定の条件を満たすことにより、決算書の作成や法人税の申告が免除されることがあります。

ただし、年次株主総会（AGM）の開催および年次報告書（Annual Returns）の提出は免除されておらず、また、会計業務に係る費用はかからなくても、当然ながら居住取締役やカンパニーセクレタリーに係る費用は発生することになります。

会社登録の抹消（ストライク・オフ）

こうした会社の維持に必要なコストの支払いが難しい、あるいはコストをかけるメリットがない場合には、さらに必要な手続きを進めていくことになりますが、シンガポール現地法人の清算には下記のような種類があります。

- 1. 裁判所の命令に基づく強制清算
- 2. 会社が自発的に行う任意清算
 - ・株主による任意清算
 - ・債権者による任意清算

3. ACRAへの登記抹消手続き（ストライク・オフ）

ストライク・オフの条件と手続き

このうち「強制清算」と「任意清算」については、大がかりな手続きが必要で、コストもかかり、通常一年以上かかるとされているため、専門家のサポートが必要となるでしょう。

しかし、一定の条件を満たしている場合には、簡便的にACRAへの登記抹消手続き（ストライク・オフ）により、清算を行うこともできます。

ストライク・オフの清算の申請には下記の条件を満たしている必要があります。

- 設立以後事業活動を行っていない、又は事業を停止して休眠状態である
- 資産・負債を有していないこと
- 各種政府監督官庁への債務（借入れなど）や銀行借り入れや担保に供されている資産などがいないこと
- シンガポール国内だけでなく、国外も含めて係争中の訴訟案件がないこと
- 未払法人税、CPF、その他政府などへの未払債務がないこと

これらをすべて満たしている場合には、最終の決算書や最終の法人税申告とともに、ACRAに対し、ストライク・オフの申請を行うことができます。手続きの所要期間はさまざまですが、設立以後事業活動を行っていない休眠会社の場合でも、4か月程度要するのが通常です。

撤退に伴うその他の手続き

ストライク・オフが申請されると監督官庁により公告が行われますが、その公告掲載期間中に異議申し立てがあった場合には、2か月以内に問題を解決しなければなりません。2か月以内に問題を解決できない場合には、ストライク・オフの申請は失効されます。その場合には、問題を解決後、改めてストライク・オフを再申請しなければなりません。

上記のような手続き以前に、そもそもストライク・オフ申請の要件として事業の停止があり、従業員の解雇とMOMへの通知、銀行口座の閉鎖などはストライク・オフの前に完了させておく必要があります。

特に雇用法が適用される労働者を解雇する場合、原則として1日～4週間

程度の解雇予告通知期間を設け、書面で事前に通知することが求められます。

日本人を含む外国人労働者が退社する場合は、EPなどの労働ビザをキャンセルすることになりますが、ビザのキャンセルよりも前に、IR21（タックスクリアランス）と呼ばれる所得税精算申告及び最後の納税を完了しなければなりません。

EPはキャンセルされると、当該EPに付帯するDPも自動的に失効となり、日本人の場合は通常の旅行者と同様に、原則として30日有効の短期滞在ビザ（2023年4月時点では90日有効の短期滞在ビザが通常）が発行されます。

また、不動産の賃貸借契約を途中で解約することは、シンガポールでは認められないケースが多く、撤退の際には物件オーナーとの間で残っている賃貸期間の賃料に関する交渉が必要になります。ただし、個人の住宅の場合は国外転勤の際の中途解約違約金を免除する旨の条項が記載されている賃貸契約もあります。

物件を退去する際には原状回復が求められ、その費用も原則として借り手の負担となります。これらの交渉が難しい場合は、専門家への相談が必要になるでしょう。

シンガポールの郵便局「SingPost」

シンガポールの郵便局は「Singapore Post(SingPost)」といい、たくさんの支店や郵便ポストがあるので、気軽に利用することができます。

営業時間は場所によって異なりますが、ウィークデーの8時30分から18時頃まで、土曜は午前中のみ、日曜は休みが基本ですが、中心街では週末もあいているところもあります。

日本へハガキや手紙を送る場合は、表書きに「AIR MAIL」「JAPAN」と記入すれば、宛名、住所とも日本語で大丈夫です。日本までの配達には3～5日かかります。

ポストの投函口には、シンガポールとその他の国(Other Countries)があるので、海外向けのハガキ、封筒は「Other Countries」へ投函してください。

EMS（国際スピード郵便）は税関でのチェックや仕分けを最優先で行ってもらえるため国際郵便の中で一番早く届けることができます。

シンガポールから日本に荷物を送る

SingPostから日本へ荷物を送る方法はいくつかの種類があり、到着までの日数によって費用が異なります。

国際小包は大きい荷物を海外に送ることができる発送方法で、日本の「ゆうパック」に近い送り方です。

飛行機で輸送する航空便、エコノミー航空で輸送するSAL便、船で輸送する船便があります。

所要日数が短ければ短いほど、料金も高くなり、料金などはホームページで送り先の国とグラム数を入力すると金額を検索することができます。

自分で梱包して郵便局に持ち込むか、その場で箱などを買って発送手続きをします。

また、日本へ宅配便を送る時は、日本に支社がある業者を利用した方がトラブルがあった場合も連絡をとる



ことができます。国際小包郵便に比べて料金は高くなりますが、シンガポールに進出している日系の宅配業者には、自宅まで荷物を取りに来てくれるなどきめ細かいサービスが受けられます。

日本からシンガポールに荷物を送る

基本的に日本国内で送ることが出来る品目は海外にも送ることが出来るのですが、国によって送ることが出来る品目が違ったり、世界情勢によっても変わってくるので、念のため発送時に窓口で確認するようにしましょう。

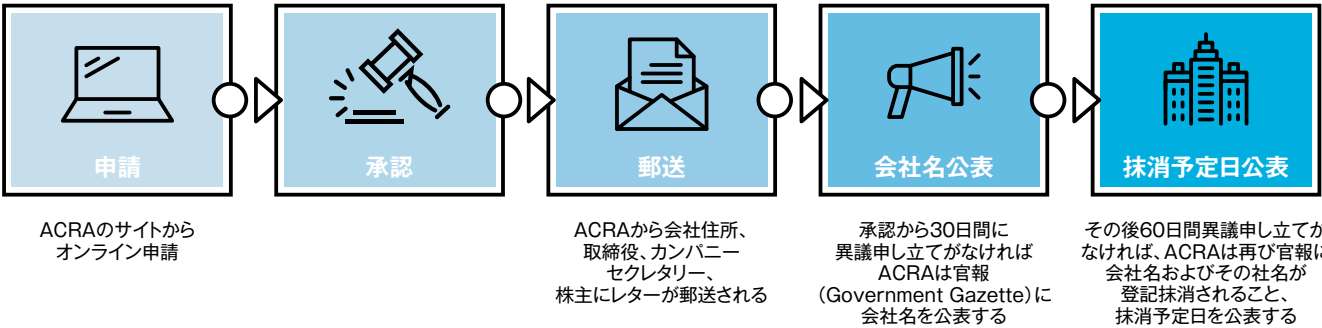
日本からシンガポールへの国際郵便では、チューインガム、ライター、電子タバコ、電子タバコ等用のパイプ、植物、5kg以上の加工食品、果物、野菜、植物などは送ることができません。

送付状は英語での記載となり、個人間取引であることがわかるようにラベル内に「Personal Use」と記載します。

また、シンガポールに荷物を送る際に、品目や金額によっては付加価値税などの費用がかかる場合があるので注意が必要です。

この金額は郵便局で荷物を記載する伝票ラベルに記載することになりますので、送る荷物の料金を事前に確認しておくのが良いでしょう。

ストライク・オフの流れ





オフィスの賃貸契約

まずは不動産エージェント (不動産仲介業者)に相談を

シンガポールでは外国人でも条件によっては不動産を購入することができますが、多くのケースでは「賃貸」物件を選ぶことになります。シンガポールでは賃貸物件を借りる際に物件のオーナーと直接やりとりすることは減多になく、不動産エージェントを通して内見や交渉、契約を行なっていくします。シンガポールには日系の不動産エージェントも数多く進出しており、日本とは違う慣習や言語に戸惑いがある場合は利用するのが良いでしょう。エリアや家賃、周辺の環境など希望する条件を伝え、それに合ういくつかの物件をリストアッ

プしてもらい、内見の手配をしてもらいます。また、それと同時に業種によっては、オフィスの他に店舗や倉庫の物件も探さなくてはならないケースがあります。駐在員の住居が決まってない場合は、オフィスと同時に住居用の物件も探してもらうのも効率的です。シンガポールの賃料は、世界の中でもトップクラスであり、また、オフィスや店舗については内装費なども必要になるため、賃料の予算設定はある程度、余裕を見ることが大切です。

オフィス探しと平行して内装業者を探すことも必要です。不動産エージェントの中には、内装業者を紹介を行っていたり、ワンストップでサービスを提供している会社もあるので、まず

は相談してみましょう。

オフィスの種類

●**オフィスビル (区分所有ビル含む)**
 単独オーナーによる単独所有のビルの他、コンドミニアムと同じようにそれぞれのユニットを別々な個人もしくは法人が保有しているような区分所有オフィスもあります。

そのような区分所有形態によるビルの場合、ビル全体の管理を管理組合に外注しているためビル管理面でメンテナンスが十分でない場合があるほか、駐車場は全く別管理となります。この区分所有ビルは、コンドミニアムの所有者と同じように、投資家が所有し 賃貸し

ているケースが多く、その投資家たちで管理組合を形成し、管理を外部委託しています。

管理に関する事項（設備の変更工事・公共設備・駐車場など）について、オーナー自身で判断できないことが多いため、契約時に不明確なことが多いようです。

●JTC (ジュロン・タウン・コーポレーション)

シンガポール政府の一機関として、シンガポールの産業育成の観点から、主として倉庫・工場の賃貸・販売を行っているのがJTCで、その中にはオフィスとして賃貸可能なスペースもあります。この場合は、政府系企業との直接契約となる場合と、政府から長期リースしている民間企業から転貸借を受ける場合の二通りがあります。

●サービス・オフィス

サービスオフィスは、一般的に少人数で常駐し、会議室、コピー／ファックス・受付をほかのテナントと共用し、数か月単位で契約をおこなうことになります。ただし、面積が50㎡を超える場合は、通常のオフィスを契約したほうが安くなります。

人気のオフィスエリア

●オーチャード界限

小売業が集中しているエリアです。主に一般消費者を対象とするような業態の事務所に適しています。

●ラッフルズプレイス

シンガポールの丸の内と呼べるエリアで、大手企業をはじめとし、金融・証券・商社関連企業が集中している地域です。

最近では海側のマリーナベイエリアに

新築ビルが多く建設されており、大手金融関係会社などが事務所を移転させています。

シェントン・ウェイ、ロビンソン・ロード、セシル・ストリートなど隣接するオフィス街も人気です。

●タンジョン・バガー

オフィス街の最西側に位置するエリアです。中心部に比べ、賃料水準が安い傾向にあります。

●サンテック・シティ/ビーチロード

オフィスの中心部よりも東側に位置するエリアですが、サンテック・シティはシンガポール政府が第二のオフィス街として開発に力を入れており、コンベンション・センター、ホテル、商業施設を含む複合開発エリアとなっています。賃料水準はラッフルズプレイス、オーチャードに匹敵するレベルです。

●その他・郊外

ノベナ界限、アレクサントラ・ロード界限が、主な郊外のオフィス立地として上げられます。

仮契約(LOI)・手付金の支払い

賃貸希望物件が決まった際は、借主は物件を確保するために一定の条件のもとに借りることをオーナー側に表明するための意思書「レター・オブ・インテント (Letter of Intent: LOI)」を仮契約・申込書として提出し、この文書に基づき貸主と条件交渉を行います。

LOIに記載される内容としては、希望の賃貸契約開始日、契約期間、契約形態、修理の要望などであり、提出後は、通常、追加条件・要望は認められません。

●LOI 作成上の注意

・契約期間満了後の契約更新権の確保

・追加設備が必要な場合にはその旨記載しなければならない。例えば貸室内の給排水設備の設置、追加の冷房装置の設置、喫煙室の設置、通常以上の電話回線の使用など

・現在もしくは将来、貸室の一部を関連会社に転貸もしくは使用させる可能性がある場合にはその旨記載しなければならない

・駐車場の使用予定台数（ビルオーナーがビル全体の単独所有者である場合）

・契約書作成にあたっての弁護士費用、アドミニストレーション・チャージ

・当該オフィスビルが将来取り壊されたり、再開発するために、家主側から契約の中途解約できるような条項が記載されているかどうか

・契約期限後の更新権が記載されているかどうか

仮契約から入居まで

通常大手のビル貸主の場合、借主からの条件提示に対して一定の交渉の後、LOIのドラフトに貸主側の合意がもらえたら、双方が合意した条件に基づいて貸主から「レター・オブ・オファー (Letter of Offer: LOO)」が本契約書ひな形とともに発行されます。借主は受け取った後、一定期間（3日から2週間）の間に1か月賃料相当分あるいは敷金全額と最初の月の賃料とサイン済みのLOOをオーナー側に提出しなくてはなりません。それまでの間は通常当該物件についての優先権は確保されませんが、貸主側はこの期間中であっても継続的に候補企業に物件を紹介するため、その期間内に提出できなければ他社に決められてしまうので早期の決

断が重要です。

シンガポールでは、日本のように稟議承認後まで物件を押さえておくことは、基本的に不可能なため、予め一定の予算枠でいくつかの候補物件を選定し、稟議書を起こしておく必要があるでしょう。

また、中小のビルオーナーもしくは個人オーナーの場合は、仮契約のとき、住宅と全く同じようにLOIとともに、借主側から1か月賃料相当分の手付金を支払わなくてはならないことが多いようです。この場合、借主は事前に契約書の案文を見ることができないこともあり、最悪の場合、契約書の内容に合意できなかった場合はオーナー側に支払った1か月賃料相当分のお金は違約金としてオーナー側に没収されてしまい

ます。

中小ビル貸主や個人家主の場合には住宅用物件の賃貸と手続きが同じようなケースが見受けられ、大手ビル貸主の場合と賃貸借契約の手続きが異なるので注意が必要です。

契約時の注意点

●広さについて

シンガポールでは、スクエアフィート、平方メートルが基準となります。日本も同様ですが、事務所の占有面積を示すものか、共用部分を含むのかという点にも注意する必要があります。

●賃料について

賃料には共益費を含みます。GSTは、借主負担として別途加算されます。 金

額表示は月額のスクエア・フィートあたりのシンガポールドルとなっています。

●賃料改定

基本的に、契約期間内の賃料改定はありませんが、多くの契約書では、固定資産税の料率に変更があった場合、管理費／修繕積立金に変更があった場合、GSTの改訂・新設、または大きな経済変動があった場合には、賃料を改訂できるように定めています。表示は月額のスクエア・フィートあたりのSG\$また、一部のビルでは、賃貸借契約期間内であっても賃料の一定部分（共益費等）を改訂できるように定められています。

一般的に、契約更新のタイミングで、その時の相場に合わせて新賃料に改訂されます。

●契約期間

基本的に下記よりも短い契約はありません。

・3年契約+3年契約更新期間

…合計6年契約

・2年契約+2年契約更新期間

…合計4年契約

※ただし、3年毎に契約更新ではなく、4～5年の契約を一度で締結することも可能です。

●契約更新

基本的には、改訂賃料での契約更新権が借主に認められておりますが、認めないオーナーも存在します。シンガポールには、日本の借地借家法のように借主の権利を保護するような 法規は存在しないため、既得権をオーナーに対して主張することはできません。従って、入居ビルのキーテナントが、空室予定部分の優先権を保留しているケースでは、最初の契約期間後に退去を求められます。

●期間内解約

基本的に期間内解約は賃貸借契約書に定めないため、期間内解約は認められないのが一般的です。ただし、例外的に同条件にて賃借可能な次の借主を見つけ、オーナーの事前承諾を取り付けることで実質的な中途解約が可能となる場合もありますが、このような条件を最初から契約書に盛り込むことはできません。

●敷金

通常は家賃の3か月分を敷金として、契約締結時に支払わなくてはなりません。この敷金は契約満了後、物件を原状回復して返却し、無利息で返還されます。

●弁護士費用・

アドミニストレーションチャージ
新規契約締結の際、借主から賃貸借契約書を変更しようとした場合、オーナー側の弁護士費用も負担することになります。

契約書を変更せずに案文のまま使用した場合でも、弁護士費用・アドミニストレーションチャージという名目で一定の金額を請求されることがあり、さらに、契約更新時にも課せられる可能性があるためLOIの提出前に確認が必要です。

●フリーレント

賃借面積が一定面積以上の場合に、オーナーからフリーレントが付与されることがあり、その場合、物件の引渡し日から内装工事期間相当期間をフリーレントとし賃料が免除されます。

●駐車場

1,000～2,000スクエアフィートの契約面積で、1台分の駐車スペースを確保することが可能です。駐車場契約は賃貸借契約書とは別途締結される必要がある時もあります。

ただしビルオーナーが区分所有者の場合は、駐車場の契約まで関与できないことが通常であるため、駐車場が必須の場合は、LOIにその旨を記載し、契約書締結義務の免除と、1か月相当分の金額の回収を取り決める必要があります。

●内装工事

シンガポールのオフィスは、通常、床はコンクリート打ちっぱなし、壁はペイント、天井は照明器具、空調、スプリンクラー付の状態で引き渡され、内装工事は借主負担となります。 また、オーナーから内装や電気空調 設備工事の業者を

指定されるケースもあり、内装工事の損害保険は、内装工事費用にて処理されます。

●前テナントからの内装工事の継承
前のテナントが、内装設備を残している場合は、その買取が要求されますが、問題がなければ、新設よりも安価に抑えることができるメリットもあります。ただし、原状回復義務や違法工事があった場合の責任は継承したテナントが負うことになるので注意が必要です。

●関連会社への転貸

基本的に、賃貸借契約書において転貸は禁止されているので、あらかじめシンガポールの会社法によって定義されている関連会社との共同使用を予定している場合には、LOIへの記載が必要です。

●損害保険

ビルによっては、具体的な損害保険金額を提示し、加入が義務付けられるケースもありますが、万一来、損害保険に加入するのが一般的です。

●電話代/水道光熱費

水道光熱費の申込は、通常、内装内奥業者が行い、電話、インターネットは、会社によりシステムが異なるため、特定の電話専門業者に敷設、申込を依頼します。それぞれの使用料金は借主負担です。



取材協力・監修 / (株) 東京不動産

契約に必要な書類

現地法人

- 1. 会社設立証明書 (Certificate of Incorporation)
- 2. 会社パンフレット (英文)
- 3. 事務所開設にあたる取締役会議事録 (Board of Resolution)
- 4. 会社定款 (Memorandum and Article)

支店

- 1. 会社設立証明書 (Certificate of Incorporation)
- 2. 会社パンフレット (英文)
- 3. 委任状 (支店責任者に権限を付与する)
- 4. 支店開設にあたる取締役会議事録 (英文証明付)
※原則として日本本社の権限者がサイン
- 5. 会社定款 (Memorandum and Article)
※英文証明・公証まで求められる場合もあります

駐在員事務所

- 1. TDB (貿易開発庁) の駐在事務所開設の承認状 (Singapore Representative Office)
- 2. 委任状 (駐在責任者に権限を付与する)

日本法人

- 1. 商業登記簿謄本 (英文証明付)
- 2. 会社パンフレット
- 3. 公正証明付賃貸借契約書
- 4. 事務所開設にあたる取締役会議事録 (英文証明付)
※原則として日本本社の権限者がサイン
- 5. 委任状 (Power of Attorney)
※日本本社の権限者以外が、手続き及びサインをする場合

シンガポール不動産のエキスパート

東京不動産担当者に聞きました ～おすすめのオフィス・コンドミニアム～



東京不動産



シンガポールでの設立から39年以上の知識と経験をもとに、日系企業の方々を対象として住宅、オフィス、倉庫、工場の賃貸及び売買に従事しております。当地におきましても日本同様の心遣いを変わりなく皆様
がシンガポール生活を快適にお過ごしいただけるよう努めております。
日本人スタッフ、ローカルスタッフ2人1組となり、ご入居からご退去後の敷金の回収までを日本語でフルサポートいたします。

住所：20 Kramat Lane #03-12, United House, S228773 TEL：6737 5187 FAX：6738 3221



世界のビジネスの中心地となりつつあるシンガポール。
オフィスや入居におすすめな賃貸コンドミニアムについて
シンガポールの不動産事情のエキスパート、東京不動産の担当者に聞きました。

オフィスおすすめ3選

PARKVIEW SQUARE

立地 MRT Bugis 駅の向かい
ラッフルズクリニックの横



シンガポールでは珍しいアールデコ様式の建物で、外装やインテリアには豪華な装飾が施され、いたるところに哲学者、芸術家、指導者の彫刻が立ち並んでいます。建物全体がひとつのアート作品のよう。

住 所 600 North Bridge Road
最寄り駅 Bugis 駅
賃 料 S\$9.00 ～ S\$10.00psf
竣 工 2002 年

UOB PLAZA TOWER 1

立地 MRT Raffles Place 駅から徒歩1分
駅直結（雨の日も濡れない!）



世界的にも有名な建築家の丹下健三が設計したこともあり、当人が同時期に設計した新宿の東京都庁舎によく似ています。UOB PLAZA TOWER2とのツインタワーで37階と38階にあるスカイロビーでは昼も夜も街のパノラマ風景を楽しめます。

住 所 80 Raffles Place
最寄り駅 Raffles Place 駅
賃 料 S\$11.00psf
竣 工 1992年

Marina One West Tower

立地 主要MRT路線の4つの駅にアクセスしやすい
高速道路入り口にも近く車通勤にも便利



4ブロックに分かれた建物には、オフィスだけでなく、飲食店やスーパー、コンドミニアムも併設。内部に広がる独創的なデザイン建築と美しく手入れされた中庭は日本のオフィスビルではなかなか見ることができない光景です。

住 所 9 Straits View
最寄り駅 Downtown 駅
賃 料 S\$12.50psf
竣 工 2018 年

※psf=Per square feet1平方フィートあたりの価格



オフィス選びの注意点

シンガポールはスクエアフィートが基準になり、1sqftが0.0929㎡の換算になります。広さ表記がオフィスの専有面積か、共有面積のどちらを示しているかも確認しましょう。

コンドミニアムおすすめ6選

シンガポールで生活する日本人の多くは、コンドミニアム、HDBフラット（Housing & Development Board）、サービスアパートメントのいずれかに居住しています。コンドミニアムは共用施設が充実しておりセキュリティ面にも優れていることから、日本人を含む多くの外国人駐在員が暮らしています。

DUO Residences

Central エリア



おすすめポイント

- Bugis Junction ショッピングモール至近
- ファシリティの充実（屋上のインフィニティプールや温水ジャグジーなど）
- ブギス駅まで地下で繋がっているため雨の日も濡れずに移動が可能
- スーパーなども徒歩圏内

最寄り駅 Bugis 駅 徒歩 4 分
家 賃 S/1/2/3/4BED
S\$4.300 ～ S\$25.000

Soleil @ Sinaran

Central エリア



おすすめポイント

- ショッピングモールやお店が周辺に多数あり
- 日本人医師が在籍する病院、日本食材など生活に必要なものが徒歩圏内に
- Novena 駅まで徒歩3分で、オーチャードへも行きやすい

最寄り駅 Novena 駅 徒歩 3 分
家 賃 1/2/3/4BED
S\$4.300 ～ S\$14.500

AMBER45

East エリア



おすすめポイント

- 徒歩5分圏内にバス停6ヶ所
- 大型商業施設「Katong V」「i12 Katong」「Parkway Parade」まで徒歩圏内
- 日本人学校チャンギ校・スクールバスピックアップポイント至近
- 築浅で比較的新しい

最寄り駅 Dakota 駅まで
公共バスで約 15 分
家 賃 2/4BED S\$4.900～S\$11.000

V on Shenton

CBD エリア



おすすめポイント

- MRTの各線が徒歩圏に多くある
- 2BED以上でバスタブがついている
- 海側のユニットならコンテナ船が浮かぶ海を一望できる

最寄り駅 Shenton Way 駅 徒歩 2 分
家 賃 S/1/2/3/4BED
S\$3.999 ～ S\$36.800

The Rochester

West エリア



おすすめポイント

- 1BEDルームでも広めの部屋が多く単身者にも人気
- 大型商業施設「The Star Vista」が徒歩圏
- 中心地までMRTを使えばBuonaVista駅から10分程でいける
- 日本人学校へも行きやすい立地

最寄り駅 BuonaVista 駅 徒歩 4 分
家 賃 1/2/3BED
S\$5.100 ～ S\$9.500

J Gateway

West エリア



おすすめポイント

- 駅前の立地
- 大型ショッピングモール4つ(WESTGATE、JEM、JQUBE、IMM)が徒歩圏内
- 日本人学校のあるクレメンティまでは1駅

最寄り駅 Jurong East 駅まで 徒歩 3 分
家 賃 1/2/3BED
S\$3.800 ～ S\$6.500



コンドミニアムを選ぶときに気をつけるべきポイントは？

築年数

なるべく築10年未満のコンドミニアムをおすすめします。シンガポールでは物件の施工方法の違いや、高温多湿な気候の影響で物件が傷みやすく、古いコンドミニアムでは問題が起きる可能性が徐々に高まります。逆に新築のコンドミニアムでは施工不良による修理が多く、落ち着くのに数年かかります。

物件の状態

お部屋の向き・築年数・周辺環境・水漏れ、雨漏りのチェック・騒音・臭い・傷、汚れなど、物件の状態を確認しましょう。

インターネットによる 物件情報にご注意

インターネットの物件情報は、同じ広告を複数の不動産業者が実際の賃料より安く掲載していることが多く、必ずしも情報が正確ではない場合があります。間取り図や面積が曖昧なケースも多いため、内覧をしてご自身の目で確認いただくことが大切です。

在シンガポール日系企業様向け
B to B ビジネスサイト

SingaLife Biz



こちらから
チェック！



シンガポールで働くすべての人に！ビジネスお役立ち情報をお届けします

- 専門家によるコラムや、解説記事、無料ビジネスセミナーの情報を掲載
- ビザ取得サポート、人材サービスなど、企業検索からお探しすることも可能です

アジアのハブであるシンガポールをスタートラインに、
多くの企業様が世界にはばたくお手伝いをさせていただくことが
SingaLife Biz のミッションです。

SingaLife Biz に会員登録いただきますと、
会員限定コンテンツへのアクセスや無料セミナーのお申込みが可能となります。

01 企業情報

基本情報・事業内容はもちろん、“会社の強み”が一目でわかり、問合せや資料請求が可能です。

02 ビジネスお役立ち 記事・コラム

専門家によるコラムやお役立ちガイドなど、ビジネスに役立つ情報を掲載しています。

03 無料 ビジネスセミナー

シンガポールで活躍する専門家や経営者が登壇する無料ビジネスセミナーをお知らせします！

SingaLife Biz おすすめ記事はこちらから！

シンガポールのEPビザ取得
新ポイント制度「COMPASS」
最新情報を解説
(※2023年9月から導入予定)



ChatGPTの
ビジネスシーンに
おける活用方法
【SPEEDA ASEAN 主催】
セミナーレポートをご紹介



シンガポールでの
BtoC向け
マーケティング戦略
今知りたい SNS 集客方法



元外交官 × エコノミスト
川端 隆史氏による
連載記事を
毎週更新！



LINE

おすすめ記事や
セミナー情報を
毎週配信！



YouTube

最新の
ビジネス情報を
丁寧に動画で
解説！



「SingaLife Biz」掲載企業様を募集しております。

SingaLife Bizにご掲載の他、
ビジネス向けYouTubeチャンネル『SingaLife Biz TV』へのご出演やウェビナー開催支援など、
貴社のBtoBマーケティングを総合的にサポートいたします。
ご掲載やサービス概要につきましては、お気軽にお問合せください。

SingaLife Biz



CHAPTER 6

法務・総務

Legal・General affairs

ライセンスの必要な業種（一例）

- **レストラン**
Food Shop Licence：国家環境庁
(National Environment Agency：NEA)
- **アルコール飲料販売**
Liquor Licence：シンガポール警察
(Singapore Police Force：SPF)
- **旅行業**
Travel Agent Licence：シンガポール観光局
(Singapore Tourism Board：STB)
- **ホテル業**
Certificate of Registration and Hotel-Keeper's Licence：
ホテル認可庁 (Hotels Licensing Board：HLB)

法的支援についての情報も重要です。

日本でビジネスを行うのと同様に、シンガポールでも現地の法を遵守することが求められ、その内容は「競争法 (Competition Act)」「消費者保護法 (Consumer Protection (Fair Trading) Act-Lemon Law：CPFTA)」「個人情報保護法 (Personal Data Protection Act：PDPA)」など細分化されています。

事業開始までにはシンガポールの法律に関する専門家に相談することも必要でしょう。

外国資本に関する規制

シンガポールには、外国資本の企業に関するいくつかの規制があり、大きなものでは展開する事業の業種に関する規制および土地所有に関する規制に分類されます。

そのうち、業種に関する規制としては、主に下記の業種に対してライセンスの取得や外資による出資を制限する法規制などがされています。

●メディア

放送法 (Broadcasting Act) や新聞・印刷機法 (Newspaper and Printing Presses Act) により、ライセンスの取得や外資による出資割合および外国人の取締役就任に関する規制などが行われています。

担当窓口となる監督官庁は、主に

IMDA (Info-communications Media Development Authority:情報通信メディア開発庁) となっています。

●電気・ガス

電気事業およびガス事業については、法律上、外国資本の参入は制限されていませんが、電気法 (Electricity Act)、ガス法 (Gas Act) によるライセンスの取得や出資規制などがあります。

担当窓口となる監督官庁は、主にエネルギー市場監督庁 (Energy Market Authority：EMA) となっています。

●製造業

ビールやタバコ、延伸鋼製品など所定の品目を製造しようとする事業者は、製造業規制法 (Control of Manufacture Act) の定めにより、EDB

(Singapore Economic Development Board:経済開発庁) に書面で事前の許可を取得しなければなりません。

また、CD、CD-R、DVDなどを販売目的で製造する者は、光ディスク製造法 (Manufacture of Optical Disc Act) により、経済開発庁 (EDB) よりライセンスを取得しなければなりません。

●金融業

銀行法 (Banking Act) により、ライセンスの取得や出資、出店に対する規制があります。担当窓口となる監督官庁は、主にMAS (Monetary Authority of Singapore:シンガポール通貨金融庁) となっています。

●法律サービス

シンガポールの国内法の範疇において弁護士業務を行う場合にはシンガポールの弁護士資格を取得しなければならず、外国法律事務所の開設にはライセンスの取得が弁護士法 (Legal Profession Act) により義務付けられています。

担当窓口となる監督官庁は、主に法務省下部機関の法律サービス規制庁 (Legal Services Regulatory Authority：LSRA) となっています。

シンガポールにおける外国法人の法規制

シンガポールにおけるビジネス法

シンガポールの会社は、第一義的には「シンガポール会社法 (会社)」による規制を受けることになり、前項で述べた会社設立の手続き等についてもこの法規制に基づいて行われる必要があります。

この「会社法」はマレーシアの会社法を元に制定され、その後、大幅な改正がなされました。例えば、2017年3月31日に施行された改正会社法では、会社の透明性の向上と運営上の負担の軽減を目指しています。

その背景となっているのは、シンガポールが東南アジアにおけるビジネス、金融のハブになってることであり、

外国法人が実質的所有者、実質的な取締役であるにもかかわらず、シンガポール人などが名義上の株主・取締役として登録されている事案に対してその実態がクリーンで安全な運営となるような改正がされています。

このように、シンガポールの「会社法」は、詳細な点では英国法やオーストラリア、マレーシアなどの会社法と異なるものの、根底の原理は概して同じであり、シンガポールの会社法を論じる場合にはこれらの国の解釈・関連判例等が参照されることもあります。

特定の業種などに対しては、会社法に加えさらに各業種に関する各事業法の規制があります。

シンガポール法に詳しい専門家との連携

シンガポールは、2012年世界銀行ランキングにおいても、世界で最もビジネスをしやすい国としてランク付けされるなど、東南アジア全体を見据えたビジネスの拠点として世界的に注目を集めています。

そのような流れのなかで多くの日系企業がシンガポールを中心とした東南アジア全体のビジネス展開を行っていますが、シンガポールで活動を行うにあたっては、現地における規制や法制度の情報が重要です。

また法的なドキュメントの作成や、紛争に巻き込まれた場合の対応など、



Syrius Starseeds. Pte. Ltd.

シリウス スターシーズ

クライアントのニーズに寄り添った、法律サービスの提供をめざして。あなたの問題に真摯に向き合います。



日常生活、会社運営において、法律問題でお困りの方へ

現地ローファームとの提携により、ベストな法律サービスを提供いたします

一人ひとりのクライアントの問題に寄り添った、真摯、丁寧なサービスを実現

シンガポールは安全かつクリーンで、大変住みやすい国です。しかし、ビジネスを行ったり、日常生活を送る上では、いろんな問題が潜んでいます。交通事故や、大家とのトラブル、会社内での緒問題、近隣トラブル、家庭内での問題、逮捕されてしまった、思いがけず犯罪の被害者になってしまう、など生活していればいる問題が出てくるのは当然です。そんな時、どうしたらいいかわからない、どこに行けばいいかわからないと思い悩んでしまう人も少なくないでしょう。また、法律問題の相談というのは、非常にセンシティブで、相談に行くこと自体をためらう方も多いかと思えます。さらに、シンガポールの現地弁護士に、英語で相談しなければならないというのはとてもハードルが高く、それだけで二の足を踏んでしまうでしょう。しかし、一人で悩んでいても解決しないことも多く、また解決できたと思っても、後々また問題がぶり返したり、さらに大きな問題になってしまったり、ということもありますので、まずは専門家に相談されるのをお勧めいたします。

シンガポールのローカルの法律事務所で6年勤務し、これまで多くのシンガポール居住の日本人の皆様の問題を解決してきました。依頼者の問題に真摯に向き合い、最適なローカル事務所との協働により、依頼者に最適な形で事案の解決を常に考えております。現地法律事務所と提携のもと、さまざまな問題に対して、法律コンサルティングをご提供いたします。一人ひとりのクライアントに親身に向き合うことを信条に、懇切丁寧な対応を行います。サービス内容
通訳、翻訳業（警察、裁判所への通訳同行）
民事事件／刑事事件／国際離婚／遺言書作成／
企業法務／その他法律問題

担当者紹介：坂巻智香（Tomoka Sakamaki）京都大学薬学部卒
2004年 大学院入所後、キャリアチェンジを志し旧司法試験合格
/2006年～現在 司法研修所修習終了・大野総合法律事務所入所
/2014年 法務省調査業務委託 /2016年 Savoir LLC 入所（外国
法弁護士）/2017年 Vanilla Law LLC 入所（外国法弁護士）
/2023年 Syrius Starseeds 設立（UEN: 202305188E）

担当：坂巻 智香（9172 3184）



Syrius Starseeds. Pte. Ltd. シリウス スターシーズ

400 Orchard Road, 05-25, 238875 ☎ 6222 2535/91723184
✉ t.sakamaki@syrius-starseeds.com, tomoka@lawfirm.com.sg
🌐 <https://www.syrius.asia/>, <https://www.vanillalaw.law/>



One Asia Lawyers Group/Focus Law Asia LLC

ワンアジアローヤーズグループ/フォーカスローアジア

日本とアジアをつなぐワン・ストップでシームレスなプラットフォームを創造



シンガポールおよびASEANの近隣諸国にて企業法務でお困りの方へ

M&A、会社再編、商業紛争解決、国際商事仲裁、各種法関連アドバイスなど

シンガポール・アジア全域での効率的なビジネス展開を可能にする

アジアの経済発展や人口増加などに伴い、ASEAN、アジア諸国に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Group は、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、ワンストップでシームレスに提供するために設立された日本、ASEAN、南アジアおよびオセアニア法務特化型の法律事務所グループです。Focus Law Asia LLC は One Asia Lawyers Group のシンガポールのメンバーファームです。One Asia Lawyers Group は、アジア各国での業務経験を積み、アジア各国およびオセアニアの法律実務に精通した専門家で構成されています。アジア各国およびオセアニアにオフィス・メンバーファームを構築することにより、日本を含めた各オフィス・メンバーファームからアジア各国およびオセアニアの法律を一括してシームレスに提供できる体制を整えることに注力しております。弊所は、M&A、会社法関連、紛争解決、コンプライアンス対応・不正調査、不動産、ファイナンス、労働法、知的財産、フィンテック・

ICO 支援、ベンチャー企業支援、グローバル内部通報制度の整備など、アジア各地にメンバーファーム・拠点を有している強みを生かし、シンガポール案件のみならず、アジアの複数国にまたがったクロスボーダー案件を得意としております。また、アジア全域での一括での顧問契約、アジア全域での内部通報制度（Global Whistle-Blowing System）、アジア全域一括法令情報提供サービス（Asia Law 360）などのリーガル・サービスを提供しております。また、Focus Law Asia LLCを含むOne Asia Lawyers Groupは、Legal 500の2023年紛争解決部門（ローカル・ファーム）および2023年海運部門（ローカル・ファーム）の「Firm to watch」に認定され、Asian Legal Businessでは2022年「One of Asia's Fastest-Growing Firms 2022」に、またHR APAC Magazineからは「Top 10 Employment Law Firms in APAC recognition 2023」にも選ばれています。

One Asia Lawyers Group/Focus Law Asia LLC

ワンアジアローヤーズグループ/フォーカスローアジア

16 Raffles Quay #16-04 Hong Leong Building S048581 ☎ 8183 5114
✉ tetsuo.kurita@oneasia.legal 🌐 <https://oneasia.legal> 🕒 月～金 9:00～18:00（祝祭日除く）
in @One Asia Lawyers @one_asia_lawyers @One Asia Lawyers @OAL_JAPAN



シンガポールの厳しい法律と刑罰

シンガポールは法律の厳しい国として知られています。「ゴミをポイ捨てをすると罰金」は有名ですが、それ以外にもたくさんあるので一例を紹介します。

麻薬・銃器に対する厳罰

「麻薬は国家の安全に対する重大な脅威」として、ヘロイン、モルヒネ、覚せい剤、大麻などの所持・密売・密輸に対して死刑を含む厳罰が規定されています。

また、シンガポール政府はいったん判決が確定した場合、外国政府や関係者からの減刑要請があっても、これを受け入れないとの方針を貫いています。

「疑わしきは罰せず」という方針がないので、本人が無罪を主張しても無罪を立証できなければ刑が確定します。

興味本位で薬物に手を出したり、素性を知らない者からの荷物を預かり、知らないうちに薬物の運び屋に仕立てられてしまわないように十分に注意しましょう。

また、銃器の取締りも大変厳しく、強盗などの一定の犯罪でけん銃を発砲した場合は原則として死刑が適用されます。

「少年」と「未成年」

シンガポールでは、法律上「少年」又は「未成年」としてさまざまな配慮や保護を受けることができる年齢は15歳までで、7歳以上の子どもは刑事罰の対象となります。

16歳以上の年齢に達すると、ほぼ大人と同様に扱われ、監獄への収監やむち打ちの刑に処せられる場合もあります。

数多い規制の存在

シンガポールでは、ゴミのポイ捨てだけでなく、販売目的のチューインガムの国内持込み禁止、落書き、ビラ貼り、タンやつばの吐き捨て、MRT内での

飲食、禁煙区域における喫煙、水洗トイレの水を流さないことなど、幅広い禁止行為が数多く存在しています。

これらに対して高額な罰金が課される可能性がありますのでご注意ください。また、2015年4月からは、公共の場における深夜飲酒を禁止する法律も施行されています。

日本とは違う交通法規や習慣にも注意を

シンガポールは、道路もよく整備されており、左側通行などの交通ルールや交通標識なども日本と共通のものが多くありますが、運転するときの習慣や交通ルールには異なる点があります。車を運転する人は、交通標識や規則を写真入りで解説したものが書店で比較的安価に入手できるので知っておきましょう。

また、日本と違って基本的に車の運転手が歩行者を優先することがないので、歩行者の方は不便であっても横断歩道や信号機のある交差点を渡るようにしてください。

在シンガポール日本国大使館「安全の手引き」より



CHAPTER 7

税務・会計

Taxation・Accounting



シンガポールの税制

シンガポールでは住民税や事業税のような地方税は存在せず、すべて国税となります。個人所得税(法人税についても部分的に)は、ほかの多くの国と同様に累進課税方式を採用しており、政策的に低い税率と大胆な税制優遇を打ち出していることで知られ、同国への富裕層や外資企業誘致に重要な役目を果たしています。

また、シンガポールは、積極的な税制優遇措置を取りながら透明性を確保していることでも知られ、経済協力開発機構による評価では「国際基準に概ね適合」という評価とされています。個別に見たシンガポールの税制の特徴としては、下記のような点が挙げられます。

●法人税

法人税は、日本のような申告納税方式ではなく賦課課税方式です。納税額の確定は納税者の提出する申告書類などによって、シンガポール内国IRAS(Inland Revenue Authority of Singapore:歳入庁)という税務当局が行います。

このため、シンガポール法人による課税所得の申告からIRASによる納税金額の確定まで一定の時間(数日から数か月と様々)を要しますが、税務調査官が实地調査することはほとんどありません。

現在はシンガポール所得税法(個人の所得税と法律自体は同じ)によって税率が定められていますが、実際には部分免税制度などの優遇措置などを受けること

ができます。またシンガポールでは、一定の条件のもと、交際費は全額損金として認められています。

●個人所得税

個人所得税について、累進課税制度によっており、日本の所得税と比べ非常に低い税率といえます。個人所得税の源泉徴収制度はありません。

●GST

GST(Goods and Service Tax)とは日本の消費税に相当しますが、一部の例外を除き、課税事業者が販売する商品、提供するサービスについて課税されます。

シンガポールでは、現状の日本のようなアカウント(記帳)方式ではなく、インボイス方式を採っています。インボイス方式とは、一般的に課税事業者が発行するイ

ンボイス(請求書や納品書)に記載された税額のみを控除することができる「仕入税額控除」の方式のことで、2023年10月には日本でも実施される予定です。

課税事業者は一般税率で課税されるすべての取引について「Tax Invoice」と呼ばれる税額票を発行しなければなりません。

●特定業種・事業への優遇措置

シンガポールにとって特に有益な企業の新規参入と投資を奨励するため、多くの優遇税制が整備されています。

先進的事業を行うパイオニア事業、国際的な船舶事業、国際貿易会社、統括事業、金融セクターなどの優遇措置、その他にも日本では実施されていないような優遇税制も数多くあります。優遇の内容としては、軽減税率のみならず、割り増し損金計上など多岐にわたります。

なお、基本的に優遇措置は監督官庁の交渉、承認が必要ですが、優遇措置それぞれに応じて管轄官庁が異なるため注意が必要です。

シンガポールの法人税について

シンガポール法人税では、以下の所得について法人税が課税対象とされています。

- シンガポール国内源泉所得
シンガポールで生じた所得または稼得された所得
- シンガポール国外源泉所得
 - 以外の所得のうちシンガポールで受領した送金や相殺などを含む所得
通常、シンガポール国内で事業の経営および管理が行われている場合、その企業はシンガポールの居住法人となり、外国企業のシンガポール支店は 海外本店により経営と管理が掌握されているた

め、居住法人とはみなされません。

居住法人、非居住法人ともに法で規定される法人税率をはじめとして適用される税制は同じですが、居住法人のみが享受できる新会社に対する免税措置、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく源泉税の減免、外国税額控除などの優遇措置があります。

また、シンガポールの法人税法には、「賦課年度(YA: Year of Assessment)」という概念があり、これは「申告日」の属する暦年をとって賦課年度(決算年度)とするという考え方です。

例えば「YA2024」は2024年に申告する賦課年度を指すため、2023年に決算日が到来する会計上の決算期間、つまり2023年3月期や2023年12月期の法人税申告がYA2024と呼ばれます。

会計上の決算日を変更した場合、IRASに通知する必要があり、決算日を変更した際の賦課年度の取り扱いには注意しなければなりません。

キャピタルゲインの非課税

シンガポールの法人税において、株式売却益などのキャピタルゲインは課税対象外とされますが、あくまで税務上の「キャピタルゲイン」に該当する場合に限られますので注意が必要です。

例えば同じ資産の売却であっても、非課税なのは資本取引(Capital Nature)のみであり、損益取引(Revenue Nature)とされる場合は課税対象とされます。

基本的にキャピタル・ゲイン(資本取引)に該当するかどうかは、さまざまな要素を総合的に検討し判断することになりますが、実務上、資本取引か損益取引かの判定は極めて困難なため、株式の譲渡については一定の例外措置が認めら

れております。

法人税の申告と納付

シンガポールの法人税申告は、見積申告(ECI: Estimated Chargeable Income)と確定申告(Form C/C-Sなど)の二段階に分けて申告手続きが行われます。

●見積申告

各事業年度終了から3か月以内に見積所得の申告(ECI)を行わなければなりません。

ただし、年間売上高が所定額以下かつ、課税所得が発生していない場合には不要です。

●確定申告

原則としてすべてのシンガポール法人は、定められた期限までに内国歳入庁(IRAS)に確定申告書を提出することが義務付けられています。

「Form C」と呼ばれる一般的な確定申告書には、決算書など、税額計算書およびその他の根拠資料を添付する必要がありますが、一定の要件を満たす小規模企業は、簡略化された確定申告書(Form C-Sなど)の提出のみで確定申告が完了します。

●電子申告

見積申告および確定申告については、2020賦課年度以降、電子申告が義務化されています。

●納税手続き

上述のとおり、シンガポールでは、賦課課税方式が採用されているため、法人税申告後に内国歳入庁(IRAS)から課税通知(NO: Notice of Assessment)を受領し、これに基づいて納税を行います。

それぞれの申告について、申告後に修正が必要となった場合には、税金計算

や修正理由などを添えて修正申告をすることになります。修正申告を行わずに追徴課税などがされた場合には罰則が課されることになりますが、納税者が自主的に修正申告を行った場合には罰則を軽減する措置がとられています。

ただし、意図的な脱税などについては厳しい罰則が規定されています。

シンガポールの個人所得税について

シンガポール居住者がシンガポール国内の労働の対価として給与などの所得を得た場合、シンガポールの個人所得税が課せられます。

所得税は、下記のような計算式によって課税されますが、日本の申告課税方式と異なり、最終的な課税金額は税務当局であるIRASが決定します。

(総所得－所得控除) ×
所得税率＝税額控除
総所得には、給与、賞与、一定の受取利息などの収入が含まれますが、会社から住居や車の提供を受けている場合は当該現物給与も総所得に含められることになります。

所得控除には、いわゆる基礎控除のほか、扶養家族控除や女性の所得税申告にのみ控除が認められているメイド控除などがありますが、税額控除についてはごく限られたものしか認められていません。

個人所得税の税率は累進税率が適用され、地方税や住民税はありません。

IR8Aについて

IR8A(Form IR8A)とは、雇用主が従

業員に対して支給した給与などの年間合計金額を記載した書類で、雇用主である会社を作成して従業員に交付する必要があります。日本の源泉徴収票に近いものではありませんが、シンガポールは所得税の源泉徴収義務がないため年末調整という制度もなく、個々の従業員の所得税申告は従業員が行う必要があります。

IR8Aは、前年分の給与などについて、翌年3月1日までに雇用主である会社を作成して従業員に交付しなければなりません。従業員はIR8Aに記載された給与などに基づいて、4月15日(電子申告の場合は18日) までにIRASに個人所得税の申告を行います。

外国人従業員を雇用している会社は、当該従業員がシンガポール国外に異動する場合や解雇する場合には、その1か月前までに個人所得税の精算申告(IR21)を行い、その確定した所得税額を最後に支払う給与から差し引いて IRASに納税しなければなりません。

個人所得税の申告と納税

シンガポールの個人所得税も日本と同様、暦年課税、つまり1月から12月までの所得に対して課税されることになります。

例えば2023年1月から12月の所得については2024年に申告することになりますが、法人税と同様の考え方に基づき、YA2024と表現されます。

また、一般的なEPホルダーの場合、雇用主である会社から交付されるIR8Aという給与などの年間合計金額表に基づいて、2023年の所得を2024年4月15日までに所得税申告を行います。電子申告の場合は4月18日とされています。

所得税申告を行うと、課税当局であるIRASから課税通知(Notice of Assessment: NOA)が交付され、交付日から30日以内に納税しなくてはなりません。所得税仮納付をしている場合は仮納付との差額を納税することになり、課税通知にもそのように記載されています。課税通知の交付時期は課税当局の状況次第という側面もあり、申告から数日で交付されることもあれば、数か月かかることもあります。近年ではオンラインで申告したその場で自動的に課税通知が交付されるケースも増えてきています。

納税の方法は、銀行振込みや小切手などでの支払いのほか、銀行口座からの自動引き落としを申請することができ、自動引き落としの場合は分割納付することが可能です。

シンガポールのGSTについて

日本の消費税に該当する税金として、シンガポールにはGST(Goods and Service Tax)があります。日本の消費税と同様、売上に付加して顧客から預かったGSTから、仕入&費用に賦課されて業者へ支払ったGSTを控除して、預かったGSTの純額を納めるもので、「消費者が負担する税金を業者が代わりに納める」という間接税の一種です。

日本の消費税と同様に、原則として「シンガポールにおいて消費されたものやサービス」の取引にGSTが課税されますが、住宅用不動産の売買、金融商品サービスの提供、輸出取引、サービスの輸出、企業そのものの売買、三国間取引など、免税や非課税の取引もあります。

また、日本の消費税とは下記のような違いがあります。

●アカウント方式とインボイス方式

日本の消費税の制度はアカウント方式(請求書等保存方式)と呼ばれ、取引相手側からどのような請求がされどのよう

に支払ったとしても、基本的に消費税が含まれているものとして処理しますが、シンガポールのGSTはインボイス方式と呼ばれ、取引当事者が登録業者か否かによってGSTが課せられるか否かが変わります。

決められた記載様式に従ったインボイス(請求書)に記載されているGSTの金額のみをその計算対象にします。

●登録制度

上記のアカウント方式とインボイス方式の違いにより、日本の消費税制度では、登録制度はなく、登録などをしなくても取引に消費税が含まれているとされますが、シンガポールGSTでは、課税業者として登録した事業者(個人事業主や会社など)のみがその売上取引にGSTを賦課することができ、また、GST登録していない場合はGSTを賦課してはならないということとされています。 課税業者としてGST登録するには、以下の通り、強制登録の場合と任意登録の場合があります。

●強制登録

過去暦年ベースで1月～12月の12か月間、あるいは今後12か月で課税売上高が一定額を超える場合(見込みの場合はそれが確実なケース)は課税事業者としてGST登録をしなければなりません。ただし、過去基準で課税売上高がその金額を超えた場合であっても、今後12か月間で超えないのが確実な理由がある場合は登録免除されることがあります。

●任意登録

強制登録条件に該当しない場合であっても、任意で登録することができ

ます。預かるGSTより支払うGSTの方が多い輸出業者や大きな設備投資を行ったケースなど、還付金額が期待できる場合は、任意登録をしてGST申告を行うこともできます。ただし、任意登録を行う場合は銀行に保証金を預けることが必要な場合があり、いったん任意登録を行うとその後2年間はGST登録業者となります。

●記載様式

インボイスに記載されているGSTのみを計算対象にする、という制度とされている以上、GSTが付加されているかどうか不明瞭な記載方法を避けるため、インボイスには定められた様式の記載をしなければなりません。

GSTの申告と納税

GSTの申告納税手続きは原則として、四半期毎となっています。つまり、決算日を基準に3か月ごとに区切った期間を課税対象期間とし、課税対象期間が終了した翌月の末日までに申告しなくてはなりません。

ただし、輸出業などで還付を受けることができる法人などのために、課税対象期間を月単位に短縮することも認められています。

GSTの支払時期は、自動引き落としの設定を行っている場合はGST申告期限の15日後、設定を行わず銀行振り込みなどで支払う場合は申告期限と同日が支払期限とされています。

GST申告の期限は課税対象期間経過後、1か月とされ、十分な時間的余裕があるということから申告期限の延長は認められていません。

GSTの申告納税について適切に行わ

れなかった場合、申告遅延と納税遅延とで異なる罰則が規定されており、会社のみならず、GSTの申告納税責任者であるダイレクターに対してもペナルティが課せられることがあります。

また、GSTの申告遅延や無申告の他、申告期限から1年以上経過してから

の修正申告についても、ペナルティが課せられます。

申告遅延、無申告、納税遅延の状況によっては、ダイレクターなどの責任者に対して銀行など取引関係者への強制執行、シンガポールからの出国禁止、その他の法的措置が執られることもあるので注意が必要です。

シンガポールの税務調査

税務調査は、個人所得税、GST、印紙税などの税目が対象となり、調査対象期間は不正や脱税などが無いかぎり

は5年までとされています。

申告後、内容に不明点や疑義がある場合には、会社の規模,複雑性,事業内容、期待される追徴税額などを総合的に勘案した上で、税務当局から納税者またはタックス・エージェントへ書面や電話などでの問い合わせが行われますが、メールなどによる調査で完結し、実地調査を伴わないケースがほとんどです。

シンガポールでは税務調査が日本ほど一般的ではありません。理由は日本に比べて税率が低く納税者側の節税インセンティブが低いこと、税法が透明かつシンプルで論点や計算誤りが多くないこと、さらにすべてのシンガポール法人などに原則として会計監査が義務付けられていることなどの理由によります。



シンガポールの会計

会計基準は世界各国共通ではなく、各国によって独自の会計基準を採用しています。今日では、国際財務報告基準（IFRS）への統一へ急速に動き始めていますが、日本は独自の会計基準で扱われているのが現状です。

日本では、上場会社など、一部の会社を除いて「過去の取引を記録」する役割の大きい税務基準により決算を行うのが一般的ですが、シンガポールでは、「決算日時点での時価を記録」する役割の大きいIFRSに近似したシンガポール財務報告基準(SFRS)にて決算を行います。

日本とシンガポールの会計基準の差異には次のようなものが挙げられます。

●のれん（Goodwill）

のれん（暖簾）とは、売却企業の時価評価純資産と買収価額との差額のことで、「のれん」に象徴されるような企業が有するノウハウや立地、顧客への知名度や品質、ブランドイメージなど、代替できない無形の価値を意味します。

その性質上、原則として資産に計上されず、貸借対照表には顕在化しませんが、事業買収など、一定の場合には、資産計上することになります。

日本では「のれん」の計上後20年以内の期間にわたって償却します。その後減損の兆候がある場合に減損テストを行う必要があります。一方、シンガポールではのれんの償却は行わず、少なくとも毎年1回同時期に減損テストを行い、

帳簿価格が回収可能額を上回る場合には、減損の計上を行います。

● 研究開発費

日本では研究費、開発費ともに研究開発費として発生時に費用処理とされますが、シンガポールにおいては研究費（Research）は発生時に費用処理、開発費（Development）は一定の要件を満たす場合は無形資産として認識しなければなりません。

● 投資不動産

日本では投資不動産の時価評価および再評価は認められていませんが、シンガポールでは投資不動産について、通常の固定資産と同様に減価償却を行うほか、時価評価を行うことも可能です。また、固定資産は再評価することが

認められています。

●機能通貨

日本では円以外の通貨を外貨としますが、シンガポールでは営業などの経済活動を行う主な通貨を「機能通貨」とし、販売や仕入れ取引などの測定を機能通貨で行い、機能通貨以外の通貨を外貨として扱います。

●減価償却

日本では、損金経理(会計で費用計上している金額を上限に税務上の損金を認めるという法人税の制度)という概念が存在するため、会計と法人税が密接に関係しますが、シンガポールでは損金経理という概念がなく、会計と法人税は完全に分離されています。したがって、会計上の減価償却費としては一般的な基準が存在せず、会社が適切な残存価格、耐用年数、及び減価償却方法を決定し、また少なくとも各事業年度末に再検討をする必要があります。

●減損損失の戻入れ

過年度に認識した減損が存在しなくなったか、あるいは減少している場合は、日本では減損損失の戻入れは認められていませんが、シンガポールでは、「のれん」以外の資産は、一定の要件と制限のもとで戻入を行う場合があります。

ただし、戻入れ後の帳簿価格は、対象となる資産が減損損失を認識していなかった場合の帳簿価格を超えてはいけません。

●経常損益、特別損益

シンガポールでは、特別損益項目の表示が禁止されているため、シンガポールにおけるPL(Profit and Loss statement: 損益計算書)には、経常損益、特別損益という項目がありません。

決算書について

日本では監査法人などの監査を受ける義務があるのは上場会社や一部の大会社など、一部の会社に限られますが、シンガポールにおいては原則的に、現地法人や支店などを含む全ての会社が監査を受け、株主総会にて承認が行われることが会社法により定められています。決算日の到来後、シンガポール法人は原則として、所定の会計基準に基づく決算書を作成します。決算日は、支店の場合は原則としてその本店(本社)の決算日と同一の日になりますが、現地法人の場合は自由に決めることができるため月末ではない任意の日や、連結決算上の理由で親会社と同じ決算日に統一することも可能です。

また、現地法人は決算日を任意に変更することも可能であり、その際は、関連する監督官庁にそれぞれ通知が必要となります。

基本的なシンガポールの法人の決算書の構成は、日本とほぼ同じですが、IFRSベースのシンガポール会計基準に準拠するので内容は変わります。

連結財務諸表の作成義務

所在国を問わず、シンガポール法人から他の会社などに50%を超える出資をしているなどのケースでは、原則として当該会社を連結子会社とし、シンガポール法人を親会社とする連結決算を行う必要があります。

その場合、シンガポール財務報告基準の連結会計基準に基づき、原則として連結グループ内のすべての会社の決算日を統一するか、連結決算用の仮決算を行うことで、統一した会計期間によ

り連結決算を行います。

なお、日本の親会社が上場会社であるなど一定の条件を満たす場合にはシンガポール法人を親会社とする連結財務諸表の作成義務が免除されることがあります。

会計監査について

会計監査とは、一般的には会社の決算書を、第三者である外部の独立監査人がチェックし、決算書が合理的な範囲で適正かどうかという監査の結果を、監査報告書(Independent Auditors Report)によって報告することをいいます。シンガポールで設立された会社は原則として監査が義務付けられていますが、小規模グループに属するシンガポール法人など、一定の場合は会計監査が免除されています。なお、シンガポール法人の設立から3か月以内に会計監査人(Auditor)を選任してACRAに登録しなければなりません。

シンガポール法人には日本の監査役に該当するような会社内部の業務監督機関はないため、通常、担当の監査法人もしくはシンガポール公認会計士が会計監査人となります。会計監査人は取締役会、株主総会で決議され、契約当事者である法人と会計監査人の双方による監査契約書(Engagement Letter)への署名をもって選任されます。多くの場合で、現地法人の監査済み決算書の作成期限は、年次株主総会(AGM)の14日前であるため、年次株主総会の期限を考慮して財務諸表の作成スケジュールを決めることになります。

年次株主総会と決算書の提出

年次株主総会は、基本的に決算日から6か月以内に開催しなければなら

ず、決算書の作成はその14日前が実質的な期限となっています。監査済みの決算書は年次株主総会で承認を得る必要があり、その後、免除される一定の場合を除き、決算情報を電子化して期限内(決算日から7か月)にACRAに提出しなければなりません。決算情報の電子化は、XBRL(eXtensibleBusiness Reporting Language)という決算書などの情報を作成・流通・利用できるように標準化されたコンピューター言語を使用します。会計および財務において透明性が高い国であるシンガポールでは、ACRAに登録された各企業の情報は、その後の財務状況も含めてすべてオンラインで開示されています。ただし、データベースへのアクセスは、シンガポール国民あるいは就労ビザの保持者に限定されているので、それ以外の外国人が閲覧することは出来ません。

年次株主総会へ提出・報告する資料は以下のようなものがあります。

●取締役宣誓書

決算書が公正な視点で作成されている旨や負債の返済に問題がない旨が宣誓されており、この声明を公表した取締役全員の氏名が記載されます。

また、取締役の株式の保有割合やストックオプションの有無、監査方針、監査免除の場合はその旨についても記載されます。宣誓書の最後に取り役2名以上(取締役が1名の場合は1名)の署名が必要です。

●独立監査法人の監査報告書

独立監査法人の報告書は監査義務のある法人の場合は公表される決算書に添付されますが、監査免除の法人は作成不要です。

独立の立場から監査を行った監査人が、財務諸表などの適正性に関する意見

表明を行うために作成します。

●財政状態計算書

日本における「貸借対照表」に相当します。シンガポール法人が親会社の場合は連結ベースの金額と単体の金額が記載されます。

また、当期と前期の2期分を記載しなければなりません。日本では区分の順序は流動性配列法と定められていますが、シンガポールは国際会計基準に準拠しているため固定性配列法の適用も認められています。

●純損益及び包括利益計算書

これは日本における「損益計算書」に相当します。日本の損益計算書は特定の事業年度だけに臨時的に生じた収益や費用を特別利益や特別損益として認識することが認められていますが、シンガポール会計基準では特別損益項目の開示は認められていません。

●株主持分変動計算書

株主持分変動計算書は日本でも決算書の構成の一部となっており、開示内容も日本と同様です。資本取引及び株主に帰属する勘定の増減を記載し、他の包括利益を含む持分のすべての項目の増減を表示しています。

●キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書は現金及び同等物(Cash and Cash Equivalents)の変動を記載します。日本と同様に、営業・投資・財務それぞれの区分のキャッシュ・フローについて開示が必要です。

●注記

会計方針の説明だけでなく、各勘定科目の残高説明も含まれます。

会計帳簿の保存義務

会計帳簿は各法令により個別に定めら

れており、下記について5年間の保存義務が課されています。各種資料保管については、適切な内部統制が整備されている体制を前提に電子保存(MS Officeや会計ソフトなど)が認められており、売上に関する現物のレシートなどは保存義務が免除されています。

●法人税及び個人所得税

- ・会計帳簿(レシートやインボイス、売上や費用を記録した帳簿)
- ・会計帳簿の元となったレシートやインボイスなどの根拠書類
- ・その他、取引に関連する根拠資料

●GST

- ・会計帳簿(レシートやタックスインボイス、売上や費用を記録した帳簿)
- ・自社が発行した売上に関するタックスインボイスやレシート
- ・他社が発行した仕入&費用に関するインボイス
- ・輸出入に関連する資料
- ・クレジットノート、デビットノートやその他、タックスインボイスと入出金との誤差を証明する資料

Multibook Singapore Pte.Ltd.

株式会社マルチブック

海外経営への挑戦をもっと身近に、簡単に ～あらゆる企業を国境、時間、言語の制約から解放する～



海外拠点のシステム、経営管理、経理等人材不足に課題をお持ちの企業様へ

システムから人材まで海外拠点の経営管理・
経理業務をトータルサポート

海外拠点のバックオフィス業務をサポートし、
本業に専念できる環境を構築

株式会社マルチブックは海外拠点の基幹業務を管理するクラウド型会計・ERPサービス・multibookを提供しています。multibookは、グローバル展開する大企業から、これから世界に挑戦するベンチャー企業までを支援する、海外拠点の経営管理に特化したクラウド型会計・ERPサービスです。「見える化・業務効率化」、「内部統制・不正防止」、「連結決算早期化」を実現させるクラウドサービスの開発・販売を進め、現在、世界30か国以上、上場企業の子会社を含め、海外現地拠点約400社を超えるお客様にご利用いただいています。そして昨年には、お客様から多数寄せられた「multibookを使いこなす海外拠点の経理人材自体が不足している」という悩みを解決するべく、海外経理業務のアウトソーシング(業務代行)サービスである「海外クラウド経理部」をローンチし、海外拠点のシステムだけでなく、経理業務、給与計算などバックオフィス業務全てをサポートするサービス提供を開始しました。これらのサービス提供により、「海外経営への挑戦をもっと身近に、

もっと簡単に」を実現し、日本企業のさらなる海外進出・海外ビジネスの成長をご支援させていただきます。システムから業務代行まで、海外拠点の経営管理や経理・人事などのバックオフィス業務はマルチブックにまるっとお任せください！
■クラウド型会計・ERP
最小限の機能を低価格で短期導入！多言語多通貨対応の会計機能が平均1か月半で導入可能。
■IFRS16号対応リース資産管理
3,000件のリース管理も楽ちん！取引ごとの複雑な計算、連結修正仕訳の出力が1クリックで完了！
■海外拠点業績管理ツール
いつでも国内外各社の業績が見える経営ダッシュボード！PCを開いてログインするだけで各拠点の経営状況を一目で把握可能。
■海外経理アウトソーシング
海外の経理業務はまるっとお任せ！現地の連結決算、監査対応、業績データ収集や本社とのやりとりなどを代行。

取材協力・監修/ CPAコンシェルジュ

Multibook Singapore Pte.Ltd. 株式会社マルチブック

担当：福島 夢乃 (+81 80 4010 2983)

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-1-8 NMF 五反田駅前ビル 5 階 +81 50 1790 1655
info@multibook.jp https://www.multibook.jp/
@multi2000global 月～金 9:00-18:00、定休：土日祝



ポジションタイトルの例

総務・事務系	
秘書	Secretary / Personal Assistant
役員秘書	Executive Assistant / Executive Secretary
総務担当	Administrator
事務員	Clerk
コンピューター操作	Computer Operator
事務管理	Office Manager
受付	Receptionist

人事	
人事コンサルタント	HR Consultant
人事アナリスト	HR Analyst
給与アナリスト	Compensation Analyst
人事担当	HR Representative
人事事務担当	HR Administrator
労務担当マネージャー	Labor Relations Manager
採用担当	Staff Recruiter

財務・経理	
監査役	Auditor
経理担当・会計	Bookkeeper / Accounting Clerk
財務担当	Controller
ファイナンシャル・アナリスト	Financial Analyst
証券アナリスト	Equity Analyst
不動産マネージャー	Real Estate Manager

営業	
国際営業マネージャー	International Sales Manager
地区担当マネージャー	Territory Manager / Regional Manager
営業部員	Sales Representative / Associate / Executive
顧客担当営業部員	Account Executive
販売者 / 販売員	Sales Associate / Sales Staff
顧客サービス担当者	Customer Service Representative
売上分析担当者	Sales Analyst
営業事務・アシスタント	Sales Support Specialist

マーケティング・広報	
広報担当(マネージャー)	Public Relations / Communications Manager
投資家向け広報担当	Investor Relations Officer
メディア担当マネージャー	Media Relations Manager
ブランドマネージャー	Brand Manager
直接販売担当マネージャー	Direct Marketing Manager
プロダクトマネージャー	Product Manager
流通担当マネージャー	Distribution Manager / Logistics Manager
プロジェクトコーディネーター	Project Coordinator
プロモーションマネージャー	Promotion Manager
マーケットリサーチャー	Market Researcher

IT関連	
ITコンサルタント	IT Consultant
システムアナリスト	System Analyst
システム設計者	System Designer
システム技術者	System Technician
ソフトウェア開発者	Software Developer
プログラマー	Computer Programmer
ソフトウェアエンジニア	Software Engineer
データベース管理者	Database Analyst
ネットワークエンジニア	Network Engineer
システム管理者	System Administrator
ウェブコンテンツ管理者	Web Content Administrator
テクニカルインストラクター	Technical Instructor



CHAPTER
8

人事・労務

Human resources •
Labour management



企業向けHPはこちら



年間500名以上の紹介実績

豊富な
データベース



幅広い登録者様から
貴社のニーズに
合った人材を推薦

成功報酬型モデル



日本人・ローカル
日本語スピーカー
採用はおまかせください

スピード対応



最大
3営業日以内に
候補者様をご提案

ビジネスサポート



求人掲載
代行サービス・
翻訳サービスを展開

エキスパート
ソリューションサービス



Brainsight

マーケット調査や投資、新規事業の
アイデアにお困りの際に、業界の
エキスパート人材をおつなぎします

シンガポールで人材採用にお困りなら
お気軽にご相談くださいませ。

リーラコーエンシンガポール
お問い合わせ：info@reeracoen.sg

こんなお悩みはありませんか？

- 国内転職を検討しているが、転職活動や面接に不安がある
- 最近の転職市場や求人情報が気になる
- まずは転職のプロに相談したい

～転職準備から入社後までしっかりサポート～

シンガポールでのご就業なら
リーラコーエンまでご相談ください

【無料転職サポートの流れ】



私たちに
おまかせください！



ご相談はこちらから



ジャパンデスク統括責任者
飯田 洋平 (Y. Iida)



シニアキャリアコンサルタント
宮島 あゆみ (A. Miyajima)



キャリアコンサルタント
内藤 志穂 (S. Naito)

Reeracoen Singapore Pte Ltd

3 Anson Road, #08-03 Springleaf Tower
Singapore 079909

Employment Registration No.R1216358

Tel: (+65)-6557-0135

Mail:info@reeracoen.sg (日本語対応)



Reeracoen
Singapore Pte. Ltd.



@reeracoensg_
japandesk



最新求人はこちら



Reeracoen
チャンネル



@reeracoensgsingapore
forjapanese



シンガポールの雇用事情

シンガポールの労働法制と政策

シンガポールの労働法制は人材省（Ministry of Manpower: MOM）が強力な権限を有しており、主に次のようなものがあります。



■雇用法 (Employment Act)

労働者のための基本的な労働条件や会社と労働者の権利義務を規定しています

■外国人労働者雇用法 (Employment of Foreign Manpower Act)

外国人労働者がシンガポールで労働する際に必要となる就労許可証とその他の条件などを規定しています

■中央積立基金法 (Central Provident Fund Act)

定年退職した労働者の生計費の保障を与える中央積立基金について規定しています

■児童育成共同救済法 (Child Development Co-Savings Act)

妊娠婦の保護、養子縁組休暇、育児休暇、無給乳幼児保育休暇制度などについて規定しています。

■退職・再雇用法 (Retirement and Re-employment Act)

定年退職後の再雇用の枠組みなどを規定しています

■職場安全衛生法 (Workplace Safety and Health Act)

職場の安全と衛生などについて規定しています

■技能開発課徴法 (Skills Development Levy Act)

技術開発基金 (Skills Development Fund) に対する技能開発課徴金の支払いなどを規定しています

雇用で気をつけること

最近のシンガポールでは、国内の労働政策に対していくつかの大きな変化が表れています。ひとつは「外国人労働者受け入れの抑制」であり、もうひとつは「労働者の保護」です。

「外国人労働者受け入れの抑制」については、シンガポールは、外国からの投資によって発展してきた背景から、ホワイトカラーの外国人労働者を積極的に受け入れてきた経緯があります。しかし近年は国民からの不満の高まりを受け、現在は政府の方針として受け入れ抑制に転換されています。

外資系企業に対しては、シンガポール人の雇用を推奨しており、政府から消極的とみなされた場合には「ウォッチリスト」と呼ばれる監督官庁の要注意企業リストに挙げられ、外国人雇用において一定の不利益を被ります。

「労働者の保護」については、これまでのシンガポール労働法は、魅力的な投資環境を作り出すため、雇用側に対して非常に有利な制度を定めてきましたが、近年では労働法の適用対象となる労働者枠を拡大し、給与未払いや不当解雇に係る紛争などを失せぐため、残業代の支払い義務や給与明細や雇用契約書の発行が義務付けられるようになりました。

特に2019年4月に改正された「雇用法」ではそうした傾向が強く前面に出されています。

求人作成で必要なこと

日系企業の現地法人においては、会社設立手続の際にまず駐在員のビザの取得が必要となり、それは多くの場合、

「法人設立業者」に手続きを代行してもらうのが一般的です。

その次に必要なのは政府や金融機関などに提出する書類などの取り扱いや、給与計算といった総務的な業務に従事する従業員の雇用ですが、これは前述したような、シンガポール人への雇用が政府によって奨励されている現状において、シンガポールの法律などを知るローカルから採用するケースが増えています。

その求人を作成するために決めているべき事項とポイントは以下のとおりです。

●ポジションタイトル

日本では一般的に重視されず、「一般事務」や「営業」「販売」といった業務がそのまま職種として求人に出され、その業務以外の仕事をするにも時には必要となることが暗黙の了解としてあります。

しかし、シンガポールでの求人は「ポジションタイトル」が重視されます。また、決められた業務以外の業務をすることは一般的ではありません。

●賃金

雇用法ではシンガポール人に対する最低賃金は定められていませんが、安い賃金を提示してしまうと応募する人がいないので注意が必要です。シンガポール人の給与水準に関しては、大卒の事務系職種は、一般的に日本以上の水準となっています。逆に飲食店などのサービス業では、日本よりも低いといえます。

また、規定の就労時間をオーバーする時は、必ず残業代の支払いが必要となりますが、管理職など一定の給与以上の人には残業代を払う義務は発生しません。

●各種条件

就労時間、有給休暇、病気休暇などについては、規定がMOMで定められているのでそれをクリアした内容にしなければなりません。

例えば、就労時間について雇用法では「休息なしに連続6時間を超える時間の労働をさせることはできない。また原則として1日8時間又は週44時間を超える時間の労働をさせることはできない」とあり、さらに「使用者は、労働大臣から適用除外を受けない限り、1か月あたり72時間を超える時間外労働をさせてはならない」とあります。

また、有給休暇は「就労1年目は7日」その後1年ごとに1日が加算されていきます。病気休暇については就労期間が3か月以上の従業員を対象に「通院休業が5日、入院休業が15日」であり、その後1か月ごとに通院に3日、入院に15日ずつ加算されていきますが、取得にはいくつかの条件が設けられています。

人材紹介会社による仲介が一般的

こうした求人内容の擦り合わせや募集は、日系の人材紹介会社の仲介で行うことが一般的です。特に初めてシンガポールに進出するケースなどは、現地の事情に詳しい求人の専門家に相談することで情報を得られるメリットとともに、時間的な効率化が図られ、なおかつ応募者のクオリティがある程度は担保されるのでミスマッチのリスクが低いことなどが利点と言えるでしょう。

その他の求人方法としては、企業と求職者のマッチングサイトや自社のホームページ、SNSなどで募集することもできます。

これらはコストが低いもしくはからないことがメリットと言えますが、ローカル人材への募集は英語ですので、求人際には求める人材にきちんと訴求する文章作成をすることが必要となり、応募者への対応もすべて自社で行わなければなりません。

「雇用契約書」の作成と締結

面接を経て採用が決定すると、双方で合意した内容を元に「雇用契約書」を作成し、契約を取り交わしますが、人材紹介会社の仲介による採用の場合は、この文面の作成についても相談できることも大きなメリットと言えるでしょう。

「雇用契約書」は「Employee Regulation（就業規則）」によって定められた規定をベースに作成されるのが一般的です。就業規則の作成は法的な義務ではありませんが、多くの企業では従業員とのトラブルを避けるために作成されています。

この内容は退職の事前告知期限などはもちろんのことドレスコードなども含んでいます。これらは「Employee Handbook」に記載され、雇用された全従業員に配布されることが一般的です。

シンガポールに新規で進出した企業にとっては、「Employee Regulation（就業規則）」も同時期に作成する必要があります。

その際にはシンガポールの労働法制に詳しい専門家に相談することが望ましいでしょう。

●雇用契約書の内容（一例）

- ・労働契約締結日
- ・就業場所
- ・業務内容
- ・給与（基本給・各種手当など）
- ・始業/終業時刻
- ・就業時間
- ・休憩時間
- ・時間外割増
- ・休日割増
- ・年次有給休暇
- ・病気休暇
- ・育児休暇
- ・出産休暇
- ・退職について
- ・保険（CPF）について

シンガポールの労働風土

日本とシンガポールでは、社会的にも環境的にも仕事やキャリアに対する考え方に異なる点がたくさんあります。そのひとつが「ジョブ・ディスクリプション（Job Discription：職務記述書）」の存在です。

これは、職務の内容や裁量の範囲などを記載した雇用管理文書で、欧米では広く使用され、労働者の職務を明確化することによって成果給や企業の人事考課方針などに繋げる役割を果たしています。

基本的に、シンガポールを含む多くの国ではこの「ジョブ・ディスクリプション」に象徴されるような業務の一貫性が重視されており、日本的な企業風土の中で求められる周辺業務までを含めた働き方は期待できないと考えていいでしょう。

また、最近では、フレックスタイムや

座席を決めないフリーアドレスのオフィスなど、フレキシブルな働き方が広まり、ワークライフバランスがさらに重要視されるようになっているため、「チームプレイ」を求めがちな日系企業の人気下がっている傾向も見られます。

そのため、ローカル人材を活用していくならば、彼らとオープンにコミュニケーションをとり、理解のために歩み寄る姿勢も大切だと言われています。

ただし、それでも改善が要求されるべき点があれば、「ワーニング・レター（Warning Letter：警告書）」の提示が必要で、それが3回出されても改善されなければ解雇することも致し方ないと言えるでしょう。

シンガポールでは、解雇に関しての法的な規制がないため、労使間で個別に結ばれた「雇用契約書」に解雇制限の規定を設定しない限り、会社が一方的に解雇通知を送付することによって、労働者を解雇することが可能となっています。

ただし、そのための予告通知期間が必要であり、それは30日とされています。



取材協力・監修 リーラコーエン

PERSOLKELLY Singapore

パーソルケリー シンガポール

はたらいて、笑おう。



人事・組織関連でお困りの企業様・就業先をお探しの候補者様

人事、組織にまつわる
人材ソリューションの提供
お仕事をお探しの求職者様のご支援

人材紹介や人事労務コンサルティングなど、人や組織にまつわる
ソリューション提供

PERSOLKELLY Singapore は、日本の大手総合人材サービス企業であるパーソルホールディングスと米国のケリー社との合併会社として設立された PERSOLKELLY（パーソルケリー）のもと、APAC13 カ国地域でサービスを展開し、各国・地域と連携し、最適な人材・サービスをご紹介します。日系の企業様及び日本語スピーカーをお探しの外資系企業様向けに人材紹介をはじめ人事労務コンサルティングなど、人や組織にまつわる課題解決を提供しています。人材紹介、ヘッドハンティングはもちろん、アウトソーシングからコンサルティングまでグループ会社と連携し、日本人だけでなくローカル人材の特性を熟知したコンサルタントが、貴社のニーズに合わせて課題解決を実現します。人材・コンサルティングサービスをお探しの企業様、シンガポールでの就職先をお探しの求職者様はぜひ、お気軽にご相談ください。

【ソリューション】

人材紹介	（日本人 / 日本語スピーカー / 韓国語スピーカーのご紹介とあらゆる業種・職種をカバー）アジア各国・地域の豊富なデータベースを活用し、最適な人材をご紹介します。
人材派遣	専門領域（エンジニア、ファイナンス、営業など）から事務領域（総務、営業アシスタントなど）まで、各分野のプロフェッショナルの人材派遣。派遣スタッフとの雇用契約締結、ビザの手配、給与計算や就業中の派遣スタッフのマネジメント。
アウトソーシング	雇用代行、給与計算代行、施設運用代行などのアウトソーシングが可能
人事・労務コンサルティング	グループサービスである PERSOLKELLY Consulting と協業し、人事・労務を中心としたコンサルティングサービスを提供。アジアパシフィックにおける企業様の継続的な事業発展を支援。

PERSOLKELLY Singapore パーソルケリー シンガポール

📍 36 Robinson Rd, #20-01 | City House, S068877

☎ 6225 0900

✉ jpn@persolsg.com 🌐 <https://www.persolsg.com/> 🕒 9:00 - 18:00

🌐 <https://www.linkedin.com/company/persolsingapore/> 📷 @persol_singapore



人事・採用担当者様必見！

人材×企業の マッチングの エキスパートに 聞きました

会社紹介

リーラコーエン シンガポール

2011年の創業以来、株式会社ネオキャリアの海外部門として日本を含めたアジアの8か国と地域に広がる幅広いネットワークと繋がりを活かしながら、様々な業界の人材と企業とのマッチングを実現しています。

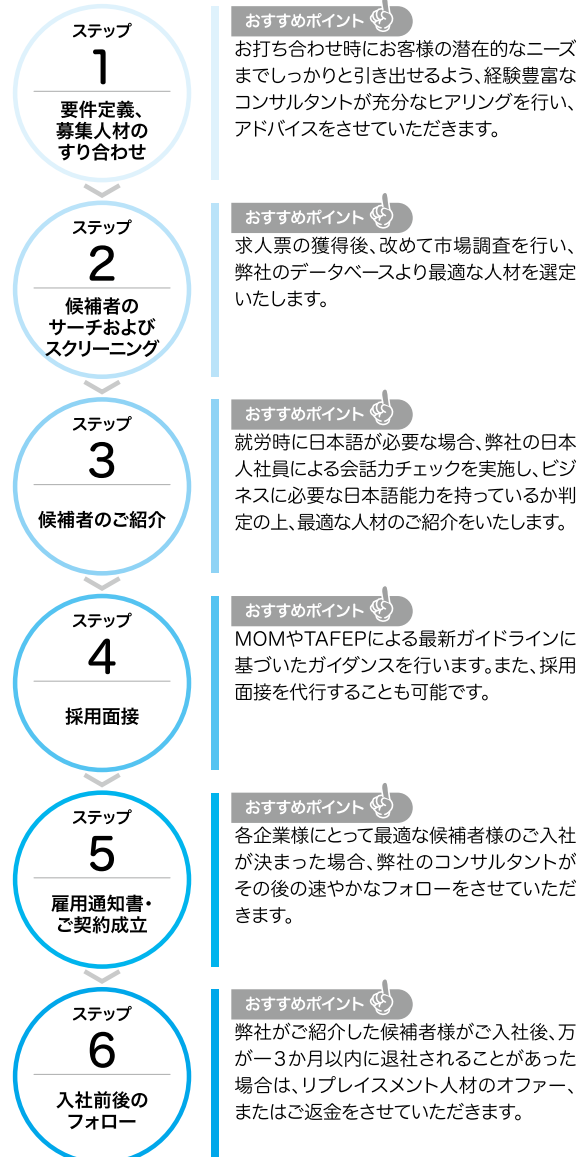
特に人材の流動性が高く、法改正も盛んなシンガポールの人材業界においては、11年以上に渡る人材紹介の経験から培った市場知識を駆使しながら、各業界に合わせた人材のご紹介やサービスのご提供をしております。また、専門スキルを持った人材のスカウト活動や、月に約50名以上ご登録のある日本人求職者様から構築される最新データベースより最適な人材のご紹介をいたします。直近では年間500名以上の方のご成約実績があります。

コンサルタントをクライアント企業様のためのリクルートメント・アドバイザー、そして求職者様のためのキャリア・アドバイザーと組織を二つに分け、それぞれが専門性を持ってサービスをご提供していることも弊社の強みです。それぞれの役割だけでなく、社内トレーニングで培った専門知識と知識を駆使し、メンバー一丸となってクライアント様の長期的な企業目標の達成に貢献できる優秀な人材の発掘に努めております。



※2023年社員キックオフイベントにて。テーマは「華麗なるギャッツビー」でした

採用サポートを依頼した場合の流れ



採用活動・ビザ申請代行サービス

なお、弊社では人材のご紹介だけでなく、採用活動及びビザ申請、My Careers Future掲載の代行サービスも行っております。年々ハードルの上がるビザ申請や、複雑な採用の一連プロセスを最初から最後まで責任を持って二人三脚でフォローさせていただきますので、リソース不足で全てのプロセスに手が回らない時にもご安心ください。

エキスパート・ソリューション・サービス「Brainsight」



企業の課題やニーズをもとに、当リーラコーエングループ全拠点に保有する100万名以上の求職者データベースの中から適格なエキスパートを紹介し、インタビューを行う場をアレンジするエキスパート・ソリューション・サービスチームも発足しました。アジアの新興市場において、お困りの課題に対し業界のエキスパートから正確かつ迅速に知見を収集することが可能です。まずはお気軽にお問合せくださいませ。

もはや人材探しは 日本人限定にしない方がいい？！

ローカル採用の必要性を語る



まずシンガポールで人材戦略を検討する上で、最も意識しなければならないこととして、2013年にシンガポール政府より発表された「Strong Singaporean Core (通称: シンガポリアンコア)」が挙げられます。こちらの政策の目的は、「シンガポールの労働力を向上させること」にあり、これまで以下のような政策を実行してきています。

シンガポリアンコア 主な政策内容

- ーシンガポリアンが優位に就職機会を与えられている状態の推奨
- ー最低でも従業員の2/3をローカルの労働力にすることの推奨
- ーローカル労働力の育成に投資
- ーEmployment Pass, S Passなどの外国人就労ビザ取得の厳格化、人頭税の増額
- ーウォッチリスト (Watchlist)、デバーメント (Debarment) などを設け、制裁の実施
- ーローカル人材の新規雇用に対する助成金の配布

またコロナ禍でシンガポール国内の雇用率が低下したことを背景として、ローカルの雇用を守るためにEmployment Pass, Spass取得の厳格化が急加速。さらに2023年9月からEmployment Pass取得にあたって新たな審査スキームであるCOMPASS制度を策定し、より厳格化を

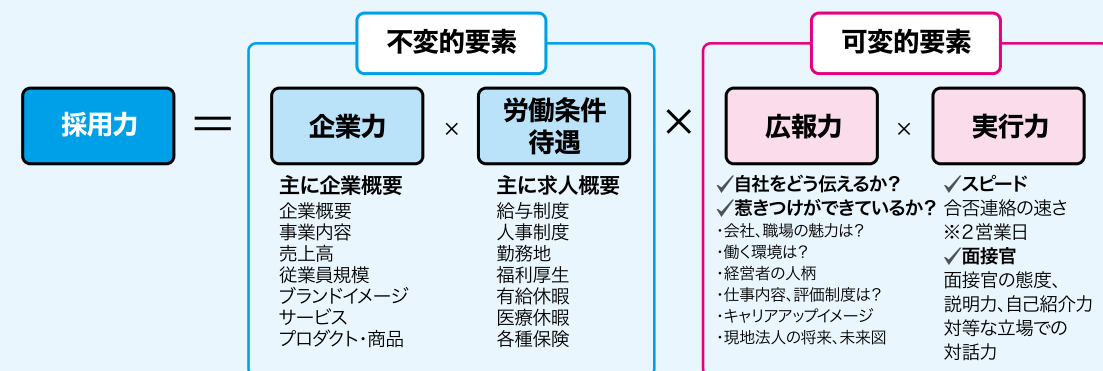
図っていく考えです。

これまで外資系企業の進出、外国人の就労に支えられてきた側面のあるシンガポールではありますが、現在は過渡期に入っており、日系企業でも駐在員依存型組織から現地化に向けて、人材戦略の見直しが迫られる時期に入ってきております。

現地化を推進していくにあたって、まずは自社にとって優秀な人材を定義することが重要です。自社内で活躍している社員の共通項や職務内容からコンピテンシー (行動特性) として言語化をしてみてください。また採用をした社員の活躍と定着を促進させるためには、報酬、評価制度の見直しも必要になってきます。日系企業の中には、自社の給与テーブルや昇給制度が5年以上変わっていないというお話もよく耳にします。定期的に採用上の競合の情報を収集し、自社に反映をさせていかなければ、せっかくの優秀な人材はどんどん抜けていき、非活躍の社員ばかりが滞留をしていく組織になりかねません。まずはできることから着手をして、少しでも多くの企業が優秀な人材を採用し、活躍、定着させることができれば嬉しい限りです。

せっかくの機会ですので、限られた紙面の中ではありますが、今後の採用力を上げるためにすぐにできることとして、「広報力」と「実行力」について説明をさせていただきます。

採用力という考え方



広報力

広報力は自社の特徴をいかに求職者にメリットとして伝えることができるかどうか、選考時には見極めだけでなく惹きつけの選考ができていけるかが大きなポイントです。まずは自社の事実や特徴を洗い出し、整理することから始めてみてください。その上で、自社の事実や特徴が求職者の立場に立てて考えてみた際に、どうメリットとして昇華できるのか再考をいただければと思います。また言語面で不安のある方は、説明を補う資料を準備して面接に臨むこともお勧めします。

実行力

実行力は実際の選考をどう動かしていくかということです。まずは自社の選考プロセスの回数、スピードが適切なものであるか確認することは最初のステップです。シンガポリアンの方々転職活動のスピードは、日本の転職活動のスピードと比較をすると段違いに早く、多くの優秀層は転職活動開始から内定までを1か月以内に終えています。そのため、採用上の競合に競い負けないために当然企業側にはスピーディーな意思決定が求められます。

今後の新規採用をお考えの企業様のサポートもいたしますので、
お悩みの際にはお気軽にご相談くださいませ。

REERACOEN SINGAPORE Pte.Ltd.

3 Anson Rd, #08-03 Springleaf Tower S079909 6557 0135

info@reeracoen.sg @reeracoensg_japandesk

@ReeracoenSG @reeracoensingaporeforjapanese





外国人雇用のための労務管理

企業の活動にとって、人事と労務は欠かせないものです。「人事」とは、従業員の採用に関する業務や教育や評価など、人材に直接関わる仕事となります。

一方、「労務」は従業員の入社や社会保険などの手続き、給与計算、また退職などに関する手続きなど、法律、会社規定に基づいた事務的な仕事を指します。

ここでは主に外国人を雇用した際に申請する代表的なビザの概要や雇用に関連する手続きについて概説します。

EPの申請と承認

●申請要件

原則として滞在期間に関わらず外国

人が働く場合には、以下のようなビザが必要になりますが、前項でも述べたように、現在シンガポール政府の方針としては、シンガポール国民の雇用を保護する目的で、外国人の雇用が抑制されているため、全般的に就労ビザの取得は難しくなっている状況があります。

その中でも、もっとも一般的なEP(Employment Pass)については、下記の申請要件を満たす外国人が対象とされています。

- ・シンガポール国内で管理職あるいは専門職等の内定を得ていること
- ・月額基本給がS\$5,000以上であること
- ・資格や学歴、専門スキルなどを十分に備えていること

●オンラインでの申請

雇用主が外国人労働ビザを申請する場合、用紙でもできますが、一般的にはMOMが提供しているEPオンラインというウェブサービスにて手続きを行います。

サービスを利用するためには雇用主がEPOL (Employment Pass Online) アカウントにより手続きを行うか、エージェントに依頼する必要があります。

EPOLアカウントとは、各種ビザ[Employment Pass、Dependent Pass、Long Term Visit Pass(letter of Consent)]に関する手続きを行うためのアカウントです。

EPOLアカウントを使用するためには、手続きを行う担当者の個人アカウ

ントSingPassの取得と、会社アカウントCorpPassの取得と権限設定が必要になります。

アカウントの取得により、ビザの申請、申し立て、申請取り下げ、発行、キャンセル、更新などの手続きがオンラインで可能となります。

●審査期間・費用など

費用は、申請時と承認後の発行手続きに人材省(Ministry of Manpower:MOM)に支払います。結果が出るまでの期間は、オンラインでの申請で3週間程度とされていますが、2～3か月かかることもあります。

審査の基準は、外国人被雇用予定者の年齢、学歴、専門性、職歴、月額給与といった要素のみならず、採用した企業も対象にされていると言われています。すなわち対象企業の事業および財務状況、ローカル雇用の状況、納税状況や売上規模などにも基準があり、さらには申請のタイミングや当局の内部事情など不確定要素も多く、対策不可能な要素も含んでいるのが現状です。

また、EPの有効期間もMOMの審査によって決定され、一般的には新規申請の場合は発行日から最長2年間、更新の場合はEP有効期限から最長で3年間とされています。

なお、月額給与がS\$6,000以上のEPホルダーは、扶養家族の滞在ビザを申請することが可能で、さらに月額給与S\$12,000以上のEPホルダーは両親に対して長期滞在ビザを申請することが可能です。

S Passの申請と承認

●申請要件

S Passの申請にあたっては、まず雇用する企業に複数人のシンガポール人などの雇用実績がなければなりません。

S Passホルダーの人数割合は、サービス業が全従業員数(Total Workforce)の13%、その他の業種が20%という「枠(Quota)」が定められており、これを「Quota制」と言います。

ここでいう「全従業員数」にはビザホルダーの人数は含まれず、「シンガポール人など(シンガポール国籍と永住権の保有者)」の人数に関しても、月額給与S\$1,200以上でないと1名としてカウントされないなどのルールがあります。また、S Passの申請には下記のような要件が設定されています。

- ・一定レベルの学歴(専門学校や短大など)を保有していること
- ・月額基本給がS\$3,000以上であること
- ・関連した職務経歴を備えていること

●オンラインでの申請

はじめてS Passを申請する企業は、まず中央積立基金(Central Provident Fund Board:CPFB)からCPF申告番号(CPF Submission Number:CSN)を取得し、「シンガポール人など」の雇用実績として初回のCPF申告納付を行わなければなりません。その後、MOMへ業種の登録を行うことで、その後のS Pass枠の算定基礎となります。

なお、新規事業等により既存の業種と異なる業種でS Passを申請する場合は別途CPF申告番号(Second CPF Account)を取得する必要があります。

S Passの申請は、EPと同様にオンラインでの申請が可能です。

●審査期間・費用など

結果が出るまでの期間は、オンラインでの申請で3週間程度とされていますが、2～3か月かかることもあります。申請時、承認後の発行手続きに手数料などをMOMに支払います。先述したように、採用する企業に「枠」があれば、S Passの承認は、EPほどは難しくないとされていますが、その計算式の元になる数字は詳細に定められているので注意が必要です。

S Passの有効期間もまた、MOMの審査によって決定されますが、一般的に最長2年間とされています。

月額給与がS\$6,000以上のS Passホルダーは、扶養家族の長期滞在ビザを申請することが可能ですが、S Passホルダーには両親の長期滞在ビザ申請や配偶者へのLOC(Letter of Consent)は認められていません。

LOCの申請と承認

●申請要件など

EPホルダーの配偶者がシンガポールに滞在するDP(Dependent Pass)、あるいはその家族が滞在ビザを保有している場合、それだけでは働くことはできませんが、就労許可証に当たるLOC(Letter of Consent)を取得することで働くことができます。

LOCの申請手続きもEPなどと同様、雇用主である会社や人材紹介業ライセンスを有する業者により行いますが、滞在のためのビザの有効期限が3か月以上残存している必要があります。

LOCの大きな特徴として、最低給与の基準や「枠」のような申請の要件が

従業員の雇用に関連する納付金	
中央積立基金 (Central Provident Fund : CPF)	CPFは雇用主である会社が、従業員の毎月の給与から従業員負担分を源泉徴収し、雇用主負担分とともにCPFBに申告納付します。 それを中央年金庁（CPFB: CPF Board）が運用し、シンガポール国民の老後の年金として支給する制度です。CPFは、各個人ごとに一定の割合で貯金、保険、年金の役割を持つ3つの口座に分けられ、実質的に国民などの老後の生活資金として機能しています。
技能開発税 (Skills Development Levy : SDL)	SDLは、技能開発基金（SDF: Skills Development Fund）として、主としてシンガポール国民などの技能改善のための施策（技能研修など）に利用されています。
外国人雇用税 (Foreign Worker Levy : FWL)	Work PermitやS Passといった労働許可によりシンガポール国内で労働を提供する外国人従業員を雇用する企業は、その業種や従業員数等に応じた金額のFWLを申告納付します。
その他民族の種別に応じた 拠出金	イスラム教徒、インド系、中国系といった従業員の属する各民族に応じた拠出金の申告納付が必要となる場合があります。

ないため、EPホルダーの配偶者であるDPホルダーをパートタイマーとして雇用したいという日系企業のニーズは高まっています。

●有効期限など

一度取得したLOCの有効期限は、雇用主によってLOCがキャンセルされるか、LOC自体の有効期限の終了、もしくは裏付けとなるDPなどの滞在ビザの有効期限が切れるまでとなっています。

なお、配偶者のEPが失効するとDPおよびLOCも自動的に失効します。

外国人従業員の退職に伴う手続き

会社都合、自己都合を問わず、日本人を含む外国人労働者が退社あるいは、本国へ帰国する場合は、IR21(タックスクリアランス)と呼ばれる所得税精算申告と最後の納税を行い、EPをキャンセ

ルしなければなりません。

●タックスクリアランス(IR21)

EPホルダーやLOCで労働している外国人が退社(あるいは3か月以上外国に滞在)する際には、タックスクリアランスもしくはIR21と呼ばれる退職時の所得税精算申告を退職日の1か月前までに、会社が行う必要があります。

外国人の退社が確定した場合、雇用主である会社は、その後の当該外国人への給与等支払いを停止し、その支払留保金額から所得税の精算に充当されるように手続きします。

タックスクリアランス(IR21)は原則として退社日の1か月前までに行う必要がありますが、急な辞令など、合理的な理由の説明ができる場合はこの限りではありません。

タックスクリアランスの手続き完了の数日後にIRASから金額が通知され、

会社を通じて納税されますが、支払留保金額が所得税精算金額に足りない場合はその不足金額は当該外国人が直接納税することとなります。納税せずに出国しようとする場合はイミグレーションを通過できないケースがあるため注意が必要です。

●EPのキャンセル

タックスクリアランスが終わったら、MOMにEPをキャンセルします。

手続きは、オンラインででき、キャンセルが完了すると、Cancellation Acknowledgement Letterが発行されます。

EPに付帯するDP、LTVP及びLOCはEPのキャンセルにより自動的にキャンセルされます。その後、MOMへの訪問あるいは郵送によりカードを返却しなければなりません。

シンガポールで働くためのビザ	
EP (Employment Pass)	仕事を目的とした滞在者の多くがこのビザによって労働許可を受けています。認可には一定給料以上の職の内定が出ていることが必要となり、審査は「学歴」「専門性」「給与」「年齢」などの個人の属性と、シンガポール人スタッフの雇用数やその他納税実績などの会社の属性を総合的な考慮の上で行われます。
DP (Dependant's pass)	EPやS Passの方の扶養家族に対して発行されるビザとしてDP(Dependent's Pass)という帯同者ビザがあります。
S Pass	経験の浅い外国人向けの労働ビザで、EPとの違いは月額最低給料および雇用主である会社が少なくとも雇用しなければならないシンガポール人の人数が決められている点です。
LTVP (Long Term Visit Pass)	シンガポール国籍またはPR保持者との婚姻関係にあることで就労が可能なビザで、雇用主からのLOCが必要とされます。
LTVP + (Long Term Visit Pass Plus)	シンガポール国籍の子どもがいる、シンガポール国籍またはPR保持者と3年以上婚姻関係にあることで取得できるビザですが、LOCは必要なくビザが発行された時点でPre-LOCが発行され、就労が可能です。
LOC (Letter of Consent)	2021年5月に就労許可書 (Letter Of Consent: LOC) における規制が新しくなり、新規申請ならびに更新が不可となりました。
PR (Permanent Residence)	いわゆる永住権で、これを取得した場合も働くことが可能です。ただし監督官庁はMOMではなくICA(移民局:Immigration & Checkpoints Authority of Singapore)となっています。
Work Holiday	18歳から25歳までの日本の大学の在校生もしくは卒業生であれば基本的に申請が可能で、6か月までシンガポールで働くことが可能です。
EntrePass	これまで無かったような新しいビジネスをする起業家向けのビザですが、あまり一般的ではありません。
WP (Work Permit)	基本的に新興国からの低所得者層の外国人を現場作業員や住み込みメイドとして雇用する場合のビザになります。



RGF Talent Solutions Singapore Pte. Ltd

リクルートグループ シンガポール法人

Unleash Potential



人材採用を検討している在シンガポール企業

各業界に特化したコンサルタントが
貴社の採用活動全般をご支援

ご希望に応じた人材のご紹介
および人材マーケットの情報提供

RGF は人材総合サービスの国内最大手の一角リクルートグループの海外展開ブランドです。

弊社はリクルートのシンガポール法人として立ち上げ、現在は13年目に入ります。シンガポール有数の取り扱い求人数と日本国内・グローバルでの豊富な実績・ノウハウを誇ります。経験豊富なリクルーターは各業界に特化し、日本人及びローカル人材をスタッフからエグゼクティブまで、幅広く紹介しております。アジア全域 17 都市で転職サービスを展開し、これらのネットワークを通じて、RGF グループでは国を超えた採用や、海外での現地採用の支援が可能です。

ご依頼の申し込みから採用の決定まで、リクルートグループの RGF がサポートいたします。

まず、お気軽に当社にご連絡ください。

～ご依頼から採用サポートの流れ～

- ①お打ち合わせ：ご依頼の内容に応じて、当社の営業担当が貴社へお問い合わせいたします。
- ②ご紹介：貴社の希望条件に最適な人材をご紹介します。
- ③面接：貴社書類審査の後、面接の日時をアレンジいたします。

④調整：貴社と採用条件の調整を行いながら、求職者の入社意志を確認いたします。

⑤採用決定：採用決定後、内定通知書、雇用契約書など人事管理に関する情報提供や、必要に応じてワーキングビザ取得の専門会社のご紹介も可能です。

⑥アフターサービス：貴社、入社社員の双方にヒアリングを行います。■具体的な採用計画がない場合でも、ご希望であれば現地の採用活動について弊社のコンサルタントがご相談を承ります。海外各国の労働環境は、法律から給与相場まで、想像以上のスピードで変化します。また、日本と海外では文化の違いもありますので、現地の状況を踏まえた適切なアドバイスをさせていただきます。もちろん無料です。■弊社の人材紹介は、完全成功報酬です。特殊な状況をのぞき、ご紹介したスタッフが勤務を開始するまで料金は発生いたしません。

■紹介した人材が勤務開始後は、雇用契約は求人企業様と求職者間で直接締結していただきます。毎月管理費などを弊社に支払う必要はありません。費用は、紹介斡旋に対する仲介料としてお支払いいただくのみです。お気軽にご相談下さい。

RGF Talent Solutions Singapore Pte. Ltd リクルートグループ シンガポール法人
EA Licence No. 10C2978

120 Robinson Rd #14-01 S068913 6439 1428 月～金 9:00-18:00 定休：土日祝

singapore-jp@rgf-hragent.asia https://www.rgf-hragent.asia/

@https://www.linkedin.com/company/rgf-hr-agent/



担当：渡邊 遼平 (6439 1428)

シンガポールでの就職と転職

転職活動は人材紹介エージェントを通じて

シンガポールで働きたいと思ったら、まず日本語、英語両方の履歴書と職務経歴書を用意することが必要になります。

それを人材エージェントに送付すると、まず担当者との面談があります。転職希望者はこれまでの経歴や転職先についての希望や条件を述べ、人材エージェントは求人案件のなかからそれらに合った募集を探します。

応募することが決まったら、エージェントから企業に応募者の履歴書等が渡され、書類選考となります。

就活中に一度はシンガポールへ

それに通過すれば、企業担当者との面接となります。これは平均すると2回ほどあり、最初は人事担当者や直属の上司にあたる人、その後採用責任者との面接という流れになります。

これは日本や他の国からスカイプなどで行うこともできますが、企業側としてはシンガポールでの面接を希望する傾向があります。

特に最終面接は、ほとんどの企業が現地で実施しており、一度は来星する必要があると言えるでしょう。この時の旅費交通費は、基本的には志望者の負担です。

面接試験の選考に通り、採用ということになると企業からオファーレターが出されます。そこには雇用条件についての契約内容などが書かれていますので、応募者はそれにサインすることで双方が合意したという証明になります。

オファーレターに法的な拘束力はないものの信頼関係のもとに交わされものなので、キャンセルする場合はその前に申し入れるのが望ましいです。

就職活動はトータルで2か月ほど

採用までの期間はケースバイケースで、面接から数日で採用される場合もありますが、一般的に開始から採用までが1か月程度だといえるでしょう。

日本人がシンガポールで働くには政府の就労許可が

必要となります。そのため、企業は採用者の就労ビザの発行を申請しなければなりません。

ビザの手続きには2週間から1か月ほど要しますので、その間、被採用者は日本で新生活の準備をしておくのが一般的です。

従って、就職活動の開始から就労までの期間はトータルで2か月ほどかかると見ておきましょう。

シンガポールでの就職に求められること

シンガポールでの就職に必要なのは、まず大卒であること、次は英語力だと言われています。なぜなら企業の一次面接が英語なので、志望動機や自分の経歴などについてきちんと英語で話せなければ、まずそこを通過できないからです。

シンガポールでは金融関係の求人が多いので、この分野での国際的な資格、例えば米国公認会計士(USCPA)などの資格を取ると有利になるでしょう。

逆にシンガポール人にあまり人気がない物流やサービスなどの業種も狙い目かもしれません。旅行会社やエアラインなどの日本人に人気のあるサービス系職種を目指すのもお勧めです。

就職できても、切磋琢磨はさらに必要です。というのは、契約延長のためのビザ承認は次の給与基準で行われるため、企業はその人を昇給させなければならないからです。

当然のことながら「それに見合う実績を上げているか?」ということが問われるので、せっかく就職できても、契約を更新できずに退職及び出国を余儀なくされるケースも見受けられます。



Fifty One Media Pte Ltd

フィフティーン メディア

シンガポールで集客をするなら！
フリーペーパー発行部数 No.1 メディア！



シンガポールで自社サービスの認知拡大したい方へ

WEB、SNS、紙面などさまざまな
媒体を活用してPRのお手伝いを
します

to C モデルの事業も to B モデル
の事業も認知拡大のサポートは
お任せください

Fifty One Media は、日本語メディア『週刊 SingaLife』を発行している会社です。
シンガポール在住日本の方の生活がより豊かになるよう、2016年創刊時より、週刊誌ならではのスピード感で読者に最新の情報をお届けすることをミッションとして運営しています。
コラムなどの読み物をはじめ、グルメ、お出かけ、美容などの生活情報や、医療、貯蓄などのいざというときに役立つ情報も多数掲載しており、たくさんの方のシンガポール生活が快適で楽しいものになるようなサポートをしています。
現在では WEB サイトや Instagram、LINE、YouTube、メールマガジン、twitter や Facebook などさまざまな媒体を使って情報を発信しており、広範囲のユーザーにさまざまな角度からアプローチができるようになりました。
ローカル向けに認知拡大をしたいといったニーズにもお応えして英語での情報サイト「Nani Singapore」も運営しております。

また、2022年にリリースされた「SingaLife Biz」は、シンガポールでのビジネスに欠かせない最新のビザ情報や会社設立の方法、シンガポールにある日系企業の検索機能など、ビジネスマンにとって必要な情報が網羅されているサイトです。
ビジネスマンの集まるサイトですので、to B ビジネスで認知を広げたい企業様にぴったりのサービスです。
このように Fifty One Mediaでは、さまざまなターゲットに向けたサービスや媒体を持つので、お客様が認知を広めたい層に向けてしっかりと情報発信をしていくことができます。
シンガポールで to C ビジネスで認知拡大したい、to B ビジネスで企業に認知拡大したい、どちらのニーズにも対応できますので、シンガポールでの認知度拡大にお悩みの方はお気軽にお声かけください。さまざまな媒体やサービスの中から、お困りごとを解消できる最適なプランと一緒に考えてご提案いたします！

Fifty One Media Pte Ltd フィフティーン メディア 担当：中根 (8747 1078)

📍 Twenty Anson #11-01, 20 Anson Rd, S079912 📞 8747 1078
✉ info@fiftyonemedia.com 🌐 http://singalife.com
📷 @weekly_singalife/ 📱 @Singalife 📺 @SingaLife_jp

WEEKLY
SingaLife



CHAPTER 9

ビジネス環境

Business Enviroment



シンガポールの不動産事情

シンガポールでは、不動産についての法整備も進んできましたが、まだまだ実態に即していない規制があり、改善が望まれるとともに実際の取引については、現地の事情をよく知る専門家のアドバイスやサポートを求めることも重要です。

日本との主な相違点は以下のようなものがあげられます。

●資格制度

日本においては宅地建物取引業法に基づき、不動産の仲介をする者は一定の試験を受けた資格所持者しか物件案内／取引ができません。

一種の法律行為である不動産取引について、組織的に住宅の売買賃貸仲介を行う不動産エージェントは皆無と

いっても過言ではなく、大多数が会社の名義を借りて個人で営業を行っているのが実情です。

2010年度末から資格制度、関連法案が施行され、当初はさほど難しくなかった資格試験も、近年では内容が難しくなっていると言われますが、依然として不動産取引に関する法律知識の乏しいフリーランスの仲介業者が多く存在します。

加えて、日本人など外国人への資格供与を制限しており、日本人の有資格不動産取引業者（基本的に永住権保持者）は少ないという現状もあり、シンガポールで不動産の仲介業者を選ぶ際には十分注意する必要があります。

●物件情報

シンガポールでは、日本とことなり公正取引委員会など広告を取り締まる公共機関がないため、いわゆる「おとり広告」が横行しています。

そのため、インターネットなどで一般のユーザーが検索できる物件情報についてはまだまだ不正確なものが数多く見られ、古いオフィスビルなどのオフィスや店舗は、見取り図や面積なども曖昧なケースが多いのが現状です。

契約の前には、実際の物件を自分自身の目で確認することは当然として、内装工事を行う前に必ず工事業者に物件を計測させる必要があります。

●仲介手数料

日本の法律では賃貸の仲介手数料は、貸主借主双方から受け取る金額が月額賃料の1か月を越えてはならないと決められていますが、シンガポールでは手数料について法律では何も規定はありません。

慣習としては貸主が仲介業者に1か月家賃相当分の手数料を支払い、借主は負担しないのがケースが多いようですが、場合によっては短期リースや低賃料などの為、貸主側から手数料を取得できないケースなどでは借主の負担となることもあります。

シンガポールのオフィス事情

シンガポールでは、地震がないため古いビルが多く存在します。一見新しく見えるビルであっても外装やロビー、トイレ、エレベーターを改装しているだけで、建物躯体そのものは20～30年経っているものも結構あります。

そのため、下記のような設備対応が古く使いづらいオフィスビルもあることを念頭におくことが必要でしょう。

●空調設備

日本の最新のビルではワンフロア内での部分空調ができ、空調の入切をテナント自身が自由にできるビルが多くなりましたが、シンガポールではセントラル式の空調設備が多くあります。

そのため、残業や休日出勤の時などは事前に家主に書面により届け出を行う必要があり、また、時間外空調費用として別途費用がかかります。

時間外空調の利用頻度が高いことから、別途空調機の設置をする場合、当該物件に追加の個別空調ユニットが設置できるかどうかを事前に確認する

必要があります。

●配線配管

最近格子状のフロアダクト方式が床に埋設されているオフィスやフリーアクセス・フロアのオフィスができはじまりましたが、ほとんどのビルでは、床は単なるコンクリートの打ちっ放しの状態で引き渡されるのが通常です。

その場合、電話、電気、コンピューターの配線は天井から柱壁に配置するかカーペットの下で処理をする方法が一般的です。

●セキュリティ

最近では、テロ対策のためビル入りの警備を強化しているビルが目立ち、顔写真のついた身分証明書の提示がない場合、外部者は入館できないビルもあります。

シンガポールの一般的な警備形態としては、ブルーカラーの労働力がまだ安いこともあって、ほとんどのビルが有人管理の形態をとっており、しかもその管理の質は一般的に高いとは言えません。

したがって、特に高いセキュリティが必要な会社の場合は、独自に自分のオフィスの入り口に別途設備を設けるか、専門のセキュリティ会社との契約が必要となります。

●駐車場

全般的にシンガポールの駐車場の車路は、日本に比べて非常に狭いものが多く、またカーブもかなりきつい駐車場が多く見受けられます。

地下駐車場など、建物の構造部内にある駐車場に乗り入れる場合は、車体の大きな乗用車は避けた方が無難と言えるでしょう。

また、オフィス中心部の渋滞を緩和するための措置として、オフィスビルに設置する駐車場台数を制限しているた

め、ビルによっては外来の時間貸しの駐車場設備がない場合もあるので注意が必要です。

シンガポールにおける不動産売買

シンガポールでは、土地は大変希少な資産であるため、外国人による住宅用不動産の所有に関して、居住用不動産法に基づき一定の制限が設けられています。

原則として、法務大臣から適用免除または許可を受けていない外国人は、土地、土地付き住宅（セントーサコーブを除く）、HDBなどを所有することは認められていません。

ただし、非居住者の外国人でも日本の高級分譲マンションに該当するコンドミニアムやアパートメントの住居に関しては購入可能です。

しかしながら、最近の住宅用不動産価格の上昇を抑制するため、外国人の場合住居用不動産を購入する場合には印紙税として売買金額の60%を支払う必要があるほか、シンガポール人でも複数コンドミニアムを購入する場合には割増しの印紙税の支払いが必要となります。

契約の一般的な手続きは下記のような流れとなります。

1. 購入申込・手付金

●新築物件の場合

購入を決定した後、買主は売主・デベロッパーに対して、売買契約書を締結することができる「購入権（Option to Purchase）」にサインし、小切手等で手付金（物件購入価格の5%）を支払います。

購入権が承諾された後、買主は住宅

ローンの申込手続きや、弁護士を任命し、売主・デベロッパーは、2週間以内に売買契約書を作成します。

●中古物件の場合

買主は気に入った物件について、購入申込書となる「Offer to Purchase」という書類を作成して、売主に提示し、手付金（物件購入価格の1%～5%）を支払います。

手付金の受領と同時に、売主は買主に対して、購入権利証となる「Option to Purchase」を提出し、買主は契約条件に納得した場合は、購入権の有効期間となる2週間以内に住宅ローンの申込みと弁護士を指定します。

「Option to Purchase」にサインして購入権を行使すると共に、物件購入価格の4～9%を支払います。

有効期間である2週間以内に購入権を行使せず、売買契約を締結しないことを決めた場合、手付金は返金されません。

2. 売買契約書締結

●新築物件の場合

売買契約書の作成から3週間以内に、弁護士の面前で売買契約書へのサインを求められます。また、買主は弁護士の案内の下、売買契約書へのサインから2週間以内に、内国歳入庁（IRAS）に印紙税を支払う必要があります。

売買契約書の締結後、購入権にサインしてから8週間以内に、売主・デベロッパーに対して、物件購入価格の15%以上を支払います。

これにより、物件代金の残金が未払いであっても売買物件の購入手続きが終了します。なお、売買契約書にサインせず、物件購入をキャンセルする場合、

手付金として支払った金額の25%が売主によって徴収され、買主には75%が返金されます。

●中古物件の場合

買主は購入権の行使後、2週間以内に、売買契約書にサインする必要があります。また、買主は購入権の行使から2週間以内に、印紙税を支払う必要があります。

購入権を行使してから8～12週間以内に、売主・買主の双方のサインが入り、売買契約書の締結が完了します。

3. 物件代金の支払い

●新築物件の場合

工事の進捗に応じて、段階的に物件代金の残額を売主・デベロッパーに支払います。まず、シンガポール政府による入居許可「Temporary Occupation Permit (TOP)」が発行された時点で、物件購入価格の15%を残し、85%の支払いが必要となります。

●中古物件の場合

買主は売主に対して、物件代金の残額を売買契約の締結完了の2週間前までに、全額支払う必要があります。

4. 完成

●新築物件の場合

TOPの発行に併せて買主に鍵が引き渡されます。また、残りの支払代金15%は、政府の最終検査証明である「Certificate of Fitness or Certificate of Statutory Completion」が発行され、購入物件に欠陥・不備がないことを確認した後に弁護士に支払います。

弁護士が預かった代金は、通常、購入物件に欠陥・問題がないことが確認された後、1年～1年半後に売主・デベ

ロッパーに支払われます。

通常、TOP発行から政府の検査証明が発行されるまでに、数か月～半年かかります。

5. 新築物件の瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は売買契約書に明記されており、通常、引渡し後1年間となっています。

物件購入代金以外にかかる主な費用

●印紙税

シンガポールで居住用不動産を購入する場合、物件価格に応じて1%～6%の印紙税が課されます。さらに現在、高騰している不動産価格の抑制策として追加印紙税が導入されており、外国人購入者にはさらに60%が課せられます。

ただし、永住権（PR）を保有している場合、追加印紙税は1軒目の居住用不動産を購入する際には5%、2軒目以降の居住用不動産を購入する際には30%、3軒目以降を購入するには35%となります。

●売買契約・弁護士

シンガポールは英国法に由来する英米法（コモン・ロー）体系であるため、不動産の売買契約業務を担当する弁護士は、法廷弁護士（barrister）ではなく、法律事務を専門とする事務弁護士（solicitor）となっています。

シンガポールでは、弁護士が日本の重要事項説明に関する宅地建物取引主任者の業務と、売主と買主の間に入り、取引の安全性を保証するエスクローの役割を果たし、売買契約書締結の際に、買主に対して、契約書に記載

されている権利関係等法律事項を中心に重要事項の説明を行うほか、購入資金の支払いに関しても部分的に関与します。

住宅ローンについて

シンガポールでは、日本の様に物件を担保に100%の住宅ローンを組むことはできず、住宅ローンの最高融資比率は、物件の評価額もしくは販売額の

うち、どちらか高い方の価格に対して行われます。

その際、現地銀行のシンガポールドル建て住宅ローンは、シンガポール人は75%、外国人の居住者の場合は70%、非居住者の場合は55%程度に対して組むことが可能となっており（銀行・市況等により異なります）、最長借入期間は35年間です。

ローン申請のタイミングは、新築物件の場合、手付金の支払い後となります。

中古物件の場合、不動産鑑定や物件調査等、時間が必要となるため、売主から購入権を与えられた後のオプション有効期間である2週間以内に、銀行に住宅ローンを申請するのが一般的です。

なお、シンガポールでは売買契約成立後、住宅ローンの不成立を理由に売買契約を解約できる「ローン特約」は一般的ではなく、ペナルティ無しで解約できないため、注意が必要です。

シンガポールの住所表記

郵便などで日本の住所を書くときは、まず最初に7桁の郵便番号から始まり、都道府県のような大きな地域の名前から市町村というように、広い区域から狭い地域の順番で表記していき、最後に宛名を記入します。一方シンガポールでは欧米と同じように、まず最初に宛名を書き、そのあとに住所が続き、最後に郵便番号を記します。住所は下記の例のように小さなエリアから大きなエリアへと記入します。

（例1）
Mr. Tanaka Kenji
16 Nassim Road
Singapore 258390

この場合、住所は「番地+通り名」であり、その後に「都市名（島名）+郵便番号」が表記されます。なお、海外からシンガポールに手紙を送る場合には、「REPUBLIC OF SINGAPORE」や「REP. OF SINGAPORE」国の名前を最後に追加する必要があります。

（例2）
Mr. Tanaka Kenji
35 Selegie Road #09-25
Singapore 188307

この場合、住所は「ブロック番号+通り名」で示されており「#」以下はUnit Numbersといい、建物の階数と部屋番号を表しています。（例2）では、9階の25号室ということになります。この後、ビルやアパートメントなどの建物名を入れるのが正式な表記となりますが、省

略しても問題はありません。ちなみにシンガポールのビルの階数の数え方は日本と同じアメリカ式ですが、国によってはイギリス式であったり、両者が混在しているケースもあるので注意が必要です。

■通りの名前について

シンガポールでは全ての通りに名前がついており、住所も通りを基準としています。これらはRoad、Street、Avenue、Lorong、Jalanなどの言葉で表され、RdやAveといった略語で記されます。ちなみに「Lorong」と「Jalan」はマレー語およびインドネシア語です。また、「Ang Mo Kio Avenue 8」「Ang Mo Kio Street 41」など、似たような名前や同じ通りの名前に番号を付けて違いを出している場合があり、紛らわしいので気を付けましょう。

■郵便番号について

最初の2桁はセクターを表し、3番目の数字は通り、最後の3桁は、ブロック番号が入ります。この6桁の郵便番号によって建物まで特定することができます。



Nippon Jimuki Singapore Pte. Ltd.

日本事務器シンガポール株式会社

事業戦略に貢献するグローバル環境に対応したITサービスの提供



海外事業に関連する業務を可視化分析し情報を活用した業務効率を実現します

事業に関わる業務分析、ITを利用した効率化の提案 / 構築

グローバルに対応した情報を利用したIT情報環境の支援

創業99年、企業の業務システム構築サービスを提供する日本事務器株式会社の海外法人です。幅広い業種分野の課題解決力、ノウハウの蓄積からITを利用した情報戦略をご提供します。IT環境は技術が著しく進化してきており、グローバル環境を見据えたIT利用が必要です。弊社は、グローバル技術の変化をリサーチして「いつでも」「どこでも」「安全に」利用できるITサービスで、効率的な情報利用をご提供しています。また、日本事務器の日本国内1,000名以上のリソースも運営に関与して、みなさまの事業推進に貢献します。日系企業様の日本組織と海外拠点の事業戦略情報の分析、提案、構築を日本国内、海外の両方から支援させていただきます。

①グローバル環境に対応したITを利用して事業推進を図りたい企業様へ
「日本国内で使用していたIT環境が海外で使えない！」日系企業様からよくお聞きする言葉です。何故？そのような状況になってしまうのか。課題分析、解決方法、日本本社様への改善案提示など、グローバル環境に対応したIT導入の考え方のアドバイス/IT構築をご支援いたします。

②グローバル技術を利用した情報利用できるITサービスの提供
東南アジアで展開する拠点様の事業状況を「いつでも」確認でき、「どこでも」知ることができるということは、事業推進に必要なことです。どのようなIT環境が必要となるのか、どのような運用が必要となるのかなど、アドバイスいたします。日本と事情が違う東南アジアでの店舗展開の売上をリアルタイムに把握するなど、事例も含めてご提案をさせていただきます。

③日本と海外拠点も含めた事業戦略の推進

海外事業の状況を日本本社で把握したいというニーズが増えてきています。海外事業支援を機会損失なく行っていくためには、情報戦略が必要です。日本、海外関係なく、チームワーキングによる事業推進のためには、「いつでも」状況判断できる情報を提供できるIT環境/構築が必要となります。

Nippon Jimuki Singapore Pte. Ltd. 日本事務器シンガポール株式会社

80 Robinson Rd #10-01A S068898

6420 6252

<https://njc.co.jp/company/branch/singapore.html>



Okamura International (Singapore) Pte Ltd.

オカムラシンガポール

オフィスの移転・改装はオカムラにお任せください。多数の日系企業様のオフィス構築実績がございます。



オフィスの移転や改装、オフィス家具の購入をご検討中の企業様へ

オフィスの物件選定、デザイン設計、内装工事、家具提供までトータルサポート

働き方・オフィスの在り方が変わる中、働きたくなるオフィスを実現します

オカムラは昭和28年創業の日本を代表するオフィス家具メーカーです。高品質かつ機能性に優れたオカムラ家具は世界中で高評価をいただいております。シンガポールにおいても30年の実績があり、多くの日系企業様へ家具の販売は勿論、オフィス移転・改装のサポートをさせていただいております。

①豊富なオフィス移転・改装プロジェクト実績

オフィス家具業界で世界のトップ5に入るオカムラは、シンガポールにおいても1,200件以上のオフィスデザイン・家具導入プロジェクトの実績がございます。日本とは異なるシンガポール独自のレギュレーションも熟知しております。大規模な移転、改装プロジェクトから小規模レイアウト変更、または金融業様のオフィスや製造業様のオフィスまで多種多様なプロジェクト経験がございます。

②物件選定、オフィス設計、内装工事までトータルサポート

いざオフィスを改装する、移転すると言っても、何からとりかか

れば良いのか、どのようなことに注意したら良いのか、どのようなスケジュール感なのか、普段オフィス構築に関わらない企業様にとっては難しい部分もあるかと思えます。オカムラにお任せいただければ、物件選定のお手伝いからオフィスの設計・デザイン、内装工事、電源・エアコン工事、家具の選定・導入、移転元の原状回復まで一気通貫してサポートさせていただきます。

③人間工学に基づいた快適で高品質かつ、デザイン性の優れた家具

オカムラの代表的な技術である「コンセプト・フィット」。座面の形状を研究し、人間の体型や座り方に合わせて商品を開発しています。この技術により、オカムラのイスは座り心地が良く、長時間のデスクワークでも疲れにくくなっています。またオカムラのデスクやチェアは、国際的に権威のあるドイツのデザイン賞「German Design Award 2018」を受賞し、そのデザイン性は世界的にも高い評価を得ています。Cecil Streetにある弊社ショールームで家具を体験できますので、お気軽にお越しください。

Okamura International (Singapore) Pte Ltd. オカムラシンガポール

137 Cecil St, #01-01/04 Cecil Building, S069537

6224 7995

sales@okamura.com.sg

<https://okamura.com.sg/en/>

月～金 9:00-17:00

@okamurasingapore

@Okamura Singapore

OKAMURA



シンガポールの飲食王・松本尚氏に訊く 「未来の経営ヒント」

次々と新しい飲食店がオープンし、いつの間にか消えていく。そんな激しい世界の土俵で闘うのは、緻密な計算と戦略が必要です。でも、具体的にどうしたら……?そんな疑問に明快に答えてくださるのが、シンガポールでカリスマ的な実力を発揮し続ける松本尚氏。スパッとした切り口でシンガポールの飲食業界の「今」を語っていただきました。



松本 尚(まつもと・ひさし)氏
起業家。シンガポール島内に「焼肉王」「魚王魚王」「和食五縁」など14店舗を経営。味・クオリティ共に高評価の和牛や、刺し盛りをリーズナブルな価格で楽しめると評判に。オリジナルの豚骨カレーを考案・発売した際にはシンガポール最大手の新聞「The Straits Times」に掲載され、シンガポール人による列ができるほどの話題に。「女子会」のオリジネーターとしてヒットを飛ばした経験も。

シンガポールで成功したいなら、 色々な角度から数字を常に把握して

ー昨今のシンガポールにおける新店舗の進出状況をどう思われますか？

2022年4月コロナ規制が大幅に解除されて徐々に出店が増加してきて、8月ぐらいから様々の飲食店の出店が加速して、コロナ禍で閉店し減少した分を回復している感じがします。特に焼肉、寿司、うなぎ、てんぷらが目立ちます。その出店の影響でパイの取り合いになって、物件の更新時に更新せずそのまま閉店する飲食店も増えてきていますね。コロナ終了で12月、1月は旅行需要とCNYの影響でかなり売上減少になっていた状況だったと思います。

そもそもシンガポールで飲食店は2年で半分以上が潰れるマーケットであって、出店しては閉店するという国なので、コロナ前に戻ったという感じです。

ー松本さんは飲食の状況を数字で細かく把握されていますが、何からニュースソースを得られているのでしょうか？

メインは小売の消費指数で先を読みますが、諸々の数字を調べれば発表されているので、それをベースにしています。例えば燃料はPetro指標、海外の畜産品はアメリカの指標を見てます。日本産のアイテムはセリ品以外は各協会が発表していますのでそれを見ればわかります。経済指標も上場会社の売上動向も調べれば、なんでもでできます。その数字を元に、仕入れ価格の交渉なども行います。

シンガポールの飲食店のベースは当社の来店客数も多いので一つの指標にできますね。給料、原価、客数、客単価、傾向値など。数字は嘘はつかないので、色々な指標を見ています。

シンガポール人の味の好み을把握しないと失敗する。 リサーチは必須

ーシンガポールで長く経営を続けている店舗は、どのような特徴がありますか？

ローカル化をしている店ですね。ローカルで一から十まで営業ができていて、お客様もローカルのお客様は90%以上、あとは何かメイン商品がある、これは日本も同じですが、そうすることで仕入れコストを下げるができる。なんでもコスト高のシンガポールなので、一つのメイン商品、属性商品の仕入れを強くする形が良いかと思います。

仕入れが強くてオペレーションが弱いと意味がないので、強力な固定フルタイムを数人教育して、崩れないオペレーション体制を構築できているように思われます。

あとは賃料にも関わってきますのでオーナーとの良好な関係も重要です。

ー逆に、経営を失敗してしまうケースはどうなっているのでしょうか？

マーケティングリサーチができてなくて、シンガポール人があまり食べないものを出しているところですね。食べないものをメインにしていたりすると、ダメですね。趣向に合わないものをどれだけ出してても売れないですから。あと、ありがたき陳腐な感じでやっちゃうと失敗してるんじゃないですかね。値段も味も中途半端だったりすると消えていくような気がします。昔、某焼肉チェーン店も大流行りだったけど、値上げして、それでお客様が離れていってしまった。あそこも中途半端だったのかもしれないですね。

物価高騰に負けないためにダイレクトに買い付ける

ー松本さんの経営ノウハウをお伺いします。ズバリ、物価が上がっている中でお店の人気を保つ秘訣はあるのでしょうか？

うちはあんまり値上げをしなかった……まあ、多少はしましたけど。一番手を入れているのは仕入れの部分ですね。問屋さんに恨みはないけれど(笑)、勝手に給料は上がるし、光熱費も上げられて。この部分は手をつけられない。あとは家賃ですよ。これもこっちは何も出来ないです。こっちで調整できるのは、食材しかないんですよ。とはいえ、食べに来てくださる皆さんのお財布事情もあるんで。物価が全部上がってるでしょ。でも、そんな環境の中でメニューの値段を高くしたら、お客さんも食べたいと思わないですよ。そこは考えどころです。

シンガポールで経営する飲食店を軒並み大ヒットさせる「シンガポールの飲食王」松本尚氏。独自の経営ノウハウを惜しみなく教えてくれるホスピタリティと、兄貴のような懐の深さに惹かれるファンも多数。今回は、シンガポールで起業を希望している方にとっては必見のインタビューをお届けします。しのぎを削るシンガポールの飲食業界で生き残るために必要な能力とは？

ー具体的にどのような対策をとられたのでしょうか？

私が11月からやってるのは、中間マージンの排除です。大体\$5,000-7000/月ぐらいですかね。光熱費と、給料が上がった部分のところを補う処置です。シンガポールってインポート自体は誰でも出来るんですよ。あとは量を買うかどうかだけなんで。量がある程度確保が出来れば安くできるんです。問屋に頼っちゃうとマージンを取られて。伝っていくと、大体15%を2回乗っけてるので、3割ぐらい高く売ってるんです。

なので、その中間マージンを排除してダイレクトに買います。もともとコロナの前はそうやっていたんです。でも、コロナ禍ではコンテナの遅れが1か月、2か月なんていう状況も当たり前でした。今は正常に戻ったんで、その部分(マージン)をばっさり。自分でやると安くなるんですよ。自分だけのところで完結させようと思っていたのですが、問屋より安いので、問屋へ卸しています。あんまりしたくはなかったのですが、日本の人脈をフル活用して、レストランが問屋に卸すという業界の通例の真逆のことをしています。

変化の激しい国ですから、色々対策を立てて収益確保の手段を実施していくことが重要だと思いますね。

この時期に、あえて個室代を無料にした理由とは

ーなんと鮮やか!松本さんのお店「VIP焼肉王」の快適な個室、先日記念日に使わせて頂きました。落ち着いたトーンの清潔なお部屋で、空調も快適で最高でした。以前は個室代(\$510)がありましたが、今回はなくしていましたね。物価が上がっているのにあえてそうされた理由はあるのでしょうか。

部屋代ですね、なくしました。インフレで値段を高くしたくないんです。メニューの値段を下げるのは危険すぎと思ったので、部屋代はもらわないことにしました。個室の環境は場所はいいいので、そこはもっと知ってもらおうと思って。

メニューの値段は、僕が決めてるんですよ。一般の人が食べたらどう思うだろう?と思いながら食べてみて、消費者側に立って決めます。実際に食べてみて「これ、高!」って思えば値段を下げます。

たとえば、フードコートで\$8で食事をしたとしたら、お茶を入れて\$10が相場みたいな感じで、予想と価格が同じでしょ。でも、シンガポールのミシュランのお店は違うよね。シンガポールのミシュランのお店は全部行ったし、5つ星ホテルには全部泊まったけど「おかしいだろ、この値段」って思うこともよくあります。食材の値段がわかってるから、見えちゃうんですね。たとえば\$300だったら納得するけど、\$1,000だったりすると「え?」って思うじゃないですか。ミシュランなんて行くもんじゃないですね(笑)。突き抜けたお店だったらいけれど、1つ星とか、ビブグルマンとかでぼったくってたりすると……。もったいない店があるなって思いますよね。

常に客観的な視点を持つことで経営は保てる

ーシンガポールは、ハイエンドなお店も増えていますね。

高級鮨屋が去年めっちゃ増えましたけど、今年はなくなっていくような気



がします。どうしてかって?日本に行けるからです。シンガポールでわざわざ\$500出して鮨食べるかってことです。ビリオネアならいいですよ。資産1億ぐらいじゃ行かないだろうなって。感覚的に。それだったら日本に行った方がいいですよ。高級ゾーン(の店舗)は、以前より増えてると思いますが、今年は淘汰が始まると思いますね。ビザの基準も変わって新規日本人の鮨職人は給料100万円近く払わないといけなし。それは大体どこも同じなので。

ー松本さんは、経営だけではなく、実際にお店にも立たれますよね。お客さんの様子を見て、サービスを考えられたりしているのでしょうか。

そうですね。食べたあとの食器を片付けるときにお客さんの感想を予想できるので。ほとんど残されることはないですけど、残っていると調整する部分があるかなと思ったり。味に関しては、日本人はコメントしませんから。綺麗に食べて頂いていると、このメニューで良かったんだと思いますね。QSCとはよく言うんですが、何しに飲食店に行くのか、お金を支払って食べるためなので、Value For Moneyを一番気にして店舗には立っています。

出店を予定しているみなさまへ

ーシンガポールの飲食事情を知り尽くしている松本さんの経営の話はとても明確です。シンガポールで出店を考えていらっしゃる方は、是非松本さんのお店に足を運ばれてみてはいかがでしょうか。沢山のヒントに気づかれるはずですよ。

店舗情報

焼肉王/VIP焼肉王
📍 5 Koek Rd, #01-07/12,13 Cuppage Plaza ☎ 6733 1248
個室居酒屋まつもと
📍 1 Tras link orchid hotel 1-16 ☎ 6444 2488
魚王魚王
📍 91 Bencoolen St, SunShine plaza 01-18/19/20 ☎ 6970 5359
焼肉王子
📍 321 Clementi Ave 3, #01-01 ☎ 6258 2849

HINODE FOODS (S) PTE. LTD.

ヒノデ フーズ

Think positive! Let's try!



日本の調味料を探されているお客様、調味料の製造を委託したいお客様へ

小売商品から業務用まで、日本食を中心とした調味料の開発・製造・販売を行っています

必要とされるお客様に安全・安心な商品を提供することで、日本食文化の発展に貢献します

日本でみりんの製造から始まり、現在では、料理酒、その他の調味料、日本酒などの製造・販売を行っており、120年以上の歴史を持っています。1987年にシンガポールへ進出して以降、日本食文化の発展を担うため、みりん・料理酒のみならず、新しいことへの挑戦を続けています。

ここシンガポールでは、多くのお客様からのご要望をいただき、各種スーパーマーケット様、飲食店様、食品加工業者様に商品のお取り扱いをいただいています。また、国内のみならず東南アジア、オセアニア、中東、ヨーロッパ、アメリカなどへの輸出の実績があります。

私たちの会社の強みは、下記3点ございます。

① 柔軟な対応
小売り用から業務用まで幅広い容量の商品の製造が可能であり、

みりん・料理酒などの発酵調味料からタレ・ツユ類まで幅広い種類の商品の製造が可能となっています。

② 日本品質の商品開発
日本人担当者が開発に携わることで、日本基準での商品開発を行うことができます。必要な原料は日本から輸入したものを使用することにより、品質の維持に努めています。

③ 豊富な輸出経験
それぞれの国・地域に合ったご提案をさせていただきます。また海外からのご要望に関しましては、現地でお取引のあるディストリビュータ様から商品の供給をさせていただきます。

NB 商品の製造販売に加え、OEM 商品の製造も承っております。商品開発や取扱商品についてのお問い合わせがございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。

HINODE FOODS (S) PTE. LTD. ヒノデ フーズ 担当: HISADA HIROSHI (6261 3888)

📍 16 Wan Lee Rd, S627846 📞 6261 3888 🕒 月～金 8:00-17:00 定休: 日
✉ info@hinode-singapore.com.sg 🌐 https://hinode-hd.co.jp/hinode-foods/
📷 @hinode_sg 📺 @Hinode SG



CRAFTED

BY PETER ZWIENER

「農場」から「食卓」へ、をコンセプトに
安全で新鮮なお食事を届けします

Crafted by Peter Zwiener は、ニューヨークシティにインスピレーションを受けたレストランで、「農場」から「食卓」へ、をコンセプトに安全で新鮮なお食事を届けします。場所は、シンガポールの中心部、マリーナベイ近くのエスプラネード駅のすぐそばです。



ダイニングエリアの雰囲気はカジュアルで落ち着いており、ベットフレンドリーです。クラシックで洗練された木目、そしてターコイズ、赤、ネオンの洗練された色合いの美しさをお楽しみいただけます。



ボーン・トゥ・フラッターバーガー 生ハムとメロン

エグゼクティブシェフ JC さんが考案した Crafted のメニューには、乾燥熟成された牛肉、プライムビーフ 100% と高級食材が使用されています。USDA 認定のプライムビーフは少なくとも 28 日間乾燥熟成されており、深く濃縮されたうまみ特徴です。また、産地直送のダイニング体験を確実なものにするため、食器にも気を使っています。有害な化学物質や染料は使用されていません。



ガスバチョ

仕事や週末の疲れを癒すのに最適な、生ビールやカクテルもご用意しています。



エスプレッソマティーニ



シンガポールスリング

オープン料理やファストフードではなく、自然への斬新なアプローチが特徴です。Crafted にとって、食事は家族や友人と親密な時間を過ごすことを意味します。シャキシャキとした野菜やジューシーな果物など、すべての食材はナチュラルなものから厳選しています。



牛のほほ肉

Crafted by Peter Zwiener Singapore

📍 26 Beach Road #B1-21, JW Marriott South Beach, S189768
🕒 月～金: 11:30-23:00 / 土日祝: 11:00-23:00
📍 Esplanade MRT 📞 6592 2299 📞 8886 2618 🌐 www.crafted.com.sg ✉ dine@crafted.com.sg(ご予約)





ウルフギャング ステーキハウス by ウルフギャング・ズウィナー

「完璧に熟成されたステーキの香り、
親しみが感じられるウォールナットのフローリング」

ウルフギャング・ステーキハウスで食事をする人にとって、
そのすべてが忘れられない体験となるでしょう。

現在では、ニューヨークの旗艦店を含む複数店をはじめ、
マイアミ、ビバリーヒルズ、ハワイ、
東京やアジアの主要都市を含む世界30拠点以上へ展開し、
最高品質のドライエイジングステーキの代名詞として
世界的に知られるブランドとなりました。



ポーターハウスステーキ

ポーターハウス、リブアイ、フィレミニョンなど、
アメリカ農務省(USDA)格付けで
最上級の品質と認定された「プレミアムカット」の
熟成ステーキのメニューを豊富に提供しています。

さらに、新鮮なシーフード、サラダ、前菜、デザートもご用意しています。

会議や集会には個室もご利用いただけます。
(事前予約と内金が必要です)

高級メニューと豊富なアルコールを取り揃えた、
特別感のある高級レストランです。
皆様のご来店を心よりお待ちしております。



マックチーズ



ベルーガキャビア



アップルバター
オールドファッション



CHAPTER 10

ASEAN

東南アジア諸国連合



ASEAN の概要

シンガポールでのビジネス展開を考える上で、ASEANの存在を切り離すことはできません。ここでは、ASEANとASEAN共同体、その加盟国について概説します。

設立の経緯

ASEAN成立以前の東南アジアには、1961年にラーマン・マラヤ連邦首相(当時)の提唱でタイ、フィリピン、マラヤ連邦(のちのマレーシア)の3か国で結成された「東南アジア連合(ASA)」がありました。

しかし、ベトナム戦争を背景とした東南アジア共産化に対する危惧や加盟国間の政治的問題などによりASAを基盤にした新たな機構設立の機運が高まり、1967

年8月インドネシア、シンガポールを加えた5か国でASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択されました。これに伴い、ASEANが発足され、ASAは発展的に解消しました。

1984年のブルネイの加盟後、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアと加盟国が順次増加し、現在はシンガポールを含め10か国で構成されています。

パプアニューギニアは、独立以来現在まで加盟を希望していますが、東南アジアに地理的に位置していないことから、会議に出席はできるが議事への参加権や議決権がない特別オブザーバーの地位を得ています。

2002年にインドネシアから独立した東ティモールも長年加盟を申請していまし

たがASEAN=東南アジア諸国連合は、2022年11月に加盟を認めることで原則、合意したと発表しました。1999年のカンボジア以来の加盟国となり、ASEANは2025年にも東ティモールを迎え入れて11か国体制になります。

2009年以降、アメリカ合衆国や中華人民共和国など50か国あまりがASEAN大使を任命し、ASEAN本部のあるジャカルタに常駐しており、さらに2015年に共同体となったASEANは、近年、高い経済成長を見せており、世界の「開かれた成長センター」となる潜在力が世界各国から注目されています。



ASEAN
Association of
Southeast
Asian Nations:
東南アジア諸国連合

加盟国

(2019年末現在/アルファベット順)
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

加盟国が加入している条約など

- ・東南アジア諸国連合 (ASEAN) 設立宣言
- ・ASEAN協和宣言
- ・第二ASEAN協和宣言 (通称「バリ・コンコードII」)
- ・東南アジア友好協力条約 (TAC)
- ・東南アジア平和・自由・中立地帯 (ZOPFAN) 構想
- ・東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ)
- ・ASEAN事務局設立協定



ASEAN 本部



ASEAN 地図

ASEAN首脳会議

ASEANの意思決定は、インドネシアのバリ島で開催された1976年のASEAN首脳会議以来、定期的に行われる加盟国の首脳が集まる首脳会議において行われています。議長国は各国の持ち回りで、2022年11月開催時はカンボジアでした。

ASEANの意思決定の基本は、協議を通じた全会一致方式であり、加盟国から独立し、政策決定に実質的に関与する機関や組織は存在しない点はEUと異なります。

また、ASEANは国家主権の一部委譲、通貨統合、共通の外交・安全保障・防衛政策実施を目指していない点もEUと異なります。

ASEAN事務総長とASEAN事務局

ASEAN事務総長は任期5年で、各国のアルファベット順により輩出され、首脳会議において任命されます。現職は、カンボジア出身のカオ・キムホン(Kao Kim Hourn)氏が15代目の事務総長(任期:2023~2027年)に就任しました。

事務局は、1976年2月にインドネシアのジャカルタに設立されました。主要業務は、ASEAN関連条約、プロジェクト等の実施や管理、各種年次報告書の作成、ASEAN関連会議への参加、関連文書の管理、対外広報などです。

ASEAN憲章の規定に基づき、経済規模の格差にかかわらず、運営予算は

ASEAN10か国が均等拠出することになっています。

常駐代表委員会 (CPR)

2008年に発効したASEAN憲章に基づき、ASEAN加盟国はジャカルタに駐在する大使級の常駐代表を任命することになっています。

ASEAN常駐代表は、常駐代表委員会(CPR:Committee of Permanent Representatives)を構成し、定期的に事務局において会合を開催しています。

CPRは、ASEAN共同体理事会およびASEAN分野別大臣機構への支援などを担っています。

日本とのパートナーシップ

日本とASEANは、1973年の合成ゴムをめぐると対話以来、過去45年にわたり、アジア太平洋地域の平和と安定、発展と繁栄のために、緊密な協力関係を築いており、今年2023年に日本ASEAN友好協力50周年を迎え、年間を通して日本とASEAN双方において、さまざまな記念事業や交流事業を実施しています。 1977年には、福田赳夫首相(当時)がフィリピンを訪問し、「福田ドクトリン」と呼ばれる次のような日本の対東南アジア3原則を発表しました。

- ・日本は軍事大国にならない
 - ・ASEANと「心と心の触れあう」関係を構築する
 - ・日本とASEANは対等なパートナーである
- さらに同年、初めての「日・ASEAN首

脳会議」がクアラルンプールで、翌年には「日・ASEAN外相会議」が開催され、その後定例化されています。

こうした関係が日・ASEAN友好関係の礎となり、日本はASEANにとって最も重要な対話国のひとつとなっています。

2006年、ASEAN域内格差是正を中心に統合を進めるASEANの努力を支援するために、「日・ASEAN統合基金(JAIF)」が設置され、防災、テロ対策、経済統合、青少年交流、日本語訓練などの分野における事業を支援しています。

ASEAN共同体について

冷戦終了後の1990年代に生じたアジアの政治経済構造の変化の中で、1992年にASEANはASEAN自由貿易協定(AFTA)を締結するなど域内経済協力の強化への取り組みを始めました。

さらに2003年には「第2ASEAN協和宣言」を出し、ASEAN共同体を構築することを宣言、2007年には、民主主義、人権、法の支配、紛争の平和的解決、内政不干渉等のASEAN諸原則を再確認し、ASEAN共同体の構築に向けてASEANの機構の強化、意思決定過程の明確化を目的とする「ASEAN憲章」を採択しました。

その後、2015年11月の首脳会議において、ASEANは次の3つの共同体から成る「ASEAN共同体」の構築を宣言し、更なる統合を深めるべく、「ASEAN共同体ビジョン2025」及び3つの共同体それぞれのブループリント(2016～2025)を採択しました。

・政治・安全保障共同体(APSC)
(ASEAN Political-Security Community)

A政治・安全保障共同体 (APSC) ブループリント2025 <4つの柱>

1. ルールに基づく人間志向・人間中心の共同体

- ・ASEAN の基本原則、共有価値・規範、国家間の平和的行動を律する国際法の原則を堅持・促進
- ・民主主義、グッドガバナンス、法の支配、人権及び基本的自由の促進・保護を 強化し、腐敗と闘う
- ・地域内外の調和、平和及び安定のための影響力として、寛容及び穏健の価値を 含む平和の文化を定着

2. 平和、安全かつ安定した地域

- ・現在の及び新たに生起する課題に対処する ASEANの能力を強化
- ・ASEANに影響する喫緊の課題又は危機的状況に効果的かつタイムリーに対処
- ・サイバー犯罪等を含む現代的な安全保障上の課題に効果的かつタイムリーに対処するASEANの能力を向上
- ・意見の相違や争いを平和的手段で解決
- ・軍縮、不拡散、原子力の平和的利用に係る国際的な取組に貢献しつつ、東南 アジアを核・大量破壊兵器のない地域として維持

- ・ASEAN主導のメカニズムの強化及び国際的に受け入れられている海洋条約・原則の導入を通じ、地域内外における海洋安全保障を強化し、海洋協力を促進

3. ダイナミックで外向的な地域における ASEAN中心性

- ・ASEAN 主導のメカニズムを基礎とする地域のアーキテクチャーの形成において、ASEANの団結、一体性、中心性を強化
- ・対話国等との協力を深め、潜在的なパートナーに接触するとともに、世界情 勢に共同かつ建設的に対処

4. ASEANの組織的な能力及びプレゼンスの強化

- ・ASEANの作業プロセスの簡素化、組織間調整の改善、対外関係処理の向上を進めるとともに、ASEAN事務局を強化
- ・ ASEANのプレゼンスと認知度を向上

社会・文化共同体 (ASCC) ブループリント2025 <5つの柱>

1. 国民との関与と恩恵

- ・ ASEANプロセスへの関係者の関与
- ・ 人々のエンパワメントと組織強化

2. 包摂

- ・ 障壁の削減。
- ・ 万人に向けた公平なアクセス
- ・ 人権の促進及び保護

3. 持続可能

- ・ 生物多様性及び天然資源の保護と持続可能な管理
- ・ 環境持続可能都市
- ・ 持続可能な気候
- ・ 持続可能な消費と生産

4. 強じん

- ・ 災害に強じんなASEAN
- ・ より安全なASEAN
- ・ 気候変動に適応するASEAN
- ・ 女性、子ども、若者、高齢者、障害者、少数民族、移民労働者、その他脆弱な人々及び危険地域に住む人々の保護強化
- ・ 危機における社会セーフティネット(資金、食料、水、エネルギー)の強化と最適化
- ・ 麻薬のないASEAN

5. ダイナミック

- ・ 開かれた適応能力のあるASEAN
- ・ 創造的、革新的で対応が迅速なASEAN
- ・ 起業家精神の文化の創造

・経済共同体(AEC)
(ASEAN Economic Community)

・社会・文化共同体(ASCC)
(ASEAN Socio-Cultural Community)

今後は、ASEAN事務局の強化をはじめ、ASEANの機構としての作業効率・効果の向上等を通じ、ASEAN関連業務の調整を促進し、国・地域・国際社会レベルのASEANの組織的プレゼンスを向上させることが課題となっています。

政治・安全保障共同体 (APSC) について

ASEAN共同体は「政治・安全保障」「経済」「社会・文化」という3つの柱によ

る協力から構成されています。

まず、政治・安全保障に関する「政治・安全保障共同体(APSC)」は、政治的協力を強化することにより、紛争予防および紛争の平和的解決、平和構築などを促進し、域内協力のみならず、域外の国や地域との関係強化を図ることを目指しています。

現在は大きく4つの柱にカテゴライズされた目標に基づいたブループリントにて、147の行動項目が設定され、それぞれに向けた取り組みがなされています。

社会・文化共同体 (ASCC) について

社会・文化に関する「社会・文化共同体(ASCC)」は、ASEANにおける社会的・

人間開発関連についての課題解決を目的としており、ブループリントでは「人間開発」「社会福祉・保護」「社会正義と権利」「環境持続性の確保」「ASEANアイデンティティーの構築」「格差是正」に関する339の行動項目を設定しています。

ASEAN経済共同体 (AEC)について

AEC(ASEAN Economic Community:ASEAN経済共同体)は、ASEAN共同体の戦略のなかでも特に核となるビジョンです。これは、加盟10か国がひとつの経済圏となり、通貨統合は目指さず加盟国の主権を優先する一方で、関税を撤廃し、サービスや投資の自由化などを図ることとしています。

AECの「ブループリント2025」における戦略目標は次の4点です。

■単一市場と単一生産拠点

(Single Market and Production Base)

域内の関税撤廃を実現することによりASEANをひとつの経済圏に統合する

■競争力のある経済地域

(Competitive Economic Region)

ビジネス環境を向上させるソフト分野及び輸送分野やエネルギー分野におけるインフラ開発の推進

■衡平な経済発展

(Equitable Economic Development)

CLMV諸国(ASEAN後発4か国:カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の底上げを通じ域内格差を是正

■世界経済への統合

(Integration into the Global Economy)

FTA(自由貿易協定)を推進しながら地域統合を図る

AECは、これら4つの戦略のもと、ASEAN域内における人、物、サービスを自由化し、経済活動にまつわる基準を共通化することで、同域内の経済統合を図ります。

現在のところ、AEC実現に向けた取り組みは関税撤廃以外では遅れが目立ちますが、統合が完成することによって期待される経済効果は多大なものがあると見られています。

AECによって期待される経済効果

人口6億人を抱えるASEAN各国は高い経済成長率を示しており、共同体の発足は、域内外の交流の活発化、日本へのインバウンドの増加など、観光、ビジネス両面で期待が高まっており、特に次のようなビジネスチャンスの広がりが期待できます。

ASEANへの投資の増大

これまでは日本からASEAN諸国には工場進出、ソフトウェアのオフショア開発などハード面を中心とした事業投資が多かったのですが、AEC本格始動によりさらなる経済成長が見込まれ、マーケットとしての魅力が増します。そうなれば、小売業参入のチャンスが大幅に拡大するでしょう。

観光ビジネスの多様化と拡大

2011年1月のASEAN 観光戦略計画において、観光分野では3つの政策課題が策定されています。

- ・ 共同の商品開発やマーケティング
- ・ 共同の基準の策定や観光専門職資格の相互承認
- ・ ビザの緩和

ASEAN域内での経済発展は当然、ASEAN諸国の国民一人ひとりの所得増加にもつながり、観光産業はインバウンド、アウトバウンドともに成長していくでしょう。

特に外国人観光客を対象としたサービス産業や情報産業は、さらなるサービスの充実を図ることで飛躍的にビジネスの幅を広げる機会が予想されます。

貿易の活発化

東南アジア諸国における日本ブランドへ

の信頼感は厚く、経済の活性化により日本製品のASEAN各国への輸出はさらに増えることが期待されます。インフラが整備されることで電子商取引の導入が進むことも、輸出拡大の機会になるでしょう。

AECの将来像

ASEANの人口は約6.5億人、GDPは約3兆USDに達しており、AECはASEANのGDPを6%押し上げる効果があるという試算がなされています。

より開放的な体制の下で経済発展を遂げ、相互の信頼と結束を高めることでアジア全体の経済成長と安定を支える基盤となるでしょう。

日本を含む周辺アジア諸国では、AECによるマイナスの影響は一部にはあるものの、ASEAN域内に生産ネットワークを構築している国では、進出企業を含めた全体としての効果はプラスに転じらるだろうと想定されています。

通関統計では、ASEANの最大の貿易相手国は中国であり、多くの国が対中貿易赤字を計上しています。しかし、香港経由の対中輸出が対香港ではなく対中輸出として計上される経済協力開発機構(OECD)の統計では、ASEANの対中貿易収支は黒字に転じており、産業別では、製造業、なかでもマレーシア、シンガポール、タイの電気・光学機器の貿易黒字の寄与が大きいとされています。

また、ASEAN全体としては人口高齢化のスピードが緩やかであるため、潜在成長率は将来的に中国を上回る可能性があります。また、ASEANおよび加盟国が有する多様なFTAのネットワーク、とりわけ成長が続くインドとのFTAはASEANの魅力を高めるでしょう。

経済共同体(AEC)ブループリント2025<5つの柱>

1. 統合され、高度に結束した経済

- ・物品貿易
- ・サービス貿易
- ・投資環境
- ・金融統合、一体性、および安定性
- ・熟練労働者とビジネス訪問者の移動促進
- ・グローバルバリューチェーンへの参画強化

2. 競争力があり、革新的でダイナミックなASEAN

- ・効力のある競争政策
- ・消費者保護
- ・知的財産権協力の強化
- ・生産性向上による成長、イノベーション、研究開発、技術の商業化
- ・税制協力
- ・グッドガバナンス、効果的、効率的、整合的で対応力のある規制および良き規制慣行
- ・持続可能な経済発展
- ・世界のメガトレンドおよび貿易に関する新たな課題

3. 強化された連結性と分野別協力

- ・輸送
- ・情報通信技術
- ・Eコマース
- ・エネルギー
- ・食品、農業、林業
- ・観光
- ・ヘルスケア
- ・鉱物
- ・科学技術

4. 強靱で包摂的、人本位で人が中心にあるASEAN

- ・零細企業および中小企業の役割強化
- ・民間部門の役割強化
- ・官民パートナーシップ(PPP)
- ・開発格差の是正
- ・地域統合の取り組みに対する利害関係者の貢献

5. グローバルなASEAN

インドの高い将来性とは、消費市場としての伸び代が大きい点や製造業の集積において日本が他の追随を許さない地位を築いている点であり、中国にはない特徴といえます。

ASEAN加盟国が電気・光学機器において対中貿易黒字を計上するか否かは、日本企業を中心とする進出外国企業の部品調達戦略の影響を受けるでしょう。なかで最も工程間分業が進んだ電気・光学機器の製造業は、取引ベース(gross)の貿易額に対する付加価値ベース(value added)の貿易額の比率(付加価値比率)が低いと言えます。

この背景には直接投資を通じてASEAN諸国と中国において、製造業の国際分業化を推し進め、グローバルバリューチェーン(GVC)を構築した日本企業の存在があります。

ASEANにはAEC加速に向け非関税障壁の撤廃などに向けた一層の取り組みが期待されますが、TPP(Trans-Pacific Partnership:環太平洋パートナーシップ)協定の参加国と非参加国ではAECの経済効果が全く異なるため、AECに対して「TPP並みの水準に引き上げよう」という指摘がある一方で、TPPによって「AECの存在意義はなくなる」という危惧もありま

す。中国の対ASEAN支援が強化されるなかで、いかにASEANのAEC加速、TPP参加を後押ししていくかが、日本の対アジア通商・経済協力政策においても中心的課題となるでしょう。



インドネシア

正式名称

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

首都

ジャカルタ

元首(大統領)

ジョコ・ウィドド

政治形態

共和制・大統領制

面積

1,919,440km²

人口

約270,000,000人(2020年)

民族

マレー系のほか約300の民族

言語

インドネシア語

宗教

イスラム教が90%近くを占める、ほかにキリスト教、ヒンドゥー教、仏教など

通貨単位

ルピア (IDR)

GDP

10,580億USD(2020年)



ジョコ・ウィドド

概況

インドネシアは、世界で最も多くの島を持つ国であり、その数は1万7000以上にのぼります。国内に火山が多いことから地震も多く、2004年のスマトラ島沖地震、及び2006年のジャワ島中部地震は甚大な被害を与えました。島々の全てが北回帰線と南回帰線の間に位置しており、熱帯気候です。

1949年にオランダから独立後、独立運動の中心に立ったスカルノは1968年までインドネシア共和国を治めますが、莫大な対外債務の累積や激しいインフレなど国内経済は非常に厳しい状況にありました。

求心力を失ったスカルノに代わり、陸軍内で急速に権力を拡大していたスハルトは、1968年3月第2代大統領に就任。経済開発優先の政策を進め、外資の積極的な導入をおこない高い経済成長が実現しましたが、一方で貧富の差が拡大しました。

1990年以降は、親族を重用し極端な利権を付与するなど、腐敗を生みだし経済発展への悪影響をおよぼし国民の支持を失いました。

1997年に勃発したアジア通貨危機はインドネシアにも波及し、ルピアが急落、これを機にインドネシア各地で暴動が発生するようになると、東ティモール、アチェ、イリアンジャヤなどの独立運動に対しては厳しい弾圧を加えました。

この責任をとりスハルトは辞任し、ハビビ副大統領が第3代大統領に就任。ハビビは民主化・自由化をおすすめ、その民主化運動の中で1999～2001年の間に4次にわたり実施された憲法改正を通じ、現在では立法、行政、司法の三権が分立しています。

大統領の選任方法も、かつては国民協議会の指名により決定されていましたが、2004年以降は国民の直接選挙で選出されるようになり、2014

年7月の選挙で当選した闘争民主党のジョコ・ウィドドが第7代大統領に就任し、現在に至ります。

ジョコ大統領は2019年8月16日の議会演説で首都を現在のジャカルタから、インドネシアのほぼ中央に位置するカリマンタン島の東カリマンタン州「北ブナジャム・パスール県」「クタイ・カルタネガラ県」に遷都する考えを表明し、2024年に開始される予定です。

産業と経済

インドネシアの産業構造は、第一次から第三次産業までバランス良く占められており、なおかつ安定した経済成長率を誇っています。今後は自動車や機械などの工業製品の輸出拡大により製造業やIT、サービス業などの成長が見込まれています。

また、内需主導型の経済であるため、外資誘致などにはこれまではあまり力を入れておらず、さまざまなインフラの整備の立ち遅れが目立ちました。ジョコ政権は、これに対し中小企業の起業促進や税制改革、税関や貿易手続きの簡素化を行い、外需主導型への転換を目指しています。

これにより、ビジネス環境のインフラは近年めざましく整備されてきており、特に2019年にジャカルタでMRTが開通したことは大きく注目されました。

また、中間層が増大していることにより、今後は消費財を始めとした小売業やサービス業に大きな市場の可能性があると考えられ、投資が相次いでいます。

2070年までの人口ボーナス期の見込みもあり、インドネシアの経済成長は今後も長期的に続く見込まれています。

ASEAN加盟国の概要



マレーシア

正式名称

マレーシア (Malaysia)

首都

クアラルンプール

元首

アブドゥラ・スルタン・アフマド・シャー国王

首相

アンワル・ビン・イブラヒム

政治形態

立憲君主制

面積

約330,000km²

人口

約32,600,000人(2022年)

民族

マレー系および先住民族ほか(約70%)、中国系(約23%)、インド系(約7%)

言語

マレー語(国語)、中国語、タミール語、英語

宗教

イスラム教61%(国教)、仏教20%、ヒンズー教6%、キリスト教9%

通貨単位

リンギット(MYR)

GDP

15,454億リンギット(2021年)



アブドゥラ・スルタン・アフマド・シャー国王

概況

マレー半島とボルネオ島の2地域に分かれ、西のマレー半島部は半島マレーシアと呼ばれ、北はタイに接し、南端にはシンガポールが位置します。一方、東のボルネオ島部は東マレーシアと呼ばれ、南側のインドネシアとの間に陸境を持ちます。

国土の62%は熱帯林が占めます。ほぼ全土が高温多湿の熱帯雨林気候に属し、年間を通じ湿度が高く、気温変動は小さいです。

1957年にイギリスから「マラヤ連邦」として独立後、1963年にシンガポール、英領サラワク、

英領サバが加わりマレーシアが成立しましたが、1965年にシンガポールが分離独立し、今の形態になりました。

その原因となったものは「ブミプトラ」と呼ばれるマレー人への優遇政策が顕著になったことにより、華人住民の多いシンガポールからの反発が起こったからでしたが、シンガポールが独立したことによりマレーシアは「ブミプトラ政策」が現在に至るまで続いています。

マレーシアは、連邦制の下での立憲君主制が採用され、統治制度は、議院内閣制が採用されています。1980年代にはマハティール首相のリーダーシップのもと、日本や韓国の経済発展に倣うという「ルック・イー

スト」をはじめとするさまざまな政策で経済発展に成功しました。

しかし、1997年のアジア通貨危機による金融混乱は、急速にマレーシアにも広がりその結果重大な金融後退が起きましたが、マレーシアは、IMFの支援を拒み「資本取引規制・固定相場制」政策で自力での回復を図り、成功しました。

2003年に退任したマハティールの2代後に就任したナジブ首相による巨額疑獄事件を海外メディアが報じたことから2018年総選挙が行われ、マハティールを首相候補とする野党連合が過半数を獲得し、建国以来初の政権交代が起きました。

産業と経済

現在の主要産業は製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)及び鉱業(錫、原油、LNG)となっており、国民一人当たりGDPは約1.5万ドルに達し、東南アジアの中ではシンガポール、ブルネイに次ぐ高さで、インドネシアの3倍以上、タイの約2倍に近い数字となっています。

近年も、概ね年平均3%～6%と安定した経済成長を続けており、消費者物価上昇率は1～3%、失業率は3%前後と堅調に推移しています。国内の労働力が不足しているため、外国人労働者への依存度も高く、また他国に比べると輸出依存度が高い経済構造となっています。

ASEAN

114 SingaLife

SingaLife 115

タイ

正式名称	タイ王国 (Kingdom of Thailand)
首都	バンコク
元首	ラーマ10世国王
首相	プラユット・ジャンオーチャー
政治形態	立憲君主制
面積	514,000km ²



ラーマ10世国王

人口	66,090,000人(2022年)
民族	タイ族、華人、マレー人 ほか
言語	タイ語
宗教	仏教(南方上座部仏教)94%、 イスラム教5%
通貨単位	バーツ(THB))
GDP	4,952億USドル(2022年)



ASEAN加盟国の概要

概況

タイの北部は山岳地が広がり東北部はほぼ全域にコーラート台地が広がっています。中央部にはチャオプラヤー川が形成したデルタ地帯が広がり、南部はマレー半島の一部に差し掛かっています。

第二次世界大戦中、日本軍が仏領インドシナへ進駐すると、タイはフランスと交戦し、同時に日泰攻守同盟条約によって表面上日本と同盟しますが、一方で連合国とも関係を結んできたことにより、降伏や占領を免れました。

大戦後も1940年以降に獲得した領地を返還することで講和が成立しましたが、1947年から48年にかけてのクーデターや政変によって、軍政が開始されました。

タイは共産主義の防波堤として米国の支援を受け、ベトナム戦争では米国側に立ち、ラオスおよびベトナムへの派兵を行います。タイは、米軍の補給・休養のための後方基地でもあったため、バンコクをはじめとして経済的に発展し、パタヤなどでリゾート開発も進みました。

1973年に学生らのベトナム反戦運動を契機に「10月革命」と呼ばれる大規模デモが起こり、それをきっかけとして一時的に民主化しますが、その後また軍政期に入ります。その後の政治は調整型の姿勢を取り民主化勢力との調和が図られるようになりました。

また、1980年代には隣国ラオスとの間で領土紛争が起きますが（1988年に停戦）、この国境紛争を除けば比較的平穏で、この時期にインフラ整備や高い経済成長がなされました。

1990年代以降も、民主化運動による文民政権、軍事クーデターによる軍事政権という対立の政変劇が何度も繰り返されますが、2001年に成立した文民政権の「タクシン派」と「反タクシン派」の争いはそれを象徴するものです。

2011年の総選挙では、タクシン元首相派のタイ貢献党が大勝し、インラック・シナワトラが首相に就任しましたが、2013年下旬からは約5年ぶりに反タクシン派の武装隊による反政府デモが発生。



2014年5月22日、国軍は軍事クーデターを執行し、憲法と議会を廃止すると、陸軍大将のプラユット・チャンオチャを首班とする軍事政権の樹立を宣言し、現在に至ります。

タイは1932年の立憲革命を経て、政治体制としては国王を国家元首とする立憲君主制であり、議院内閣制を採用しています。

憲法においても信仰、言論、出版、集会、結社、政党結成、通信の自由が保障されていますが、たびたび軍事クーデターがおき、軍事政権が樹立されると、憲法が停止し、文民統制などの抑止が働かない状態が起こり、不透明な状況にあることは否めません。

産業と経済

タイで第一次産業に携わる人口は約1,300万人と全就業者の3割近くを占め、日本の136万人（農林水産省、基幹農業従事者数）が全就業者数6676万人の3%にも満たないと比べると、タイにおける農業の存在の大きさが分かります。

GDPでは8.3%にとどまる一方、農業は就業者の約30%を占めますが、GDPでは10%未満に留まります。一方、製造業の就業者は約15%で、GDPの約30%と最も高い割合を占めています。タイ経済の柱は観光であり、例えば、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年には海外からの観光収入が605億ドル（世界第4位）となっています。なお、これはタイのGDPの約12%に匹敵する額です。

フィリピン

正式名称	フィリピン共和国 (Republic of the Philippines)
首都	マニラ
元首	ロドリゴ・ドゥテルテ大統領
政治形態	立憲共和制
面積	298,170km ²
人口	109,035,343人(2020年)
民族	マレー系、中国系、スペイン系 ほか
言語	フィリピン語、英語 ほか
宗教	キリスト教(カトリック83%)、イスラム教
通貨単位	フィリピン・ペソ (PHP)
GDP	3,936億USドル(2021年)



ロドリゴ・ドゥテルテ
大統領

概況

フィリピンは、太平洋上に浮かぶルソン島・ビサヤ諸島・ミンダナオ島などを中心に、大小合わせて7600以上の島々から構成され、気候は熱帯海洋性で、1年の大半は暑く湿度が高いとされています。

1946年にアメリカから独立しフィリピン共和国が成立し、初代大統領ロハスが就任しましたが、アメリカの意向を受けて国内の反共勢力の制圧と土地改革などを行う政権は、1965年以降のマルコス大統領時代まで引き継がれます。

マルコス政権は、外国資本と結びついた開発を推し進め、民主化を求める運動を戒厳令によって弾圧し長期政権を維持しました。利権を操るマルコス政権の体質は、長期化する中で次第に腐敗と強権ぶりが目立つようになり、1983年の警察によるベニグノ＝アキノ上院議員暗殺事件を機に批判が吹き出し、1986年の大統領選挙で夫人のアキノ女史が当選し、続いて起こったピープルパワー革命でマルコス政権は一挙に崩壊しました。

フィリピンの政治体制は、行政府の長としての大統領を元首とする立憲共和制です。三権分立制度が確立されているほか、公務員の不正や汚職を調査、訴追するオンブズマン制度が1987年に設置され、行政監察院（オンブズマン事務局）が独立機関としてその任にあたっています。

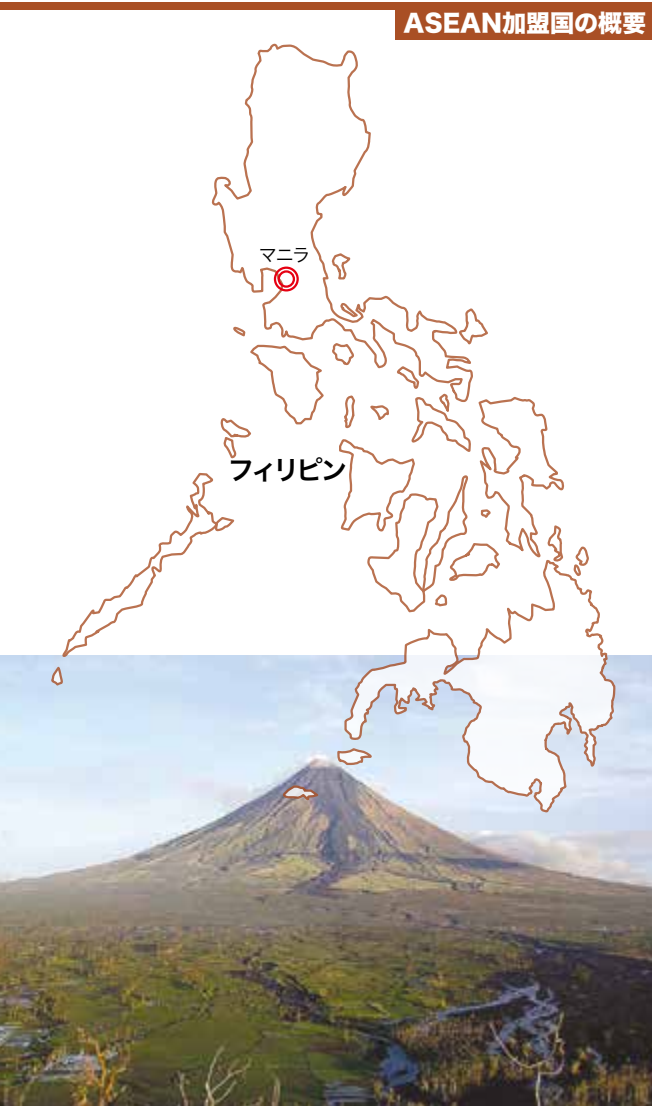
またフィリピンは、日本と同様に、極東アジアにおけるアメリカの重要な拠点となり、米軍に基地を提供していましたが、1990年代初頭の冷戦終結を受けた米軍のアジア駐留縮小とフィリピン共和国憲法改正により、在比米軍は撤退しました。

以後、アキノ政権とそれに続く政権のもとで民主化が進められましたが、なお貧困層の拡大、イスラム系の分離運動など政治的困難は続きました。

1997年にアジア通貨危機が発生すると、ペソ暴落に見舞われましたが、回復は早く、IMFの管理下になることを免れ、今ではフィリピン経済は世界でもトップクラスの高い成長率を誇っています。

それでも、なお主観的貧困率は50%近い数字であり、依然として貧富の格差が大きな問題となっているのは、植民地時代・独裁時代に一部の特権階層が経済を独占してきたアシエンダ制(大農園)の影響とされています。そうした構造の改革を期待されているのが2016年に就任したドゥテルテ大統領です。

また、ドゥテルテ政権は「違法薬物撲滅政策」を強権的に推し進める一方で長年の懸案であったミンダナオ島を活動拠点とする武装イスラム勢力に対して和解を成立させることで、同島にアメリカなどからの直接投資を呼び込むことに成功しました。



ASEAN加盟国の概要

産業と経済

フィリピンの就労人口は、サービス部門が約57%、農林水産業が22%、製造業などの第二次産業が約18%になっています。

これは内乱が多く長いことで治安が不安定であったため、大量の雇用が生まれ経済発展に不可欠な外国からの投資による製造業が発達せず、第一次産業と第三次産業が栄えるという特殊な産業構造になっていることを示しています。

その中で主要言語の英語を生かしたIT-BPO (Information Technology and Business Process Outsourcing) 産業の急速な発展は、フィリピン国内で2000年以降、新たな雇用を生み出し注目されています。

また、フィリピンの経済の一部は家庭ヘルパー、介護士、看護師、建設業、工業労働者などとして中東やアジア諸国(シンガポール・香港・マレーシアなど)で働いている出稼ぎ労働者の送金によって支えられており、その数は200万人にも及ぶとも言われます。





ブルネイ

正式名称

ブルネイ・ダルサラーム国 (Brunei Darussalam)

首都

バンダルスリブガワン

元首

ハサナル・ボルキア国王

政治形態

立憲君主制

面積

5,765km²

人口

440,715人 (2021年)

民族

マレー系65.8%、中華系10.3%、その他24%

言語

マレー語

宗教

イスラム教 (国教)81%、仏教7%、キリスト教7%、その他5%

通貨単位

ブルネイ・ドル (BND)

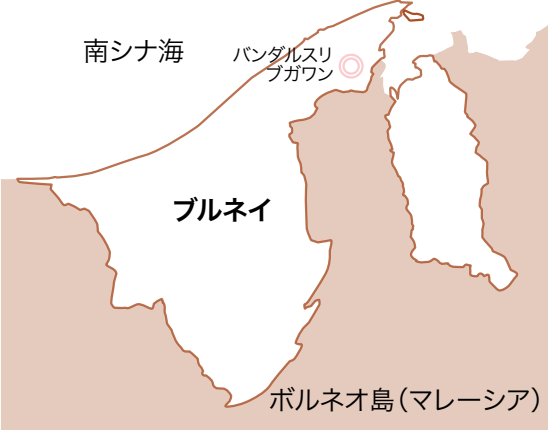
GDP

140億656.9万USドル (2021年)



ハサナル・ボルキア

国王



南シナ海

バンダルスリブガワン

ブルネイ

ボルネオ島 (マレーシア)

概況

ブルネイの国土は、マレーシア領となっているリンバン川流域によって、二分されます。全土が熱帯雨林気候下にあり、東側、テンブロン川流域は、海岸付近を除き、ほとんどが未開発の密林で、広大な自然公園となっています。

ブルネイは、第二次大戦中はイギリスの保護領として、立憲君主制の政治体制をとりながらイギリスに依存する国家運営であり、軍事と外交はイギリスの専管事項で、国政に関してもイギリス人のハイコミッショナー (高等弁務官) が取り仕切っていました。

第二次大戦後、イギリスは、ブルネイや周辺のイギリス植民地をすべて統合してマレーシア連邦を作り、独立させる計画を進めましたが、ブルネイはこれに加盟せず、イギリス保護領のままでした。

国王は、独立すると近隣のマレーシアとインドネシアからの干渉が強まると考え、当初は独立に消極的であったとされていますが、イギリスの仲介でこの近隣二国がブルネイの独立を尊重すると宣言し、1979年の新協定で1984年に完全独立しました。

政治体制は、国王が国家元首である立憲君主制を取り、国王は首相、財務大臣、国防大臣を兼任し、閣僚は国王によって指名されます。内閣は国王が議長となり、皇太子が上級大臣として筆頭閣僚の要職に就きます。

一院制の立法評議会がありますが、議員の選出は1970年に選挙制から国王任命制に変更され、さらに1984年以来活動を停止していました。しかし2004年に再開し、議会の構成に関しても公選議員が含まれることとなりました。

118 SingaLife



ベトナム

正式名称

ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam)

首都

ハノイ

元首

グエン・フー・チョン国家主席

政治形態

社会主義共和国 (一党体制)

面積

329,241km²

人口

約9,946万人 (2022年)



グエン・フー・チョン

国家主席

民族

キン族 (越人) 約86% ほか

言語

ベトナム語

宗教

仏教 (大乘仏教)、キリスト教 (カトリック) ほか

通貨単位

通貨単位: ドン (VND)

GDP

約4,138億USドル (2022年)



ハノイ

ベトナム

概況

ベトナムの国土は南北1,650km、東西600kmに広がる。南北に伸びるチュオンソン山脈の東側に国土の大半が属し、北部 (ハノイ周辺) のソンコイ川および南部 (ホーチミン周辺) のメコン川の大規模なデルタ地帯に人口の7割が集中しています。

第二次大戦後、ホー・チ・ミンの指導によるベトナム民主共和国が独立宣言をしましたが、フランスが再び進駐し、フランスからの独立戦争であるインドシナ戦争へと突入し、1954年に勝利しました。しかし、北のベトナム民主共和国による統一を、東南アジアの共産主義化につながると恐れたアメリカによって、1955年には南部にゴ・ディン・ジ엠を首班とするベトナム共和国が誕生し、南北ベトナムの分断、対立という事態となりました。これがベトナム戦争の発端となります。

1960年12月に南ベトナム民族解放戦線が「抗米救国」のために結成され、北ベトナム (ベトナム民主共和国) は全面的にこれを支援、アメリカはそれを阻止するために「トンキン湾事件」をでっち上げて1965年から北ベトナムへの空爆を開始しました。

ベトナム戦争は長期化し、1968年、パリ和平会談が開始される一方で70年代からはニクソン政権によるカンボジア侵攻、ラオス空爆と戦線を拡大し、犠牲を増大させました。

アメリカの内外で激しい反戦運動が起こったこともあり、1973年にベ

トナム和平協定が成立し、3月にはアメリカ軍が撤退、ベトナム解放戦線は1974年4月にサイゴン (現在のホーチミン) を陥落させて、南北ベトナムは統一されました。

1976年に現在のベトナム社会主義共和国が成立しましたが、1979年には隣国のカンボジアのポル＝ポト政権と対立して軍を侵攻させ、それに反発した中国との間で中越戦争が起こり、戦時体制が続いたため、国民生活と経済の発展は大きく立ち遅れました。

1985年にソ連で改革が始かすると、その影響を受けてベトナムでも「ドイモイ (ベトナム語で刷新の意味)」と呼ばれる市場経済の導入に

踏み切り、この路線は現在も継続し、構造改革や国際競争力強化に取り組んでいます。

1989年にはカンボジアからも撤退し、1991年に和平協定が成立。1995年にはASEANに加盟、アメリカとも国交を正常化させ、1998年にはアジア太平洋経済協力 (APEC) に参加しました。

産業と経済

1989年頃よりドイモイの成果が上がり始め、1995年～1996年には9%台の経済成長率を記録しました。アジア通貨危機の影響から一時成長が鈍化したものの、海外直接投資の順調な増加も受けて、2000年～2010年の平均経済成長率は7.26%と高成長を達成します。

昨年2022年通年の経済成長率は+8.02%と1997年 (+8.15%) 以来の高い伸びとなっています。

一層の市場経済化と国際経済への統合を推し進めているベトナムは、2007年にWTOに正式加盟を果たした後も、各国・地域とのFTA/EPA締結を進めており、TPPにも参加しています。他方、未成熟な投資環境、国営企業の非効率性、国内地場産業の未発達などの課題も残っています。

2018年のGDPに占める分野別割合を見ると、農林水産業 (12.36%)、鉱工業・建築業 (37.86%)、サービス業 (40.95%) です。成長率はどの分野もそれぞれ拡大していますが、特に鉱工業とサービス業の伸びは著しいと言えるでしょう。

SingaLife 119

ASEAN

ラオス

ASEAN加盟国の概要

正式名称	ラオス人民民主共和国 (Lao People's Democratic Republic)
首都	ヴィエンチャン
元首	トンルン・シースリット国家主席
政治形態	人民民主共和制(一党体制)
面積	240,000km ²
人口	733,800,000人(2021年)
民族	ラオ族(約50%)を含む50民族
言語	ラオス語
宗教	仏教(上座部仏教)ほか
通貨単位	キープ (LAK)
GDP	約190億USドル(2021年)

ブンニャン・ウォーラチット
国家主席

概況

ラオスは、国土の多くが山岳で占められる内陸国です。隣国に比べて森林資源が多く残っている地域でしたが、近年急激な森林破壊が問題となっています。気候はモンスーンの影響で明瞭な雨季と乾季があり、大まかに5月から11月にかけては雨季、その後は乾季が翌年4月まで続きます。

ラオス王国は1949年7月19日にフランスとの間に締結された協定により名目上独立しましたが、外交・国防の決定権はフランスが持っていました。

1951年にはカンボジア、ベトナムのホー・チ・ミン一派の抗仏組織と「インドシナ合同民族統一戦線」を結成、1953年にフランスから独立し、王政国家となりますが、右派・中道派・左派による内戦が続きます。

1960年代になると、フランスに代わりアメリカが介入し、内戦は泥沼化しました。ラオスへのアメリカによる無差別爆撃により大小の都市、村が壊滅的被害を受けましたが、ベトナム戦争が終わると、アメリカも徐々にラオスから撤退しました。

1975年にラオス愛国戦線(パテート・ラーオ)が無血革命に成功し、ラオス人民革命党が王政を廃し、現在の「ラオス人民民主共和国」を樹立。

1979年から新政府による「新経済政策」のもとで自由主義経済原理を導入し、インフレーションの抑制を行い、1980年には米の生産量が初めて100万トンを突破し、経済は活気を見せ始めました。

ソ連崩壊後は、海外からの援助が中心となり、世界銀行、IMFと関係を深めた政府は、さまざまな改革に乗り出しました。

1997年にASEANに加入したラオスは、その経済的な恩恵を受ける前にアジア通貨危機の影響を受け大きな打撃を受けますが、食料のほとんどを自給自足で賄っている一般国民の生活には大きな混乱を与えませんでした。

急速なグローバル経済への転換によって大やけどを負った反省から、ラオス人民革命党は社会主義の基本姿勢を堅持しつつ、食糧の半自給自足が可能という現在の国が持つ強さを棄てずに、貧弱な経



済を徐々に発展させつつグローバル経済への参加を訴えるという困難な模索が続いています。

産業と経済

ラオスは内陸国であることから、港へのアクセスが悪く、また人口も少ないため、製造業が本格的に拠点を構えるには適さない国と言われてきました。しかし、古くより農業に従事して自給自足的な生活をしている人が多く、全体の7割は農業関係従事者と言われています。

政府は農業の高付加価値化を目指し、オーガニック栽培などを推奨したり、亜熱帯地方に属して、雨量も多く農業には適した気候風土であることからプランテーションへの投資を進め、大規模な商業栽培も全国に拡大しています。

また、ラオスは山地の利を生かした水力発電による電力を隣国タイに輸出し、ほかにも銅や金などを輸出しています。

また、工業分野では、近年タイやベトナムでの人件費が上がったことから、縫製業の生産拠点としても注目されています。

ラオスは中国にとってインドシナ半島唯一の親密共産主義国として、同国から政治面・経済面でさまざまなサポートを得ており、中国経済の影響を受けるという見方もある一方で、2021年12月に開通された中国ラオス鉄道により、近代的なインフラを求める国民の夢がかなう形となりました。

ミャンマー

ASEAN加盟国の概要

正式名称	ミャンマー連邦共和国 (Republic of the Union of Myanmar)
首都	ネピドー
元首	ウィンミン大統領
国家最高顧問	アウンサンスーチー
政治形態	大統領制、共和制
面積	680,000km ²



アウンサンスーチー

人口	51,140,000人(2019年)
民族	ビルマ族(70%)ほか
言語	ミャンマー語
宗教	仏教(90%)
通貨単位	チャット (MMK)
GDP	約595億USドル (2021/2022年)



概況

ミャンマーは北緯10度から28度の間に位置し、南北に伸びる長い国土が特徴です。陸では中国、タイ、ラオス、インド、バングラデシュと国境を接し、海側はインド領のアンダマン海とベンガル湾に面しています。気候は、国土の大半が熱帯又は亜熱帯に属し、気温や降水量は地域による差異が大きいです。

第二次世界大戦時の日本占領下における抗日闘争を組織し、独立運動の指導者であった反ファシスト人民自由連盟のアウンサン総裁の下、1948年にビルマ連邦としてイギリスから独立しました。

ビルマ連邦は議会制民主主義の国家でしたが、少数民族の不满、各勢力の対立などから内乱が絶えず、安定しませんでした。その内乱を鎮圧し、国家統一を実現した国軍が次第に政治面でも発言権を強め、1962年軍部クーデターによって軍事政権となりました。

国家機構の役職はすべて軍人か退役軍人によって占められ、国号は1974年から「ビルマ連邦社会主義共和国(Union of Burma)」となり、経済、教育なども国営とされただけでなく、強引な政策によって経済は混乱、貧困化が進行しました。

こうしたなかで学生を中心として民主化闘争が始まり、1988年首脳陣は解散しましたが、民主化デモに対する国軍の武力弾圧は続き、再び軍部独裁政権が樹立。翌年、英語国称を「ミャンマー(Union of Myanmar)」とし、首都名をラングーンから「ヤンゴン」に変更、さらに民主化運動の指導者アウンサンスーチーを自宅軟禁しました。

その後、政府は2006年首都機能をヤンゴンから、新首都ネピドーへの移転を強行、2007年9月にはヤンゴンなどで僧侶を中心とした大規模な民主化デモが発生し、ミャンマーの軍事政権は、国際的な非難と経済封鎖が続くなか、2010年にスーチー女史の自宅軟禁を解除。

アウンサンスーチーは2012年には選挙によって国会議員となり、2015年の総選挙では彼女の率いる国民民主連盟(NLD)が第一党とな



りました。ただし、憲法の規定により外国人との婚姻関係があるアウンサンスーチーは大統領選に立候補できず、国家最高顧問兼外務大臣に就任しています。

現在2021年のクーデター後、国軍による権力掌握から丸2年が経ち、非常事態宣言を延長して総選挙の実施が先送りとなっている(新たな期限は2025年の2月まで)。

産業と経済

ミャンマーは肥沃な土地と豊かな天然資源で、農業や林業などが盛んであり、地下資源にも恵まれていたため、独立後の経済成長は他国よりも優位性があると考えられていましたが、長く続く政情不安と、軍事政権への批判もあって欧米諸国からの直接投資や輸入が抑制され、経済成長の機会を失っていました。ただし中国とインドとは強い関係を保っています。特に中国とミャンマーとの間には天然ガスのパイプラインが中国の国有企業、中国石油天然気集団(CNPC)の主導で建設され、13年に開通。同社は17年、これと並行する形で原油のパイプラインも開通させました。

2011年以降、政府は経済開放政策を推し進め、国際市場に復帰したミャンマーは「アジア最後のフロンティア」とも呼ばれ、衣料品や靴の製造を中心とした海外からの企業進出が相次ぎました。

それに伴い、都市開発や各種インフラの整備によって運輸・通信および建設の分野などで大きな経済成長を遂げ、国内でも携帯電話や中古車の市場などが拡大しました。

2020年11月に実施された総選挙は、アウン・サン・スー・チー議長率いるNLDが再び大勝しましたが、翌年2月、ミャンマー国軍がウィン・ミン大統領、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問らを含む政権幹部らを拘束。非常事態宣言を発出し、全権を掌握し、2月2日には、国軍司令官を議長とする国家統治評議(SAC)を設置し2023年に入って国防・治安評議会は、2年にわたる緊急事態宣言を更に6か月間(7月31日まで)延長する旨発表。

2022年12月30日、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問に対する合計19件すべての第一審が終結し、禁錮刑及び懲役刑の刑期は計33年となっています。

経済支援を通じてミャンマーの民主化を促してきたEUは2013年から関税を免除してきた優遇策の撤廃を検討しており、これが実施されれば、ミャンマーの製造業は大きな打撃を受けると言われています。



カンボジア

正式名称	カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia)
首都	プノンペン
元首	ノロドム・シハモニ国王
首相	フン・セン
政治形態	立憲君主制
面積	181,035km ²
人口	15,300,000人(2019年)
民族	クメール人(90%)
言語	クメール語(カンボジア語)
宗教	仏教(一部少数民族はイスラム教)
通貨単位	リエル (KHR)
GDP	約262億USドル(2021年)



ノロドム・シハモニ国王



概況

カンボジアの中心には湖と河川の複合体であるトンレサップ湖があり、その河川部分は国土の東部を縦貫する国際河川たる大河メコン川の支流となっています。この平野部にカンボジア人口の三分の一が居住し、気候は熱帯気候、モンスーン気候帯に属し、雨季と乾季があります。

1953年にフランスからの独立を果たしたカンボジアでは、シハヌークの独裁体制が始まり、農村部の経済が疲弊したため、1951年に結成されたカンボジア共産党の「クメール・ベトミン」が、反政府の勢力として拡大します。

クメール・ベトミンはベトナム共産党の指導で作られた組織であり、別名「クメール・ルージュ」(赤いクメール人)とも呼ばれました。実権を掌握した波尔・ポトは中国の文化大革命の影響を受け「反シハヌーク」「反王制」のキャンペーンを推し進め、弾圧を受けながらも拡大していきます。

一方、アメリカはベトナム戦争の早期終結のために、シハヌークの批判を強めていたロンノル将軍を支援して、クーデターを成功させ、1970年「クメール共和国」を樹立。

シハヌークの亡命先であった中国は、クメール・ルージュとの和解を仲介し、シハヌークを首班とする亡命政府「カンプチア王国連合政権」を設立させ、これによりカンボジア内戦が始まりました。

政権を握ったロンノルはアメリカの多大な援助を受け、政府内部や軍部では腐敗が広がり、その間もアメリカ軍によるカンボジア空爆や、南ベトナム軍による侵攻が続き、国土は荒廃していきました。

こうした政府に対する国民の反感はクメール・ルージュの勢力を拡大させ、中国から武器援助を受けるようになったクメール・ルージュは、1975年4月北ベトナムの支援を受けて首都プノンペンを陥落しました。

しかし、原始共産制を目指す波尔・ポト政権下では、虐殺や強制収容所での飢餓や疫病などで、総人口の約30%もの人が命を落としたとされています。この時代のカンボジアは国際社会から「キリング・フィールド(殺戮の荒野)」とも呼ばれました。

1978年12月カンボジア・ベトナム戦争が勃発し、波尔・ポト軍はわずか2週間で崩壊。1979年1月ベトナム軍がプノンペンに入り、親ベトナム政権による「カンボジア人民共和国」が成立、しかしその後も内戦は続きました。

ベトナム軍の撤退後、1991年にパリ和平協定が締結され、1993年国連のUNTACがカンボジアで活動を開始し、初の選挙による国民議会を作ることに成功しました。その後の新憲法発布とともにカンボジアには王制が復活し、立憲君主制の「カンボジア王国」が成立しました。

1998年に国連代表権を回復し1999年にASEANに正式加盟することで、国際社会へ復帰しました。

産業と経済

1970～80年代の約20年間が内戦状態だったカンボジアでは、労働生産人口が著しく減少してしまったという社会状況によって、国内産業の成長が困難でした。その結果、現在にいたるまで、自国の経済活動を外資企業に依存せざるを得ませんでした。

そのような背景から、カンボジアの経済市場では、外資企業の投資への規制がほとんど存在していおらず、これはカンボジアに投資する外資系企業にとって大きなインセンティブにもなっています。

また、カンボジアでは国内通貨「リエル」よりも、USドルが広汎に使用され、金融・商業活動における決済の大部分がUSドル払いとなっています。

その大きなメリットは物価の安定と為替リスクが少ない点であり、外国投資家から見てカンボジアは為替リスクのない投資先となるため、外国からの投資が促進されており、それが経済好調の原動力となっています。

その投資は、縫製品輸出、建設・不動産部門、観光業、小売部門などの産業を支え、主要産業は、1990年代までは農業が最大分野で人口の約80%を占めていましたが、現在ではGDP24%ほどになっており、工業やサービス業への就労にしていると考えられます。

国民の平均年齢は24.5歳と若年層の比率が非常に高く、14歳以下の国民が人口の3割以上を占めているため、将来的には国内市場の消費拡大とさらなる経済発展が期待されます。



CHAPTER 11

生活環境

Life Environment

トムソンジャパニーズファミリークリニックの健康診断

40年以上の歴史を有するトムソンメディカルグループ。

Orchardのパラゴン19階にはトムソンメディカルの健診センターがあり、トムソンジャパニーズファミリークリニックで健康診断を申し込むと、安心価格で最先端の設備での健康診断を受けることが可能です。

実際にSingaLifeのライターが健康診断を体験してきました。

SingaLifeスタッフが体験しました



イモキンとあーちゃんの体験動画もYouTubeで近日公開予定!お楽しみに!

トムソンジャパニーズファミリークリニックの健康診断のポイント

まるでホテルのような落ち着いたラグジュアリーな空間ながらも、価格はとても良心的でトムソンメディカルグループの叡智が集結された健康診断施設が魅力です。

優しい看護師さんとスタッフの皆さんが随時サポートしてくれ、安心して新しい設備で検査が受けられ安心です。

お得で豊富な選択肢を持つ健康診断患者様向けバウチャーが貰えます。

健康診断後の安心アフターサービス

トムソンジャパニーズファミリークリニックで健康診断を受けると日本語の結果レポート、無料フォローアップ診療に加え、豊富なバウチャー提供が魅力です。マメゾン高島屋店・マンダリンギャラリー店(とんかつのマメゾン)やPS.カフェなどのお得なバウチャーが提供されます。立地的に日本人にとって非常に利便性の高い場所にあるトムソンジャパニーズファミリークリニック。上記のようなサービスから在星日本人の間でもとても評判が高いのもうなずけます。



法人向けカスタマイズサービス

トムソンジャパニーズファミリークリニックの特徴の1つである法人向けカスタマイズ健康診断サービスもあります。近年、医療コスト上昇に伴い多くの企業では医療パッケージを見直し傾向にあります。そんな中、サービス、医療の質ともにハイレベルながらもコスト面でも魅力的なパッケージを有するトムソンメディカルグループの健康診断は多くの法人顧客様から引き合いがあるとのこと。企業担当者様で興味のある方は是非お気軽にクリニックに問い合わせてみてはいかがでしょうか。

お子様向け健康診断も充実

トムソンジャパニーズファミリークリニックではお子様向けの健康診断に加え、インターナショナルスクールなどの入学に必要な健康診断の対応も実施。学校ごとに異なる検査項目のカスタマイズにも柔軟に対応をいただけるので、保護者としてはありがたい限りです。価格も筆者調査ベースでは最も安く魅力的です。

デラックスプラン

内容 身体測定、眼科検査、聴力検査、感染症などの抗体検査、痛風検査、肝・胆道系検査、脂質検査、糖尿病検、腎機能検査、血液一般検査、X線検査、超音波検査(エコー検査)、循環器関連検査、診察・問診、その他検査

検査料金 SGD500+GST

検査時間 約2 - 3時間

ベーシックプラン

内容 身体測定、眼科検査、聴力検査、感染症などの抗体検査、痛風検査、肝・胆道系検査、脂質検査、糖尿病検、腎機能検査、血液一般検査、X線検査、循環器関連検査、診察・問診、その他検査

検査料金 SGD385+GST

検査時間 約1.5~2.5時間

胃カメラ・大腸内視鏡カメラ

■胃内視鏡

SGD750 (GST別途)

■大腸内視鏡

SGD1,500 (GST別途)

※両方をお申し込みいただいた場合SGD1,850 (GST別途)
※検査中に組織検査・処置などが必要と判断された場合は別途料金がかかります

婦人科検診

■子宮頸部細胞診、経膈エコー

SGD155 (GST別途)

■乳腺超音波検査、マンモグラフィー

SGD230 (GST別途)

バリウム検査は先進国では、もはや日本だけ健康診断のメニューの一つとしてメジャーなバリウム検査。実はいまだに行っているのは日本ぐらいなのです。バリウム検査を平気で勧めてくるクリニックは良心を欠いていると断言する記事もあるほど。それはバリウムを飲むことで健康被害に遭うリスク(検査時の被曝や重度の便秘など)が高いからです。またシンガポールでは日本ほどトイレの品質が高くなく、いくら頑張っても便が流れないなどの問題も...それであれば、最初から内視鏡で検査をおこなう方が合理的です。バリウム検査は今から約80年前に胃がんのメカニズムが分かる以前に開発された古い検査のため、日々進化する胃内視鏡検査の精度にかなうはずがありません。結局、バリウムを飲み異常が見つければ次は胃内視鏡検査に回されます。その胃内視鏡検査のがん発見率はバリウム検査より1,000倍も高いと言われてます。是非この機会に再考されてはいかがでしょうか。

THOMSON JAPANESE FAMILY CLINIC

トムソン ジャパニーズ ファミリー クリニック

日系クリニック唯一の『Family』クリニック
家庭医(かかりつけ医)の資格を持つ医師たちが、皆様の健康をお守りします



シンガポールにおける健康・医療関係でお困りの方へ

幅広い診療対応
男性や日本国籍以外のご家族・
パートナーのご受診も歓迎

女性と子ども、そのご家族の健康
をお守りします

1979年に設立されたシンガポールの歴史ある病院・Thomson Medicalグループの日系クリニック。シンガポール人の5名のうち1名はThomson Medicalで生まれています。日本の母子手帳に基づいた乳幼児検診・予防接種も対応。アットホームな医療提供を大切にしているクリニックです。

診療案内

男性や日本国籍以外のご家族・パートナーなどのご受診も歓迎

- 内科
- 小児科
- 産婦人科
- 整形外科
- 眼科
- 耳鼻科
- 皮膚科
- 歯科
- 心療内科
- などに係る疾患
- 健康診断

日本人看護師常駐

日本とシンガポール双方の看護師資格を持った日本人看護師・日本語が堪能なスタッフが適切な通訳やケアを行います。医療英語にご不安な方も安心して受診できます。

THOMSON JAPANESE FAMILY CLINIC

トムソン ジャパニーズ ファミリー クリニック

📍 Paragon Medical Centre, 290 Orchard Rd, #19-01, S238859 ☎ 6378 5455

✉ jpfclinic@thomsonmedical.com

🌐 https://thomson-jpfclinic.com/

📱 @thomsonjpfcl

📱 @thomsonjpfcl

担当 : Muraoka Minami(6378 5455)



詳細はこちらからご連絡ください ✉ jpfclinic@thomsonmedical.com ☎ +65 6378 5455 (日本語対応可能です)



シンガポールの医療事情

心がけたい健康管理と 気をつけたい病気

●蚊が媒介するデング熱、ジカ熱

シンガポールの衛生レベルは高く、医療水準も日本と同等かそれ以上と言われているので、東南アジアだからといって不安になる必要はありません。

しかしやはり気候や環境などは日本とは違うので注意すべき点があります。例えば、熱帯気候特有の病気として、デング熱やジカ熱といった蚊が媒介する病気があります。

これらは、それぞれのウィルスを持った蚊に刺されることで感染しますが、特にデング熱はシンガポールで毎年数千人が感染していると言われていま

す。

どちらも感染すると数日で発熱や頭痛、発疹などの症状が見られますが、ジカ熱は症状が軽く、気がつかないこともよくあります。重症のデング出血熱は入院治療が必要となります。

●蚊の発生予防と早めの受診

デング熱やジカ熱には特效薬はないため、感染すると対症療法を行って回復を待つことになりますが、重症化した場合は入院して積極的な治療を行います。

予防方法は蚊に刺されないことなので、シンガポールではコンドミニウムやHDBで定期的に殺虫剤が散布され、蚊の発生源となるような水たまりを放



置しておくとか罰金の対象となるなどの措置がとられています。

外出時には手足などの露出している部分に虫除けスプレーを塗り、それでも感染の症状が現れたら、早めに受診することが大事です。

●水と生ものに注意して

食中毒を防ぐ

シンガポールの衛生環境は良好といえますが、高温多湿の気候もあり、食中毒の危険性がないわけではありません。

食中毒は細菌やウィルスなどの病原菌に汚染された食物や水によって感染します。症状は下痢や嘔吐、発熱などです。

また、ウィルスに汚染された貝などから感染するA型肝炎は、食中毒症状の数週間後に、頭痛、筋肉痛、黄疸などの症状が現れます。A型肝炎はワクチンで予防できますので、体調が良いときに接種しておきましょう。

予防対策は、食品の保存や調理、持ち運び、特に生ものや水ものには十分注意することです。卵は日本と殺菌方法が違うため、生で食べないようにしましょう。

シンガポール国外の観光地などに出かけ際には外食の際にもなるべく衛生状態の良い店を選ぶことも大事です。屋台などでは、水道設備があるかどうかのポイントです。バケツなどに貯めた水で食器を洗っている店では食中毒が起こりやすいとされています。

●インフルエンザ対策には 予防接種を

インフルエンザは、咳やくしゃみの飛沫による呼吸器感染症です。乾燥した空気のなかで感染力が増すため、日本ではインフルエンザは冬に流行することが多いですが、赤道に近いシンガポールでも年に2回ほど流行する時期があります。

北半球と南半球の冬の時期にインフルエンザの流行があると言われていま



す。ワクチンもシンガポールでは北半球型と南半球型の2種類があり、年2回接種を推奨しています。外は高温多湿でも、室内では年中クーラーを使用しているので、意外と空気が乾燥しており、換気がしにくい建物の構造も一因と言われています。

インフルエンザワクチンが予防対策となり、罹ったときにも軽症で済むので家族で接種しておきましょう。

●呼吸器や心臓に疾患の ある人はヘイズに注意

ヘイズは近隣諸国での大規模な野焼きや森林火災の煙が、季節風によってシンガポールに運ばれて起こる煙害です。

空気が淀んで焼け焦げたにおいがすることもありますが、それによって、目やのどの痛み、咳、鼻水、皮膚のかゆみなどを引き起こします。

喘息や心臓病などの持病を持つ人は、悪化する可能性があるので注意が

必要です。

予防対策は、手洗いやうがい、外出時にはマスクをすることなどですが、必要に応じて外出を控えることも大事です。

実際にヘイズはひどいときには幼稚園や学校などが休みになることがあります。



●子どもがかかりやすい病気

シンガポールでよく子どもがかかる病気としては、手足口病とヘルパンギーナがあります。どちらもよく似たタイプ

のウイルスによって感染し、似た症状があるので罹りはじめは区別がつきにくいとも言われています。

手足口病に感染すると通常は口の中に発疹ができ、その後、手や足に広がり一週間程度で跡を残さず消失します。発熱はある時とない時があります。当然大人もかかり、症状は子どもより重症化することが多いです。

東南アジアではこのウイルスによる脳炎が流行したこともあり、非常に敏感になっています。

また、感染した子どもは幼稚園などの通園が禁止され、再開するときには医師の診断書が必要となります。(日本では通園可能)

一方、日本では「夏かぜ」と呼ばれるヘルパンギーナは、のどの奥が赤く腫れて、口内炎ができるので、小さな子どもは飲食ができなくなることもあります。

ヘルパンギーナは重症化することが多く、高熱が出ると脱水症状に陥りやすくなるので、工夫して水分を摂るようにしましょう。



シンガポールの医療制度

●一般医の診察を受けてから専門医へ

シンガポールで医療サービスを受けたいと思ったら、まず日本でいうところの「かかりつけ医」となる一般医 (GP: General Practitioner) のところに行き

ます。

一般医のクリニックは住宅街や商業地区や駅の近くなど、アクセスのいい場所で開業しており、基本的に予約も必要ありません。

クリニックでは風邪や食あたり、簡単な外科手術など一般的な治療に対応しており、より高度な検査や治療、手術などが必要と判断された場合には、専門医 (specialist) に紹介されます。

日本のように最初から専門医に受診することもできますが、その際は料金が高額になることがあります。

●日本と異なる病院のシステム

日本の総合病院では、医師が勤務医として病院に所属する形なので、担当医が決まっていっても個々の患者の検査のデータを共有したり、チームで治療に当たったり、また、薬の管理や支払いなどにおいても病院が一括して処理します。

しかし、シンガポールの病院では、各専門医は病院に所属しているわけではなく、病院の外來診察にテナントとしてクリニックを開業している形となります。

クリニックの運営や治療方針、診療報酬もすべてその専門医に決定権があり、病院側は検査や治療や入院のための設備や施設および看護師を提供する形が一般的です。国立病院や一部の私立の病院では、日本の総合病院と同じシステムをとっているところもあります。

シンガポールには、医師の知識や技術のレベルを保つために講習会や学会などで規定の点数を満たしていないと診療許可が出ないという「生涯教育制度」があるため、どの医師にも一定以

上の水準が期待できると言われています。

また、シンガポールの専門医は対応がスピーディーであり、診断から手術までの日数や入院日数も日本よりも早いと言われています。

●診療費と公的保険について

シンガポールには日本のような公的保険制度はありませんが、国民とPR保持者にはCPF (中央積立基金: Central Provident Fund) という個人単位の積み立て式の保険制度が存在し、CPFで積み立てられた金額から医療費を補填することができます。ただし、CPFは一般的な外來診療には使うことができません。

CPFを支払っていない外国人の場合は、基本的に全額自己負担になり、また、先述したような病院のシステムにより、医師は自分の診療報酬を自由に決めることができるので、専門医に受診した場合は一般医に比べ高額になることがあります。

しかし、勤務している会社で社会保険に加入していれば、あるいは日本を離れた後も国民保険に継続加入していれば、それを使うことも可能です。国保については、日本に住所登録がないと利用が難しい場合もあるので注意が必要です。

その場合は、一旦支払った医療費を「海外療養費」として保険団体に請求し、還付する手続きが必要です。



●任意加入の民間保険の契約内容をチェック

勤務先の会社が福利厚生の一環として加入している保険によって医療費が補填されることもあるので、その条件や内容について担当部署に問い合わせておきましょう。

また、日本で加入した生命保険も内容によっては海外移転届けを出すことで、保障の対象となる場合があります。契約先の保険会社に内容を確認してみましょう。

万一の場合に備えて、民間の医療保険、海外旅行傷害保険等に任意で加入している人もいます。

特に海外旅行傷害保険については、シンガポールの日系クリニックが「キャッシュレスサービス」を提供しています。

このサービスは、通常は支払った診療費を後から還付してもらう手続きを取らなければならないところを医療機関で書類にサインするだけで済むので大変便利です。

詳細は取り扱い保険会社によって変わりますので、各社のサービスを比較検討してみましょう。

シンガポールでの入院と救急医療

●短い入院日数と自宅療養

シンガポールの病院では入院日数が短く、例えばケガで手術をした場合は、一泊の入院だけでその後は自宅療養ということも珍しくありません。

自宅でも十分な療養ができるように器具や医療用品を準備し、薬なども十

分処方され、必要な治療は通院して治療を継続します。

病気で手術を要する場合も、術後の経過によって医師が退院許可を出せば、あとは自宅療養となります。

入院費用はもちろん日数の短い方がかかりますが、部屋のグレードなどによっても料金は違います。加入している保険がどのような内容で適応されるか確認することが必要です。

●緊急の場合はA&Eへ

緊急時の受診は、街中の24時間クリニックや総合病院のA&E (Accident and Emergency) で受け付けています。A&Eは、日本の救急病院とは若干異なり、24時間いつでも応急処置してくれる一般医です

なお、交通事故など本当に緊急性の高い重症ケースは国立病院で対処してもらうことになります。

シンガポールでの入院と救急医療

■緊急を要する場合

TEL **995**

重症ケースのみ。病院の指定はできず、国立病院に運ばれます。基本的に無料ですが、緊急性が低い場合は有料になることがあります。

■緊急ではない場合・病院を指定したい場合

TEL **1777 (有料)**

私立病院のA&Eでは救急車を手配してくれますが、時間がかかることもあります。

■赤十字の無料救急サービス (9:00-22:00)

TEL **3373-3333**

緊急外来に必要な持ち物

パスポート/グリーンカード (EMPLOYMENT PASS/DEPENDENT' S PASS) / クレジットカード/海外旅行傷害保険の保険証 (加入している場合)



＼詳しい記事はコチラ／



新型コロナの現状について



佐藤先生に伺いました

Q1 シンガポールの新型コロナの現状はいかがでしょうか。



現在、シンガポールでは新型コロナに対して特別な措置は行っていません。ですが、それは新型コロナが流行していない、というわけではなく、「共存」の方向性へと舵を切っていることを示しています。報道はされていませんが、今でも毎週7,000名弱の陽性者が報告されており、200名前後が入院、毎週5名程度が亡くなられています。ただ、実際には陽性であっても医療機関を受診したうえで登録の手続きをしていない方もおられますので、実数はもっと多いことでしょう。

Q2 日本からシンガポールに赴任する際にはどのような点に配慮が必要なのでしょうか。

まず重要なのは、**13歳以上のVISA申請者は新型コロナワクチン接種が必須**という点です。ちなみに12歳以下のお子さんの場合、DP 申請に先立って予防接種歴の提出が必須ですが、その際は新型コロナの接種は問われていません。完全に新型コロナのワクチン接種が完了している、と判断されるには、①ブースターを含め3回以上の接種歴がある、②2回目の接種から270日以内、③シノバック、シノファームは2回接種で最終接種日から120日以内、と定められています。これらの条件を満たしていないと IPA(In-principle approval) の発行までは進むものの、入国してもVISAが発行されないようです。その場合はシンガポール国内で規定の回数を打ったあとに受け取ることになります。ですので、新しく赴任される方がいるときは、新型コロナのワクチン接種歴を確認し、判断に悩むときはMOMに問い合わせるのが良いかと思われます。



詳細はシンガポール保健省のウェブサイトをご参照ください



詳細はシンガポール保健省の
ウェブサイトをご参照ください

Point



また、長期滞在者は**入国から30日以内に新型コロナワクチン接種情報を NIR (National Immunization Registry) に登録する**必要があります。この登録は自分では行えず、医療機関に接種記録を持参して行います。忘れがちですが、VISA申請にも必要になりますので、シンガポールに到着したら早い段階で必ず行っておきましょう。

日本語のみの証明書は日本語が読めないために日本人医師のいない医療機関では登録できないと言われる可能性もあるのでご注意ください。この登録は当クリニックでも実施していますので、活用していただけるとよいかと思います。



日本メディカルケア日本人医師 佐藤 健一

札幌医科大学医学部卒業
日本プライマリ・ケア連合学会 専門医、指導医
College of Family Physicians Singapore 会員/日本リハビリテーション医学会 会員
日本で約15年間家庭医として勤務する傍ら、指導医として後輩医師の育成にも取り組む。外来では幅広い年齢の方のさまざまな疾患の診察を行った。乳幼児健診、子育てへのアドバイスなども行っている。2011年来星、日系クリニックで勤務後、2019年より日本メディカルケアに着任。シンガポール医師とも積極的に交流を行い、日本の高齢化医療に關する知識や技術を共有する取り組みも行っている。



1998年の開院以来日本語による通常の一般外来診療(総合診療)から、予防接種、健康診断や各種の人間ドッグまで、幅広い医療サービスを提供。

シンガポールでも有数の私立病院である、グレンイーグルス病院(Gleneagles Hospital)の中において、より専門医による検査や治療が必要になった場合、グレンイーグルス病院内の専門医、技師、検査室と連携して対応させていただきます。

基本情報はビジネスガイドP132に ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶

Q3 ワクチン接種の除外対象にしてもらうことはできますか？



何らかの理由でワクチン接種ができない方は免除される規定もあります。ただ、これは海外で発行された証明書は認められず、シンガポールで登録されている医師の診察のもとで免除の対象になるかが決まります。基本的に新型コロナワクチン接種後に重篤なアレルギー反応が起きた、などでなければ免除規定に該当しないとされています。当クリニックからその評価を行っている医療機関への紹介も行っています。

Q4 風邪と新型コロナウイルス、 そもそも感染の見極め方はあるのでしょうか？



残念ながら見極めることは不可能です。

ですので、風邪症状が出現したらART検査を数日繰り返して陽性になったら自宅にとどまるようにしてください。医療機関を受診する前にも検査をされることをおすすめします。

Q5 最後に、読者に向けてひと言メッセージをお願いいたします。

街中ではマスクを外している方が増え、外出や活動に制限がほぼない状態になっています。しかし、それは新型コロナウイルスの流行が収束したわけではなく、全世界が共存の道を選んでいるためでもあります。ですので、この先も流行は続くと思いますので、怪しいと思ったらART検査を行われることをおすすめします。

また、感染対策を完璧に行っていたおかげで風邪や胃腸炎の流行もほとんど起きませんでした。その結果として一般的な病原体への免疫力が落ちている方も多く、頻回に風邪を引いたりお腹の調子を崩す方も増えています。体調が優れないときは早めに受診されることをおすすめします。



NiMC

日本メディカルケア

NIPPON MEDICAL CARE・日本人向けクリニック

患者さんからの信頼を大切にします

総合病院で小児・成人の外来受診、検査・入院・出産も対応

日系企業も出資するパークウェイグループが運営する日系病院。1998年に総合病院内にある初の日系クリニックとして開院。充実した医療設備のある私立病院内で、外来から入院・出産、NICUでの新生児ケアまで一貫した幅広い医療サービスを提供。血液検査やCT、MRIを含む画像診断まで日本人医師やスタッフがサポートを提供しながら迅速に対応。日系海外旅行保険やヘルスケアプログラムカードで外来だけでなく検査や入院もキャッシュレス受診可能。

生後1ヵ月から
大人の
外来受診や
小児・成人
健康診断

お子さんから大人まで、風邪などの内科的な受診や怪我や腰痛・頭痛を伴うような肩こり等の治療も対応。検査が必要と感じる症状であれば、クリニックに事前に電話などで相談することでスムーズな受診と検査スケジュールをお組みします。時間外診療は24時間対応の救急外来をご案内。ただしシンガポール人の救急専門医師の診察となります。小児の予防接種スケジュール相談や小児定期健診も行っています。成人の健康診断はサイトからオンライン申し込みをお勧めします。海外生活中も年に一度は健康診断を受けましょう。

日系
海外旅行保険で
安心の
キャッシュレス受診
時間外は救急外来

海外旅行保険・ヘルスケアプログラムカード、外資系保険（シングナカード等）でのキャッシュレス受診に対応。外来受診だけでなく、検査・入院まで一貫して日本メディカルケアから保険申請代行しています。時間外診療は24時間対応の救急外来をご案内。ただしシンガポール人の救急専門医師の診察となります。系列のグレンイーグルス病院、マウントエリザベス・オーチャード病院の救急外来では日系海外保険のキャッシュレスも対応。

シンガポールでも、
妊婦検診から
分娩まで
一貫診療

婦人科系の疾患や検診・妊婦検診・出産まで日本語で安心。母親学級では助産師との個別のお話で、妊娠中のからだところの変化、食事や産後のケアまでしっかりサポートします。ご家族の希望される出産スタイルに寄り添い、自然分娩だけではなく無痛分娩も選択できます。出産後の授乳指導、乳腺炎や卒乳に向けての相談も日本人助産師が対応し、マッサージケアも提供。予防接種・乳幼児健診も行っています。妊娠を希望するご夫婦には、在星中でもできるだけ治療に取り組めるよう不妊検査・治療の相談もお受けしています。

日本メディカルケア

NIPPON MEDICAL CARE

6A Napier Rd. #03-31 Annexe Block
Gleneagles Hospital S258500
Napier駅（TELライン）徒歩1分
nmc@nipponmedicalcare.com.sg
www.nipponmedicalcare.com.sg

TEL: 6474-7707 (総合) / 6479-3722 (健診室)

診療時間 平日9:00-12:00 / 14:00-17:30

土曜9:00-12:00 (日・祝休診)

診療内容 産婦人科、小児科、内科、外科、皮膚科、耳鼻科、その他一般診療、乳幼児健診、健康診断、ドック検診、理学療法、予防接種

健康診断
婦人科検診
乳幼児検診を
受けましょう
ご予約は
クリニックまで



Healthway Japanese Medical

ヘルスウェイ ジャパニーズ メディカル

赤ちゃんから大人まで、日本語対応の家族のかかりつけ医として、日本人医師、日本人スタッフが対応



日本人医師・日本人スタッフが、赤ちゃんから大人まで家族をサポート

風邪などの受診から慢性疾患の定期的な受診、予防接種、健康診断など幅広く診療

クリニックに直接受診が難しい場合はオンラインでの受診が可能

ヘルスウェイ メディカル グループは、1990年にプライマリーヘルスケアとしてスタートし、現在ではシンガポール国内に、総合診療クリニック、専門医、歯科、健診センター含め100院以上のクリニックを展開し、幅広い医療ネットワークをもつメディカルグループで、中心地オーチャードロード沿いの Centrepont 内6階という、利便性の高い立地にあるクリニックです。風邪などの受診から慢性疾患の定期的な受診、予防接種、健康診断など幅広く、日本人総合診療医の吉国医師と、日本人小児科医の伴医師が対応。乳幼児期の予防接種、乳幼児健診も行っており、赤ちゃんから大人まで、家族のかかりつけ医として、対応いたします。海外という環境で不調をきたしやすい、メンタル相談も可能。詳しくはホームページをご確認ください。シンガポール発の血液検査でわかる胃がんスクリーニング検査、「Gastroclear」の検査も可能で、胃内視鏡検査やバリウム検査の代替としておすすめ。自宅にしながら受診ができる、オンライン診療にも対応しています。オンライン診療ではスマートフォンまたはタブレットから、オンラインビデオ通話を通して診療します。

ヘルスウェイ ジャパニーズ デンタルは、こちらも利便性の高いオフィス街のシェントンウェイ沿いにあるクリニック。日本人歯科医師が子どもから大人まで、定期検診、クリーニング、歯科治療のみならず、お子様については虫歯予防に関するアドバイスから歯並びに関するご相談まで対応しております。また、ホワイトニングや歯科矯正も行っており、矯正はワイヤー使用の治療だけでなく、インビザライン治療にも対応しております。グループ内には小児科、整形外科、耳鼻科など、各専門医クリニックもあります。その医療ネットワークを生かして、当院での受診後専門医治療が必要となった場合には、各科専門医へのご紹介も可能。必要に応じて日本語サポートも。

日系・外資含めた各種保険のキャッシュレス対応。詳しい保険対応については、当院までお問い合わせください。

Healthway Japanese Medical& Dental ヘルスウェイ ジャパニーズ メディカル アンド デンタル

Medical: 176 Orchard Road, #06-05, The Centrepont, S238843 6733 9785

Dental: 6A Shenton Way, #02-15 Downtown Gallery, S068815 6733 9785

hjmc@healthwaymedical.com (日本語可) https://japanese.healthwaymedical.com/

Medical: 月～金 9:00-13:00 (最終受付 12:30), 14:00-18:00 (最終受付 17:30) 土 9:00-13:00 (最終受付 12:30) 日・祝日 休診

Dental: <予約制> 月～金 8:30-17:30 土 8:30-12:30 日・祝日 休診 @healthwayjapanesemedical @healthwayjapanese



NIHON

ニホンプレミアムクリニック
PREMIUM CLINIC



婦人科医
洲河美貴医師

整形外科・手外科
赤井敬紀医師

総合診療科・外科
黒川剛史医師

皮膚科
菊地夕子医師

診療科目

○総合診療科 ○内科 ○外科 ○小児科 ○皮膚科 ○整形外科 ○手の外科 ○婦人科
○予防接種 ○印は完全予約制

感冒症状がある方は必ず事前にご連絡ください。

受付時間

通常診療 月火水金曜 9:00~12:30/14:00~17:30 木曜 9:00~12:30/14:00~18:30
土曜 9:00~12:30 日・祝日休診

● 予約制以外の診療科でも予約を受け付けております。お電話でご予約下さい。

海外旅行傷害保険キャッシュレスサービス対応

FAX : 6397-2112 Email : contact@npc.sg
10 Sinaran Drive #11-12/13/30 S307506

TEL : 6397-2002 ノベナメディカルセンター 11階
(MRT Novena 駅直結 スクエア2内)

www.nihonpremiumclinic.com

Tokyo Century Leasing (Singapore) Pte. Ltd.

東京センチュリー株式会社 シンガポール現地法人

**シンガポールでのカーリース・設備ファイナンスは
東京センチュリーにお任せください！**



営業車や自家用車をご検討の方へ、また車両調達や車両管理にお困りの方へ

**シンガポールでの車に関することは
全てお任せください！**

**車に関する安心・安全をご提供、
また煩雑な車両管理からも解放さ
れます！**

東京センチュリーは、リースを祖業とし、国内外のパートナー企業との共創による「金融 × サービス × 事業」を融合したビジネスモデルを展開する業界トップクラスの金融・サービス企業です。シンガポール法人は 1979 年に設立され、当地に進出された日系企業様を始めとした幅広いお客様にカーリース、設備ファイナンスを中心にさまざまな金融サービスをご提供しております。

■カーリースご利用のお客様

業界を問わず多くの日系企業様および個人の方々に当社のサービスをご利用頂いております。日々の通勤・営業活動にご利用されるお車から、ご家族もご利用される自家用車まで幅広い用途にご利用いただいております。また、お車に関してもコンパクトカーからラグジュアリーカーまで幅広く取り扱っております。

■安心の日本人対応

当社には経験豊富な日本人担当者がおります。日本人ならではの、日本語によるきめ細やかなサービスをご提供させていただいております。車種の選定、ご契約期間、月々のリース料などお客様のニーズに合わせて車種やプランを柔軟にご提案させていただきます。

■安心・安全のカーリース

当社のカーリースサービスには、車両調達、各種税金、自動車保険加入などの手配から、車両の定期点検（お客様に安心してご利用いただけるよう 6 か月毎、または 10,000km 毎に実施）、24 時間 365 日のロードサービス/アクシデントサポートまで、お車のご利用に関する幅広いサービスが含まれており、お客様に安心・安全にお車をご利用いただいております。

■車両管理業務のアウトソース

車両を自社所有された場合、税金、保険、定期点検、車検などに関わるさまざまな煩雑な管理業務が求められますが、これら業務は全て当社が管理します。

■設備ファイナンス

当社ではカーリースだけでなく、お客様が導入される工場設備、IT 機器等のファイナンスサポートから、お客様製品の販売促進向けファイナンスサポートなど幅広いサポートをご提供させていただいております。

お車についてのご相談はもちろん、日常の些細な疑問やシンガポール生活に必要なさまざまな情報などもご提供可能ですので、まずはお気軽にお問合せください。

Tokyo Century Leasing (Singapore) Pte. Ltd.

東京センチュリー株式会社 シンガポール現地法人

📍 8 Cross Street, #09-04/05 Manulife Tower, S048424

☎ 6220 8751

✉ info-autolease@tcls.com.sg

🌐 https://tcls.com.sg/jp/

🕒 月～金 9:00-17:30 定休：土日祝

担当：伊藤、友永 (6220 8751)



Tokyo Century



業務に不可欠な IT環境を ワンストップで 整えます!

カワテックシンガポールはITサポートのプロ集団です。日本を離れシンガポールへやってきた法人様が安心して業務に打ち込める環境をサポートしたい想いで、寄り添った親身なサービスを続けてきました。私たちはITに関することで**出来ないことを設けていません**。パソコンの導入・修理からサーバー構築、クラウド環境、IT保守管理まで、業務に欠かせないオフィスのIT環境をつくる全ての事柄にワンストップでお応えしています。



シンガポールのIT事情に熟知して、法人様のお悩みに広く深く対応しています



日本語環境PCが欲しい



PCの不具合を直したい



無線LANの導入・構築



大切なデータを復旧したい



データを完全消去したい



ビジネスフォンを導入したい



業務用サーバーを入れたい



クラウド環境を構築したい



VPNを構築したい



システム開発を頼みたい



TV会議システムが欲しい



監視カメラを導入したい



入退室管理を強化したい



オフィスを丸ごと構築したい



IT保守管理をすべて任せたい

カワテックでは常時200項目以上の項目に対応し、全て構築・保守まで行います。お客様のご要望に応じた、適切なご提案をさせていただきます。上記はほんの一部です。お気軽にご相談ください!

小回りの利くフットワークの軽さで
お客様の大切なビジネスを止めません

お電話受付も
IT専門技術者も
生粋の日本人が
日本語で対応します

シンガポール
全域に対応し、
最短1日で問題を
解決しています

Kawatec
IT Support Company

6743-4530

Email: info@kawatec.com(担当:岡田、金澤) 9:00 ~ 18:00(土日祝定休)

420 North Bridge Road #03-20 North Bridge Centre(S) 188727

詳しくはホームページをご覧ください

<https://kawatec.com/houjin/> 検索



シンガポール駐在員必見!

島内ゴルフインフォメーション
+ SingaLife おすすめゴルフコース



シンガポール島内ゴルフ場MAP



ゴルフ場名	住所	電話番号
① National Service Resort and Country Club (Changi)	10 Changi Coast Walk, Singapore 499739	6542 8288
② National Service Resort and Country Club (Kranji)	50 Neo Tiew Lane 3, Singapore 718828	6795 2300
③ Marina Bay Golf Course	80 Rhu Cross, Singapore 437437	6345 7788
④ Sentosa Golf Club	27 Bukit Manis Road, Singapore 099892	6275 0090
⑤ Changi Golf Club	20 Netheravon Road, Singapore 508505	6545 5133
⑥ Keppel Club	10 Bukit Chermin Road, Singapore 109918	6375 5567
⑦ Orchid Country Club	1 Orchid Club Road, Singapore 769162	6750 2111
⑧ Tanah Merah Country Club (Tampiness Course)	151 Xilin Avenue, Singapore 486799	6513 7818
Tanah Merah Country Club (Garden Course)	1 Tanah Merah Coast Road, Singapore 498722	6542 3040
⑨ Champions Golf (Bukit Timah Golf Complex)	60 Fairways Drive, Singapore 286866	6463 0332
⑩ Sembawang Country Club	249 Sembawang Road, Singapore 758352	6751 0320
⑪ Seletar Country Club	101 Seletar Club Road, Singapore 798273	6481 4812
⑫ Laguna National Golf and Country Club	11 Laguna Golf Green, Singapore 488047	6542 6888



シンガポールの住まいと暮らし

住まい選びは不動産エージェント（不動産仲介業者）から

シンガポールでは外国人でも条件によっては不動産を購入することができますが、多くのケースでは「賃貸」物件を選ぶことになります。

シンガポールでは賃貸物件を借りる際に物件のオーナーと直接やりとりすることは減多になく、通常は不動産エージェントを通して内見や交渉、契約を行なっていきます。不動産エージェントの選び方は、やはりこちらの条件に合う物件をいかに多く紹介してくれるかということがポイントとなります。

エージェントによって得意とするエリアや価格帯が異なる場合もあるので、

希望の条件を明確にしてははっきり伝えることが大事です。また、仲介手数料についての条件も確認しましょう。

ある程度、シンガポールの事情に通じていたり、英語でのコミュニケーションに問題がないケースならば、シンガポールの賃貸物件サイトなどで検索し、現地のエージェントと交渉することも可能ですが、言語や慣習の違いにより日本では当たり前でないケースが多いため、トラブルも多いので不動産エージェントを通しての方が無難です。

一方、日系のエージェントは、日本語が通じるだけでなく日本人スタッフとローカルスタッフの協業がきちんとできていて責任ある会社形態の不動産業者

や、シンガポール内での不動産事情に通じ、契約実績も豊富であること、オーナーとの交渉など契約後のフォローをしてもらえることなどもポイントです。移住が決まった時点でインターネットなどを通じて依頼し、内見のスケジュールを組んでおけば、到着後すぐに契約、入居へとスムーズに進めるためのポイントです。

不動産エージェントには、エリアや家賃、周辺の環境などの希望する条件を伝え、それに合ういくつかの物件をリストアップしてもらった上で、内見の手配をしてもらいます。

なお、シンガポール到着から新しい住まいに入居するまで1か月くらいまでの場合はホテル、それ以上はサービスア

パートメントと呼ばれる短期滞在用物件に住むのが一般的です。

コンドミニアムの特徴

日本人がシンガポールでの住まいを探すとき、日本の「マンション」に当たるのが「コンドミニアム」です。日本と同様に、家賃の相場は物件のエリアや広さ、間取り、築年数などによって決まります。

シンガポールのコンドミニアムは、セキュリティが厳しく、施設内に住人用のジムやプールなどの設備があるところが多いです。

部屋は「スタジオタイプ」と呼ばれるワンルームが単身者用、家族で住む場合は2～4ベッドルームとリビングダイニングキッチンがついているタイプが多いです。

シンガポールの場合は2LDK・3LDKではなく「2 Bedroom」「3 Bedroom」、リビングやダイニングなどすべてを含めた部屋全体のことを「ユニット (Unit)」と言います

単身者/独身者はひとつのコンドミニアムに何人かで住む「ハウスシェア」をするケースも多く、賃貸不動産物件のサイトや居住者の交流サイトなどで空き部屋情報を得ることができます。

コンドミニアムでは、ダイニングテーブルセットやベッド、ソファなどの家具や冷蔵庫、洗濯機、テレビなどの家電がそれぞれの家主により提供されており、入居後すぐ生活できるようになっています。ケースや、それがない場合もあります。家具・家電がない場合には、リース家具会社を利用することもできます。

シンガポールの人気エリア

シンガポールはDistrict 1～28のエリアに分かれており、コンドミニアムを探す時もこのエリアが目安になります。

例えば、日本人学校のあるD5地区は「ウエスト (West)」、D14～18地区は「イースト (East)」と呼ばれており、それぞれ人気のあるエリアです。

他にも、チャイナタウンやラッフルズプレイスを含むD1～D2の「シティ (City)」エリアや、セントーサなどを含む海沿いのD3～D4の「サウス (South)」エリア、オーチャードを中心としたD8～D12の「セントラル (Central)」エリアなども人気です。

住むエリアが決まったら、希望する条件の家賃の相場などをあらかじめ調べておくと、不動産エージェントに依頼する場合でもより有利に交渉が進む場合もあります。

内見時のチェックポイント

紹介してもらったなかから、ある程度物件が絞られてきたら、内見 (当地ではビューイングと言います) に行きます。

内見には、不動産エージェントとともにオーナーもしくはその代理人が立ち会い内見を行い、候補物件をいくつか絞り、条件交渉、レター・オブ・インテント (letter of intent) の作成に入ります。ここで注意が必要なのは、日本のように「気に入ったので数日保留にして欲しい」ということはできません。あくまでも書面 (レター・オブ・インテント) を作成し、予約金である賃料の1か月相当分の支払い、双方の署名があつてはじめてその物件が確保されます。そのため交渉中であっても他に決まってし

まうこともありますので、注意が必要です。

また、この交渉の際に条件提示を全て行っておく必要があり、備品の故障や不備などがあれば、入居までに直してもらおうオーナー側に交渉することができます。

その要求とともに、必要なものはこの段階ですべて交渉します。契約が成立してから忘れていたことや見落としていたことを追加要求しても、日本のように相手方の誠意や常識に期待することはできませんので、全てこの段階で交渉する必要があります。

さらに、内見の時に前の住人が住んでいることもシンガポールでは一般的です。その場合にはいつから入居できるのかをはっきりと確認することが最低限必要ですが、現在入居中のためユニットの状況がはっきりわからず、要求に漏れが出てくることが予想されるので、できるかぎり空室の物件を選んだ方がよいといえます。

内見の際のチェックポイントは以下のようなことが基本となります。これと合わせて可能であれば、内部の写真を撮っておきましょう。

- ✓ 周辺の環境とセキュリティ
- ✓ 駅やバス停、買い物する場所など
- ✓ 学校、職場への移動時間、特にスクールバスのピックアップポイントの有無
- ✓ コンドミニアムのファシリティ
- ✓ 家具や家電など、部屋の設備についての条件と状態
- ✓ 水回りやガス、電気の状態

仮契約から入居まで

入居する物件が決まったら入居者からオーナーへの要望等が記載された「レター・オブ・_intent (Letter of Intent: LOI)」を提出し、交渉を行い、双方の条件が整った段階でこのLOIに署名します。

この署名の際には、日本でいう手付金を支払いますが、これは日本と同様に1か月分の家賃と同額が一般的です。

問題なく入居した場合はこれが家賃／敷金に充当されますが、契約前/入居前にキャンセルをした場合、この金額が戻らないことがありますので注意が必要です。LOIが交わされたことにより、オーナーは他の入居希望者を断らなければならず、入居日までに前の居住者が退居した後のクリーニングや、内見時の交渉によって決められた修理などを行います。

また、シンガポールのコンドミニアムの契約は通常2年です。限定的ですがオーナーによっては一年契約にしてくれる場合もあります。

LOIにはこうした条件の内容がすべて記載され、本契約の際にはそれらが記載された契約書にオーナー、入居者

双方がサインすることで法的に成立します。この時に敷金(デポジット)／前家賃1か月と印紙税の支払いが必要となります。

なお、退去時に「原状復帰」を求められますが、傷や汚れなどが、入居者に責任があるのかもととついていたものなのかでトラブルになることが多いため、入居の際には、部屋の状態を撮影して記録しておくことも重要です。

ライフラインやインターネットの契約

契約後もフォローしてくれるエージェントであれば、電気・ガス・水道などの手続きのサポートもしてくれます。

シンガポールの水道は政府水道局が管理しており、蛇口から出た水をそのまま飲用できると言われていますが、日本と同様に浄水器をつけたり、ウォーターサプライのサービスを申し込むこともできます。

ガスはガスはシティガス(都市ガス)とプロパンガスがあり、プロパンガスの場合は定期的に業者がプロパンの取り替えをします。水道やガスは開栓時に立会いが必要な時もあり、数分で終わ

ります。

利用料金はATMを含む銀行振込やコンビニエンスストアなどでその都度支払うことも可能ですが、開設している銀行口座からの自動振替(当地ではジャイロ-GIROと言います)やクレジットカードでの支払いが一般的であり便利です。これは他のサービスの支払いに関しても同様であるといえます。

2019年5月より全土で電力完全自由化

電気に関しては、これまで政府系企業であるシンガポール・パワー(Singapore Power=SP)が管理していましたが、電力の消費者である一般世帯および事業者が電力会社を選ぶことができる自由化が暫定的に推し進められてきました。

2018年11月より完全自由化に踏み切り、国内を4つに分け地域別を実施し、19年5月には全土で自由化されました。

これにより消費者は電力の購入先を、政府が認定した複数の電力販売会社か、これまでのSPにするかを選べるとされています。

インターネット上には、すでに各社の料金プランを比較するサイトなどもあるので、不動産エージェントにも相談の上、検討してみるのも良いでしょう。

インターネット・プロバイダーを選ぶ

シンガポールのインターネット速度は世界一だとも言われており、その上コンドミニウムは、ほぼすべての部屋までの引き込みも完了している場合がほとんどです。

部屋まで引き込まれていない場合

には、プロバイダーを選び、インターネットの接続を依頼すれば、回線業者(NetLink Trust)への手配をしてくれますが、費用がかかりますので予めその費用負担の確認をしておく必要があります。

下記の大手インターネットプロバイダーは、携帯電話、固定電話、ケーブルを使ったテレビなど、総合的なサービスを提供しています。

・シングテル (Singtel)



・スターハブ (StarHub)



・エムワン (M1)



プロバイダーを選ぶポイントは、各社のパッケージプランの中から優先したいサービスを比較し、その中から希望に合った速度や料金を検討することに

なります。選ぶ際には、利用者の口コミサイトや実際に使っている人の意見を参考にしましょう。

契約はオンラインもしくは実店舗の窓口で行い、ほとんどが1~2年の契約となります。年間契約の場合、携帯電話と同様に、中途解約の際には違約金の支払い義務が発生するので注意が必要です。

また、年間契約ができるのは、シンガポールの就労許可(EP)を取得し、国内に住所がある人のみなので、窓口で申込む場合は、EPと家の賃貸契約書等を必ず持参して下さい。

シンガポールの公営住宅 HDB

シンガポールの土地はすべて国に属するという考え方がベースにあるため、国土のほとんどが国有となっています。そのためシンガポール国民の約80%は、HDB(Housing Development Board)と呼ばれる公営住宅を購入して住んでいます。内装や設備などはリフォームすることもできますが、HDBを購入したといっても恒久的に自分のものになるわけではなく、個人として所有することを一定期間シンガポール政府から認められたという考え方です。購入するのはシンガポールの国籍を有するか永住権を持つ者に限られ、外国人がHDBに住む場合には、オーナーが所有する物件を賃貸物件として借りることになります。



物件によって間取りや設備、条件などが違いますが、施設などはコンドミニウムに劣ることも少なくありません。ただし、駅やバス停に近かったり、スーパーや食堂などがHDBの敷地内にあり、生活するのに便利で家賃もコンドミニウムより割安な点などが魅力です。HDBに住むことを希望する場合は、基本的にはオーナーとの直接契約となります。インターネットなどで情報を集め、オーナーと連絡を取り、さまざまな条件について交渉しましょう。



シンガポールの教育環境について

シンガポールの教育機関に関しては、主に日本人学校を含む日系か、インターナショナルスクールか、ローカル系かという選択肢になりますが、何を選ぶかによって子どもが受ける教育は大きく変わるため、最終的には学校や幼稚園を実際に見てから決める人が多いようです。

学校や幼稚園に関しても、メールで見学の予約をしておくで現地ですぐに行動に移せて時間を有効に使うことができます。

日本の小学校と変わらない「日本人学校」

まず、日本人学校は文部科学省が運営しているため、教育基本法に基づいた教育システムやカリキュラムが行われ

ており、日本の公立学校とそれほど大きな違いはありません。

日本と同じように4月が学年の始まりで、小学校入学の基準も4月1日の時点で6歳になっている子どもが1年生になります。

学期も日本と同じ3学期制で、長期休みは夏休みが8月の1か月、冬休みは約2週間ほど、春休みが学校関係者や企業の異動の時期と重なるため1か月近くと長くなっています。また、ゴールデンウィークなど、日本の祝祭日も学校はお休みです。

クラス分けも日本と同様、各クラスのレベルが平均になるように分けられ、1クラスの人数は日本より少ない25名～35名となっています。生徒の多くは日本人で

すが、両親のどちらかが日本人であったり、日本人会に入っているなどの条件を満たしていれば、他の国籍の子どもも入学できます。

シンガポールの日本人学校は、教育省(Ministry of Education:MOE)から認可された私立学校(Private School)となります。

小学部はシンガポールの東と西に分かれており、クレメンティ校とチャンギ校は学区制を敷いており、住所によって編入先のキャンパスが決まります。学区を越境して通学することは認められていません。中学部はウエストコーストのみですので、全島で一学区のみとなります。

編入試験の内容は以下の通りです。

【小学部】

- 筆記試験
- 音読試験
- 児童の面接
- 保護者面接

【中学部】

- 筆記試験(課題作文)
- 面接試験

課外学習、生活習慣などは日本よりも自由

学用品も日本のカリキュラムと同様に行われるため、小学校ではノート指定はもちろん、辞書や絵の具セット、書道セット、算盤や彫刻刀なども使用し、体操着は日本人小学校、中学校共に指定の物があります。

4月の指定された日に小学校でも販売されますし、シンガポール国内でも入手可能です。学年により、何が必要かは、シンガポール日本人学校のページにも載っているので確認できます。

中学校では上履きにスニーカーを使用しますが、小学校では日本の小学校と同じタイプの上履きを使用します。こちらもシンガポールで購入可能ですが、ノートなどと合わせて、一時帰国の時にまとめて購入する人が多いようです。

日本の公立小学校とシンガポールの日本人小学校の大きく違う点の1つは、ランドセル登校でなくても良いことや中学校に制服がないなど、生活習慣の自由度が高いことだと言われています。

小学生では日本のランドセルを使っている子もいますが、お弁当や学用品がすべて入る大きなリュックサックを使用している子どもが多いようです。

シンガポールの日本人学校では給食が出ないので、基本的にお弁当と水筒

は持参ですが、学校に弁当販売業者が毎日来てくれているので朝注文して、お昼休みに引換券と交換します。

おにぎりや麺類など、日本食のお弁当で、小学校、中学校ともに同じ業者が入っており、保護者のお弁当試食会も学校で開催されます。

中学生も同様にカバンは自由でリュックサックを利用しています。ただ、中学校では、式服と称し、制服の様な正装で入学式・卒業式・始業式・終業式などに参加することが求められます。

また、中学校の部活は、毎日ではなく基本的に火曜日と木曜日の週に2回で、夏休みなどの長期休みには地域での大会やそれに向けた練習などはありません。そのため、好きなスポーツやバレエ、ピアノなどは習い事として続けている生徒が多いようです。

英語のみならずレベルの高い教育

シンガポールの日本人小学校は、1年生からある英会話の授業の他にも、音楽と水泳の授業は英語で行われます。また、英会話の授業の際にはレベル別に12段階に分けられます。

音楽は、ジャパニーズ音楽という日本と同じ音楽のクラスもあり、英語で行われるクラスは、イマージョン音楽とイマージョン水泳と呼ばれています。

また、中学校では、グローバルクラスという理科と数学、学級活動を英語と日本語で勉強するクラスがあります。

通常のクラスにもインターナショナルスクールに通っていた生徒や英語圏にいた生徒がいるので、英語に関してはかなりレベルが高いと言えます。

英語のみならず、その他の教科でも学力考查と言われる定期テストは、日本の公立の中学校に比べるとレベルがかなり高く、塾でも考查対策をしてくれるため、学校の平均点を上げています。

その背景としては、駐在員である保護者の意識が高いこと。いつ来るかわからない帰国に備え、早いうちから塾に通っている生徒が多いこと。またシンガポール国内に日本の大学付属私立高校もあることなどが考えられます。

特色ある教育が魅力の「インターナショナルスクール」

シンガポールではさまざまな国の駐在員が生活しているため、米国、オーストラリア、カナダ、インドなどたくさんの国のインター校(インターナショナルスクール)があります。

インター校に共通する大きな特徴としては、教育方針が一貫しており、そのための環境が整えられていること、特に集団としてのまとまりや協調性よりも生徒一人ひとりの個性を重視することと言えます。

費用は日本人学校やローカル校よりも高額となりますが、こうした教育を魅力に感じ、我が子に受けさせたいと考える保護者は少なくありません。

最近では、赴任者のみならず、子どものインター校就学を目的としてシンガポールに来る「教育移住」も増えていきます。

インター校に入学することを希望する場合には、来星前から情報を集め、子どもにとって重視したいポイントや条件をよく話し合っておくことが大切です。

教育のクオリティを担保する国際基準

しかし、インター校と一言で言っても、実はそれには明確な定義はなく、単に教授言語が英語であるに過ぎないとい

うケースもあるようです。

海外教育におけるひとつの基準となるものとして「国際バカロレア (IB)」やケンブリッジの A level などの教育プログラムがあります。

例えば IB は、スイスを拠点に設立された非営利団体 (国際バカロレア) が独自の教育理念に基づいて確立し、現在、世界 159 개국 5,600 校以上で取り入れられています。

そのポイントは、「生徒自らが研究、創造、協働し、批判的思考を持つこと」というコンセプトを元に、研究などの実践評価を含む必須 6 科目を履修し、その結果として国際的に通用する大学入学資格も得ることができるものです。

注目を集める「ローカル校」

2015 年に、PISA (経済協力開発機構により国際的な生徒の学習到達度調査) で数学的リテラシー・読解力・科学的リテラシーの各分野でシンガポールが世界 1 位を獲得しました。

そこから世界的にシンガポールの教育が注目されるようになり、ローカル小学校への入学希望者が増加しています。

しかし、ローカル小学校へは、シンガポール人と PR (永住権) 保持のある外国人が優先され、それ以外の外国人の子どもがローカル校に入学することは困難になっています。

PR 保持がない場合は、まずローカル校入学への興味があることを 6 月ごろから MOE (教育省) のサイト上からオンラインフォームに記入して報告しておくことが必須です。

定員に空きがあった場合にのみ、MOE からオファーがくるという仕組みで、そのチャンスを待つことになります。また、MOE によって振り分けられた小学

校以外に進学することと転校することは不可能になりますが、年 2 回実施される学力試験 (AEIS / S-AEIS) の結果次第で、2 ～ 5 年生までの編入が認められます。

ローカルの学校の場合、シンガポール人の学費は無料です。また、PR 保持と PR 不保持の外国人では学費に 3 ～ 4 倍の差があり、PR のない外国人の子どもがセカンダリーに進む場合、インターナショナルスクールの学費と大差がない場合もあるようです。

ローカル校の学期と教科

シンガポールの新学年の始まりは 1 月になります。したがって、1 月 1 日に 6 歳になっている子どもはその年から小学校 (プライマリースクール) 1 年生として入学できます。

2 学期制をとっていて、登校は年間 200 日と定められているため、週休 2 日のほか、各学期の間や学期の中間に連休が設けられています。

1 月から 5 月下旬までが 1 学期、4 週間の休みの後、6 月下旬から 11 月中旬が 2 学期となっています。

クラスサイズは約 40 名、担任と副担任の 2 名が配属され、教科ごとに先生が変わります。授業はすべて英語で行われ、科目は母語 (日本での「国語」に当たる。中国語・マレー語・ヒンドゥー語などから自分の民族の言語を選びます)、英語、算数、理科、社会、音楽、図工 (芸術)、体育となっています。

活発な課外活動を重視

1 日のスケジュールは、朝 8 時前には始業、午前中いっぱい授業で、お昼休みを挟んで午後からはアクティビティというケースが多いようです。

シンガポールの小学校は日本の公立小学校と比べると、生徒会活動やクラブ活動が盛んに行われ、ホリスティックな部分の育成も重要視されています。

各学校によってどんなクラブ活動があるか、また活動を推奨される学年などについてもバラバラですが、高学年になるとスクールの代表チームなどが結成され、Nationwide なコンペティションにも参加します。

学校内での活動がないスポーツでも、成果を残している生徒に関してはとても協力的で、それを学校内でのクラブ活動としてカウントしてくれる学校もあります。

PSLE (小学校卒業試験) とは？

シンガポールのローカル小学校では PSLE (Primary School Leaving Exam: 卒業試験) があることが有名です。

6 年生が卒業時に必ず受けなければならず、卒業可能かどうか、また結果によりどのコースに進むのか決まります。

試験の期間も長期にわたるので、高学年になるとこのテスト対策に多くの時間をとられ、塾に通い始める子どもも珍しくありません。例えば 8 月中旬に英語と母語の口頭試験が行われるのを皮切りに、9 月中旬に英語と母語のヒアリングテスト、9 月下旬から 10 月頭にかけて英語、算数、母語、理科の筆記試験があり、上級レベルの母語筆記試験で終了です。

PSLE の結果で 60% 以上が進学 (エクスプレス) コースに進むほか、20% 以上がノーマル (アカデミック) コース、約 10% がノーマル (テクニカル) コースに進学します。

毎年数パーセントの児童は PSLE に不合格になるケースもあり、もう一度 6 年生として学習しなければなりません。

シンガポールの幼稚園 (プリスクール) について

シンガポールでは保育園と幼稚園の管轄も小学校や中学校を管轄する教育省 (MOE: Ministry of Education) が行なっています。

幼稚園ごとに教育方針はもちろんのこと、時間割だけでなく長期間の休みの時期など異なるため、選択肢が多く、選ぶのに迷ってしまうという声をよく聞きます。

2 年保育なのか、3 年保育なのか、幼稚園は日系にこだわるのか、せっかくシンガポールにいるのだからインターへ、もしくは保育時間も長くお手頃なローカルか、選ぶポイントはいろいろあるでしょう。

ローカルは 4 歳からの入園が多いようですが、インターナショナル・スクールや日系の幼稚園は 2 歳からのクラスがあったり、ナーサリーが付随していて 1 歳半くらいから入園が可能なのところもあります。

駐在員の場合は、保育料がどこまで会社でカバーされるのかも重要な点です。日本では幼稚園を決める際、園の教育方針、送迎園バスの有無、お弁当か給食か、延長保育など、保護者が重要と思うさまざまなポイントがありますが、シンガポールでも同様です。

下調べをして、まずいくつか実際に見に行ってみると、園の雰囲気や規模、先生方、園児の様子などのポイントが絞れてくるでしょう。説明会や一日体験入園などがある場合は、ぜひ参加してみましょう。

●日本と似た運営の日系幼稚園

基本的に日系の幼稚園は日本人が経営しており、いずれ日本へ帰国したり、あるいは日本人学校へ進学するという子どもを対象にしているため、日本の幼稚園と同じよ

うな運営がされていることが多いです。

学期の始まりも 4 月、朝 9 時前に登園して午後 3 時ごろに帰宅というのが一般的で、放課後の延長保育などもありありません。

日本人の子どもがほとんどなので日本語が使用されますが、英語の学習などに力を入れている園もあります。

●多彩なカリキュラムが魅力のインター系幼稚園

インター系幼稚園はインターナショナルスクールのプリスクールという形態のため、各校によってカリキュラムも変わり、そのまま系列の学校へ上がることができます。

学期のスタートは 8 月または 1 月となっていて、長い夏休みをはさんだ 2 ～ 3 学期制をとっています。時間は朝 8 時から午後は 1 時くらいまでと短く、

主に英語を使用して授業が行われ、第 2 言語として中国語、日本語、ドイツ語、フランス語などを選択することができたり、アートや音楽など自己表現に力を入れた教育がなされていることも特色です。

●働くママにとって頼りになるローカル幼稚園

シンガポールの学期は 1 月から始まるため、幼稚園も 1 月スタートとなります。一般的な時間割は朝 9 時から夕方 5 時までですが、保育園と連携している幼稚園も多いことから、朝 7 時から夜 7 時までの延長保育も可能です。

ローカル幼稚園は共働きの家庭を助ける意味合いも強いいため、長いお休みがなく、小学校入学に備えた読み書きの勉強などもカリキュラムが組まれている点などが特徴です。



海外・帰国子女の強い味方となる
総合支援サイト

帰国生の三カマ

ココから
チェック!

帰国後の学校選び・入試情報、帰国子女ならではの悩みや不安、
そんなお悩みを手助けします！オンライン説明会も定期的に開催中！



一時帰国生向け
夏期講習

帰国後の受験へ向けて！

夏を制する者は
受験を制す。



実際に足を運んでの
見学も難しい…

コロナ禍だからこそできること、
ポイントを公開

帰国子女の
学校探し
コロナ禍編



解決方法・親が
できることは何？

無理せずゆっくり悩みと向き合おう

よくある
帰国子女ならではの
悩み・心の不調



埼玉・茨城も
チェック！

2024年度 エリア別 東京

帰国子女受け入れ校の
学校説明会と
イベント情報を一挙公開！

※神奈川の帰国子女受け入れ校も別記事にて掲載中



日本への帰国は
ZIPAIRで！

ZIPAIRは日本航空(JAL)の100%子会社であり、今の
時代に合ったサービスクオリティと究極のコストバ
リュウを両立する、今までにないエアラインです。現
在シンガポール＝日本間の定期便を運航しております。

シンガポール＝成田路線
2023年夏スケジュール販売中！毎日運航!!

ZG54便
シンガポール発 00:50 — 成田着 09:00
ZG53便
成田発 17:00 — シンガポール着 23:20

※上記は 2023 年夏スケジュール期間のダイヤです。
現在の運航時間等詳細は ZIPAIR 公式サイトからご確認ください。

片道1席あたり Standard ▶ 195SGD～
U6 (6歳以下の
お子様運賃) ▶ 65SGD(定額)

※諸税を除く運賃額です。
燃油サーチャージはかかりません。

- 無料機内インターネットサービスに加え、ご自身のデバイスでエンタメや機内販売がご利用いただけます。
- 6歳以下のお子様には定額運賃である「U6」がご利用いただけます。
- 座席はビジネスクラスに相当する Full-Flat、他社フルサービスキャリアと同等のシート間隔である Standard の2種をご用意しております。

2022 年 12 月には成田＝米国サンノゼへの就航も開始。
シンガポールからハワイ、ロサンゼルス、サンノゼへも ZIPAIR でアクセス拡大！
※成田空港で1度乗り継ぎが必要
観光や留学、出張にもぜひご利用ください。

担当者
より

フルサービスキャリアにも劣らないサービス品質でありながら、
LCCの価格でお気軽にご利用いただけます。
今までにない「New Basic」な空の旅を、ZIPAIRでお楽しみください！



Standard 座席



Full-Flat 座席もございます



機内インターネット、機内販売など

株式会社ZIPAIR Tokyo

※ZIPAIRではお手伝いが必要なお客様のみ、お電話でのお問い合わせを承っております。
それ以外の方は恐れ入りますが、チャットまたはメールでお問い合わせください。

〒282-0011 千葉県成田市三里塚字御料牧場1-1
成田空港第1ターミナル内
0570-015-210
日本国外から +81-3-6631-1223
※日本語対応10:00-19:00(日本時間)

contact.jp@zipair.net (日本語)
https://www.zipair.net/ja
@zipair.tokyo_official
@ZIPAIRTokyo

ZIPAIR



海外引越は NXシンガポールへ! (旧シンガポール日本通運)



日本や他国、シンガポール島内の
引越など、お気軽にご相談下さい!

お見積もりや、
引越当日のサポートを
日本人スタッフが対応で安心!



事務所の移転もご相談ください!

NEX NIPPON EXPRESS

Add : 5C Toh Guan Road East, Singapore 608828

☎ 6565-8177

引越の
お問い合わせは
こちら!



新規お問い合わせから
写真下見、
引越準備情報も満載!